

平成 3 1 年度

飯 館 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 平成 31 年 3 月 11 日
至 平成 31 年 3 月 14 日

飯 館 村 議 会

平成31年3月11日

平成31年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）



平成31年3月11日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 高 橋 和 幸 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

佐 藤 一 郎 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 孝 雄 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総 務 課 長 高 橋 正 文

復興対策課長 中 川 喜 昭

会 計 管 理 者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

選挙管理委員会

書 記 長 高 橋 正 文

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

建 設 課 長 高 橋 祐 一

健康福祉課長 齋 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会

事 務 局 長

石 井 秀 徳

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局 長 但 野 正 行 書 記 高 橋 由 香 書 記 庄 司 伸 也

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。

ただいまから平成31年度予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る3月4日の本会議において付託をされました平成31年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

図らずも、私相良 弘が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に高橋和幸委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日で東日本大震災発生から丸8年となりました。これに起因する原発事故で村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。本日は、発災時刻の14時46分になりましたら委員会を中断して犠牲者の方々のご冥福を祈り黙禱をいたしますので、ご協力お願いいたします。

さて、平成29年3月31日に帰還困難区域の長泥地区を除き避難指示が解除されたものの、帰村者は本年1月1日現在約17%にとどまり、今なお廃炉作業の先が見通せない原発事故による放射能汚染への不安と東電への不信感をぬぐえないでおります。そして今月末には仮設借り上げ住宅の無償供用が打ち切られることとなりました。多くの皆さんが帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中での平成31年度予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理はもとより、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成31年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村では、喫緊の課題解決や中期見通しに立った予算の編成をしているものと思われませんが、ご承知のようにこのたびの予算は一般会計で約140億円で過去2番目、震災前の予算規模の約3倍にあります。学校等再開の大型プロジェクトは終了しつつありますが、深谷復興拠点整備の仕上げ、農業基盤整備、ライスセンター建設、村道補修等、なりわい、生活環境整備に係る予算により昨年度の1.5倍の規模となっています。復興創生期間の一応の終期もあと2年と迫る中、重要な予算であります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安心・安全、さらには福祉向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いします。

また、村長を初め、各課等の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通じて実のある審査ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、平成31年度予算審査特別委員会に付託されました議案第9号「平成31年度飯館村一般会計予算」、議案10号「平成31年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成31年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13号「平成31年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成31年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から14日までの4日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課等の長から担当する事務及び事業にかかわる説明を求め、2日目は議案第9号から議案第14号までの総括質疑を行い、3日目は休会とします。4日目は2日目に続き総括質疑として、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課等の長をお願いいたしますが、説明の時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、若干の質疑時間をとりたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終わられるようご協力をお願いします。

◎休憩の宣告

委員長(相良 弘君) ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席願います。

(午前9時08分)

◎再開の宣告

委員長(相良 弘君) 再開します。

(午後3時33分)

委員長(相良 弘君) 本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、次回はあす3月12日午前10時からこの場所で再開いたします。

(午後3時33分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月11日

予算審査特別委員会委員長 相 良 弘

平成31年3月12日

平成31年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）



平成31年3月12日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 高 橋 和 幸 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

佐 藤 一 郎 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 孝 雄 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総務課長 高 橋 正 文

復興対策課長 中 川 喜 昭

会計管理者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

農業委員会
事務局 長 石 井 秀 徳

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

建 設 課 長 高 橋 祐 一

健康福祉課長 齊 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会
会 長 菅 野 啓 一

選挙管理委員会
書 記 長 高 橋 正 文

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局 長 但 野 正 行

書 記 高 橋 由 香

書 記 松 本 義 之

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は7名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました平成31年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の予算にかかわるものであります。

委員の皆様には、村民の福祉向上のため効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、特に質問の際は、予算書を初め予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、重複した質問は極力されないようにご配慮をお願いいたします。説明員におかれましても、私の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに委員会を開きます。

これから議案第9号から議案第14号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

まず最初に、各課ごとの今年の重点的な予算は何かと。それがまた村民にとってどのようなよきものを与えるのか。各課ごとそれぞれお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 各課の重点事業ということですが、まず総務課から3つほど申し上げたいと思います。

まず、1つ目は長泥の復興拠点の居住促進ゾーンの整備が総務課の担当でございますので、こちらに力を入れていくということになると思います。あとはもう1点申し上げますと、深谷の復興拠点の整備ということで、集大成となると思いますが、多目的、子供の運動広場といいますか、公園と建物も屋内施設、この辺にも重点を入れていきたいと考えております。さらに、もう1点申し上げますと昨年度より移住定住交流事業に力を入れていますので、新年度についても移住定住交流事業にも力を注いでいきたいと考えております。総務課は以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、復興対策課でございますが、まず農政第1係、第2係あわせてお答えいたしますが、まず被災地域農業復興総合支援事業でございます。予算的には農協が将来事業主体になるわけでありましたが、ライスセンターとラック式倉庫の建設関係でございます。今のところ、農協としましては220ヘクタールほどの米の作付をしながら、それらをライスセンターで処理をしまして供出をするという形になっております。

あわせて、畜産拠点ということで、村外の方が新規に、肉用牛を飼育するということでの牛舎等の建設も計画しているというところでございます。

2点目が、県の営農再開支援事業でございます。これにつきましては、継続事業で行ってきておりますが、31年度については保全管理が最終年度ということになりまして、今後は農地の集積等も営農再開支援事業を進めながら考えていくということで、またその受け皿としては農地中間管理事業、31年度については4行政区ほどを計画しておりますが、これらの対応という部分でございます。

予算的には上がっておりませんが、長泥行政区帰還困難区域の除染等、あとは環境再生事業、これは国の事業でございますが、地域の皆さんと村が一緒になって国の事業を使ってやっていきたいという考えでございます。

商工労政でございますが、まず1点はプレミアム商品券の発行、事業再開帰還促進事業ということで、県の補助事業でございますが、初年度ということで村民の方々が帰還できるよう事業所が帰還できるような状況になればということで進めてまいりたいと思っております。

2点目が、村民からの要望の高いパークゴルフ場の建設に努めてまいりたいというところでございます。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 重点事業ということでございましたが、村全体の最重点事業をつけ加えさせていただきます。第6次総合振興計画の策定を、31年度、32年度かけてしっかりとした計画を策定してまいりたいと考えております。

健康福祉課長（齊藤修一君） それでは、健康福祉課からご説明申し上げますが、昨日も資料ナンバー5の重点事業ということでご説明申し上げましたが、特に復興計画重点事業の中の命を守るの部分で、大きな8項目、健康健診、予防事業等をお知らせいたしました。特に村調剤薬局を開設したいと考えております。これにつきましては健康面、特に生活の中での栄養指導等あるわけなんです。最近薬の管理がしっかりできているかどうかというのが、避難先で大分心配されていることもあります。そういったことを含めて最重点という形にしたいなど。

あとは村民の足の確保事業といたしまして、コミュニティバス、現在1台で運行していますが、避難前と同じように、2台でできるだけ皆様の利便性が図られるような状況にしていきたいということと、そういったことを補完する意味で福祉関係の各種事業、介護保険事業を重点的に行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

住民課長（細川 亨君） 平成31年度の主な重点事業ということであります。住民係では、引き続き交通安全、防犯に充実した取り組みをしていくという点が1点であります。2点目がごみの処理ということでございまして、4月から新たに段ボールの収集が始まるということと、10連休になりますゴールデンウィークにしっかりと通常のごみ処理を行うということで、日常生活に支障が出ないように、しっかりやっていく1年にしたいと考えております。

続きまして、税務係ですが、引き続き30年度で滞納繰越が700万円ほど出る見込みにな

っておりますので、徴収にしっかり力を注いでいくこと。

2点目に、平成33年度から固定資産税が通常課税になるということに合わせまして、現況課税に力を注いでいくという1年になっていくのかと、そのようなことであります。

生活支援系の部分であります、こちらは間もなく供用期間が終了いたします仮設、借り上げ住宅等からのスムーズな退居がなされるよう引き続きやっていく。

もう1点は自治会、同窓会の事業の補助同窓会やっていただきながら村に戻っていく方は戻っていく、戻らない方は戻らないところで頑張ってくださいということで、こういう部分でしっかり補助を出していきたいということでもあります。住民課は以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 建設課は3係ありますが、まず住宅関係の業務であります。村全体で現在のところ100戸という計画で、31年度については大師堂の住宅12戸を整備しまして、住宅の確保を図っていきたいと思っております。それと、農業基盤整備関係です。営農再開に向けて、または基盤整備に向けて今15行政区で動きをしております。残りの行政区につきましても、平成31年度に計画策定をして実施していきたいという考えであります。また、その中でもため池の放射線対策という部分を、31年度から新たに追加していきたいと思っております。

それと、村道関係であります。今、橋の長寿命化計画の策定ということで、点検した内容をもとに策定をしながら、安全確保のための工事を進めていくというところを、31年度から実施していきたいと思っております。村道の点検は当然でありますけれども、村道の修理、舗装関係、今年度からやっておりますが、それらの部分を31年度から全面的に進めていってライフラインの確保をしていきたいと考えております。

そのほか、農業集落排水、簡易水道関係につきましても、31年度から料金がかかるということで徴収業務が発生してきます。そのほか、徴収開始するに当たって災害等で傷んだ部分を農集排、水道を含めて本格的に31年度に整備していきたいと思っております。

教育課長（村山宏行君） 教育課の31年度の重点でございますが、きのうの説明の冒頭と重複しますが、まず31年度は義務教育学校の設立ですね。3小学校の統合と中学校を1つにした義務教育学校の設立に向けて、業務を進めてまいります。特に、関連します閉校開校の各種事業、これらを円滑に進めてまいりたいと考えております。また、園小中の連携教育につきましても、2年目ということがございますので、子供たちの合同行事の実施による一体感の醸成といったことを進めてまいりたいと考えております。また、学校教育の充実が、いずれ若者の帰還促進あるいは新たな定住者の増加につながるということ意識しまして、保護者、生徒、児童、各ニーズを意識した事業展開を進めてまいりたいと考えております。以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 生涯学習課の重点事業は、まず今全体的には総務課で進めていただいておりますラオスパラリンピック選手団の合宿受け入れをやっていく。あとはこれも復興対策課で今整備を進めておりますパークゴルフ場ができ上がった際には、オープニング、維持管理体制をつくっていききたいと思っております。文化祭については、今年度村の文化祭と学校の学習発表会を合同で開催してまいりたいと思っております。ス

スポーツ公園は、先日利活用委員会から報告書をいただいておりますので、スポーツ教室やスポーツイベントなどを行いまして、利活用の促進を図ってまいりたいと思います。

そのほか沖縄までの旅や未来への翼事業、自主文化事業等いろいろ事業をやっておりますので、そういう事業についても継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 最後になりますが、農業委員会と会計室についてご報告させていただきます。31年の重点事業ということではありませんが、まず農業委員会としましては、農地利用の最適化に向けた取り組みとして農業委員、農地利用最適化推進委員が地域に入りまして、農地中間管理事業の取り組みを進めるということを掲げております。

続きまして、会計室ですが、こちらも特段重点事業ということではございませんけれども、事務としまして地方自治法、村の財務規則にのっとって適切な公金支出の審査に努めてまいりたいと考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） ありがとうございます。

それでは、課ごとに質問したいと思います。まず、資料ナンバー6に沿って質問していきたいと思います。3ページ、2款1項1目中段にあります、13節のところ、委託料で役場本庁舎常駐警備業務（配置警備）1,700万円ほど上がっておりますが、これの警備人数あるいは警備体制はどのような内容なのかお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） これは年間を通じて警備保証会社に警備を委託している1,700万円でございます。警備の内容ですが、夜間警備が男性1名、平日は日中は警備はおりません。祝祭日、土曜日の日中が役場職員、日直はおるわけですが、警備として警備保障の方1名でございます。そのほか、機械警備もかけておりますので、その経費もこの中に含まれているということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、機械警備も入っているということですが、機械警備は別に下に51万7,000円上がっているわけですが、これ別になるんじゃないかと。

もう1点、警備業務、延べ人数1年間で何人ぐらいってなっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 失礼いたしました。機械警備は下の51万7,000円ということで、合わせると1,751万7,000円程度の費用になるということでございます。延べ人数ということでございますが、1年365日の夜が1人ずつ。休日分で120日ぐらいになるんですかね。合わせて470～80名前後と考えております。

委員（渡邊 計君） わかりました。

ただ、人数の割に金額的に大きいのかなという感じは受けておるんですけれども。

次に、庁舎清掃等業務、本庁舎いちばん館で186万4,000円上がっておりますけれども、34ページにいちばん館でも清掃業務として78万6,000円ほど上がっているんですが、この内訳というのはどうなっているんでしょうか。両方から上がっているんですが。

総務課長（高橋正文君） 3ページの清掃業務につきましては、主に床清掃、カーペットの清掃を業者さんをお願いする経費でございます。健康福祉課の清掃業務というのは臨時職員賃金として払っている経費でございます。

委員（渡邊 計君）　ということは、本庁舎いちばん館って書いてあるんだけど、パートさんで働いているので、いちばん館というのほとんど間に合っているんじゃないかなと、掃除の内容的に。向こうは板張りですし、そうするとこの内容が別々に上がってくる中で、本庁舎にいちばん館も入っているというのが理解できないんですけども、いちばん館で本庁舎と同じような清掃はしている部分があるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　いちばん館の３ページの経費はワックスがけとか、業者さんが専門の薬剤を使ってする清掃でございます。賃金の方の清掃については、一般的に人手でやる清掃の業務であります。

委員（渡邊 計君）　その下、15節。役場庁舎修繕工事。これはいつごろから始まっていつごろまでの期間なんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　役場庁舎の修繕、１億1,000万円見込んでおりますが、設計等も込みの金額でございますので、準備ができ次第着手して、なるべく早く仕事できるようにしたいと考えております。

委員（渡邊 計君）　役場庁舎の改善工事に、私はなぜこの議場が入っていないのか。私が議員になってから５年間、この天井ずっとずれたの眺めてきましたし、空調が悪くて、冬はとても寒くていられない。きのうなどもかなり寒くて、ストーブ追加してもらったんですが、議場でストーブで途中でピピピって鳴っているようなところ、ほとんどないですよ。我々研修に行ってもほかの市役所、町役場行きますと、必ず議場案内されて見てくるわけですが、その中でストーブ置いてあるようなところはないし、できれば今の時期なら復興予算を使ってできるのかなと思うんですが、その辺はいろいろ難しいでしょうが、なぜこの議場の改善をしようと、また今回の予算に入っていないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　議場の修繕もこの金額で考えております。ただ、空調については以前ここ見積もりとりましたが、数千万円かかるということなので、これについては空調の部分は入っておりません。

財源でございますが、庁舎の修繕については何も補助的なものはございません。これは単独でやるしかないということであります。

委員（渡邊 計君）　きのうの説明で、議場まで入っているとは聞いていなかったのとお伺いしたんですが、確かにかなりの金がかかりますけれども、そのたび冬寒い、夏暑過ぎるって、その中で果たして今後も継続していくのがどうなのかと思いましたので、議場の空調関係をお聞きしたんですが、金銭的な問題もありますでしょうけれども、おいおいある程度考えていただいて、全面でなくても少しずつ直すとか、そういう形でぜひやっていただきたいのと、このように思っております。

次に、６ページ、７ページになります。参議院と今回県議会の選挙があるわけですが、その表の中で期日前投票ですか、２款４項２目１節に期日前投票ということで、延べ22カ所。２款４項３目の県議会の選挙に関しては、期日前が延べ10カ所ということになっておりますが、22カ所と10カ所はこの場所になるのか。これまでは、仮設とか、そういう避難所でも投票できるようになっていきましたが、それが今回なくなってきた中で、これらの22カ所あるいは10カ所は、主にどういう場所になるのか。

総務課長（高橋正文君） 投票所の箇所数については今年度と同様を考えております。仮設が廃止になるところございますので、県北方面については子育て支援センターすくすくを活用してやると。原町方面については相馬の仮設もなくなりますので、今年はサンライフ原町のようなところを借りてやると。箇所数についてはほぼ同程度で減らさないような考えをしております。

委員（渡邊 計君） 福島、伊達方面がすくすくということですがけれども、伊達地区は南相馬と同じくらいの避難者人数いるわけですがけれども、ほとんど同数くらい。その中で伊達方面でどうしてもやらないのかなど。伊達、保原から福島のスグスグへ行くのも飯館に帰ってくるのも大体時間的に同じなんですけれども、南相馬と同じくらいの人数が避難しているところで、伊達がどうしても投票所がないのか。その辺はどうなのでしょう。

総務課長（高橋正文君） 最終的には、投票所については選管で決めるようになると思いますが、まず伊達の選挙投票所がないということでございますが、できるだけ選挙のとき遠いんですが、飯館村にも来て投票もしていただきたいという考えがございます。いずれにしても遠くて不便だということであれば、選管にご相談させていただいて箇所数は今後決めていきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 福島に次いで2番目か3番目、大体伊達のほうがちょっと多いのかなと、避難者数は。その辺について結果が出ていますので、ぜひ考慮していただきたいなと。

次に、8ページ、9款1項1目19節常備消防に対してですが、常備消防のある方から今回人事異動で、飯館消防署の職員が1人減って、原町署に行くというお話を伺ったんですが、これは内容的には救急出動が原町のほうが飯館村の10倍ほどあるということで、飯館村は二百何回かな。南相馬市が2,000回から3,000回近い出動があつて、向こうが手薄になってくるということで、向こうに1人引っ張られるということをお伺いしたんですが、決定事項かどうかわかりませんが、今後そうなった場合に果たして飯館村の常備消防の人員が足りるのか。またそういう情報は村で確認しているのか伺います。

総務課長（高橋正文君） そういう情報は正式には聞いてございません。

村長（菅野典雄君） 4市町村の管理者会ではその話は伺っております。以上です。

委員（渡邊 計君） 飯館も避難して、消防団も大分人が少なくなって、これからはなり手が少ないのが見えているわけですがけれども、そうなってくると常備に頼らざるを得ないことが出てくるのではないかと思うわけで、そうすると、負担補助金とか交付金というのが金額は上がるかと思えますけれども、そのことに関して村長は今後どのような方向に行こうとしているのか。お伺いします。

村長（菅野典雄君） 何十年も前に、やはり広域で安全をとという形でできたわけでありまして。ずっといろいろな形で変遷しているわけでありまして、やはり今回救急出動、その他多いところにやらなければならないということで、今一方で広域消防の人数の増員を求められております。ただ、我々も少ない中で行政もやりくりしていますので、一気に大勢増員するというのはいかかなものかと、こういう中でとりあえず多いところに一人ずつ各分署回していただければということで、話がありました。じゃあ、それぞれの分署がやりくりがどうなんだということではありますが、当然皆さん方と消防関係者で話をして、

何とかやり切れると、今のところやってみようということのようでございますので、我々としてはわかりましたと言っているところであります。消防の中で真剣に考えてくれていることでもありますので、こちらが異議を唱えるという話ではないのではないかと考えております。

委員（渡邊 計君） 今後の流れでどうなるのか。ただ、どうしても消防団員が本当に少なくなっている中で、私も思うんですが、救急搬送で2人とられて、いざその間に火災になった場合、3人しか残っていないような状態で、消火活動、それから本部に残っての連絡、それが果たして人数的にできるのかなという疑問を持っておりますので、今後はその辺のところをよく精査していただいて、広域とよく相談していただいて十分に間に合うような人員を確保していただきたいなと。

続いて、その下の消防団員なんですけれども、現在消防団員が大分少なくなって、実際ここにある人数なんですけど、毎回検閲のときに消防団員の集まりが非常に少なくなっているというのも、目に見えるわけなんですけれども、今後消防団員の確保に関して、主に企業の中の消防団あるいは隣接市町村の企業の中でも、応援してくれるところがあれば、そういうところにも消防団をつくっていただいて、いざ何かあったときには協力してもらおうような体制をとっていかなければ、このままでは消防団が本当に今の半減以上少なくなってしまうのではないかなと思われるんですが、村ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、他の市町村でも消防団員の確保が課題となっております。事業所の消防団を結成している企業もございますし、大学で消防団を持っているという事例もあるようでございます。また、消防団のOBを再消防団としてお願いしているという事例もあるようでございますので、その確保については、今後議会の皆さんと相談させていただいて、確保に努めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 次の9ページ、12節ですけれども、役務費の中で消防団積載車の自動車損害保険料9,000円とあるわけですが、消防車は15台ほどあるんですか、ただいま。その中で、この自動車損害保険料がこの金額でいいのかどうか疑問があるので、それと自賠責はいいんですけれども、最近は事故を起こせばかなりの金額がかかる中で、この消防団の消防車に関して任意保険は入っているのかどうかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 積載車十数台ございますが、車検の年度に偏りがございます。31年度については車検の台数が少ないということで、9,000円で間に合うということでございます。任意保険については積載車全車加入してございます。

委員（渡邊 計君） その保険の金額もここに入っているということですか。任意保険の予算というのはどこに入っているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 任意保険の保険料については、10ページ下から5段目ですか、公用車の任意保険料ということで415万4,000円。これが103台分の公用車の任意保険料と、自賠責保険料でございます。

委員（渡邊 計君） わかりました。

次、11ページ、13款1項1目ですが、センター地区の土取り場の購入ということですが、

あそこは除染で土を取ったとき、そしてその後パークゴルフをつくるということで、土地の交渉というか、買い取りは終わっていたんじゃないでしょうか。これ、どういうことなんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） センター地区の土取り場購入ということで1,800万円でございますが、現在パークゴルフ場を整備しているところであります。この対象地はパークゴルフ場整備地域の周辺、隣接地でございます。経緯を申し上げますと土取り場、土を取っているときに、その周辺、隣接地に土砂が流れ込んでいたとか、崩れ落ちたという経緯がございまして、そのとき平成25年度だと思われませんが、地権者3名おります。後々は村で購入するという覚書を交わしているということでございます。その後、なかなか用地交渉等は進んでいなかったわけですが、31年度に用地交渉を進めてお約束した土地を購入したいという予算です。

委員（渡邊 計君） パークゴルフ場とかできるのが大分前に決まっている中で、大分買い取りが遅かったのかなともう少し早くやっていただければ不思議でもないんですが、今ごろとなるとちょっと不思議な面が見えてきますので、わかりました。

次、12ページになります。下から5行目。先ほど説明がありました第6次総合振興計画策定業務、コンサルタント料だということでありましてけれども、コンサルタント委託あるいはコンサルタント何名で、内容的にはどんなものが主になってくるのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） この委託料、策定業務の委託料でございますが、総合計画の策定とか、さまざまな計画を策定している専門の業者がございまして。その指名競争入札になると思いますが、そういった業者を考えております。策定の内容ですが、31年、32年の2カ年で策定いたしますので31年については各種調査、データの集積、あとは村民のアンケート、そのようなことを考えています。32年については取りまとめと策定の年となると。2カ年あわせて村民の、住民の意見を十分反映させたいと考えておりますので、その委員会なども、2年間にわたって行って32年度には計画を取りまとめたいという内容となっております。

委員（渡邊 計君） 今の説明の中で、アンケートをとるということも言われて、委員会もつくる。そうするとアンケートにも費用がかかるわけですが、委員会つくってもわずかな費用、恐らくかかってくると思うんですが、それらの費用というのは、この予算とは別に新たな予算が補正で上がるということですか。

総務課長（高橋正文君） 今の現段階での考えを申し上げましたが、この1,000万円にはアンケートの代金は入っておりません。実際、どんなアンケート、意向調査になるかわかりませんが、そのときは予算的にはご相談させていただきたいと思っております。

失礼いたしました。1,034万8,000円にアンケートの費用も入っているということでございます。策定委員の関係については、上の一般報償ということで170万円を計上させていただいているということでございます。

委員（渡邊 計君） わかりました。

次の13ページの上のほうですが、14節に深谷地区・センター地区維持管理業務というこ

とで321万2,000円。重機借り上げ料ということで上がって、きのうの説明ではあそこの脇の池のしゅんせつをするという説明ですが、深谷地区ができるときの、私聞いたときにあそこの泥だめというんですか。あそこは副村長に聞いたとき、しゅんせつはしないで埋まればそれで終わりだという説明を受けたような記憶があるんですけども、その後去年もしゅんせつしていますし、深谷の人からあれおかしいなという声も聞こえてきたものですから、その辺どうなのでしょう。

総務課長（高橋正文君） おっしゃるとおり、深谷とセンター地区の調整池の土砂のしゅんせつでございます。泥は現段階では余りたまっておりませんが、しゅんせつはおのずと必要になってくるということで考えております。

副村長（門馬伸市君） 私が申し上げましたのは、沈砂池の場合ですね。沈砂池なんです、それは工事をやる时候につくって一定年度の、災害ではないんですが、雨とか何かで土砂が流れますよね。そのときに5年なり7年間の砂、土砂が埋まる。埋まればそれでその池は用を足すということなんです、私がこの前申し上げたのは、あそこは調整池になっているんですね。沈砂池ではないんです。こちらのセンター地区も調整池なんです。ため池を兼ねて、今も農地にあそこから水を引いてと、池の役割をしています。

深谷の場合は、沈砂池ではなくて調整池なものですから、しゅんせつしてその池の役割を保つということなので、しゅんせつしております。普通の工事の沈砂池とは異なっております、私その説明をしてそのように誤解をされたということだと思いますので、訂正をさせていただきます。沈砂池はそういう役割なんです。調整池はあくまでも泥が入れば、土砂が入ればそれをしゅんせつして日常管理していく。センター地区も同じ役割です。

委員（渡邊 計君） 要は、沈砂池ではなく調整池ということで、それでしゅんせつをしているということですね。

次、14ページですが、中段よりちょっと下、13節に特定復興再生拠点エリアの地質調査業務というのがありますけれども、これは今回の長泥地区の工事なのか。それで要は今の除染土を振り分けて、低線量にしてまく土のことを意味しているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 地質調査業務については、集会所周辺の2ヘクタールの居住促進ゾーンの地質調査でございます。

委員（渡邊 計君） わかりました。

ただ、今回除染土、低線量にして埋めるという話があるわけですが、その中で飯館の場合、長泥、5,000ベクレルの土ということですが、最近ニュースでやっている小高地区の高速を2車線にしようということで、そこに再生土壌を使おうという中で、向こうは500ベクレルだか、かなり低いベクレルの再生土を使うということになっていると放映されていたんですが、そこから見ると飯館の5,000ベクレルというのは、その10倍も高いということなんです、今後それらのベクレル数を低くしていこうという思いはあるのか。それとも5,000ベクレルのままでやっっていこうという考えなのか。お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 長泥行政区におきます環境再生事業の、分別の濃度のおただし

ですが、これまで全員協議会等でもお話ししておりますし、地区の方々の説明会なり、地区の総会等でも一応分別の濃度について5,000ベクレル以下ということでお話を
して、理解をいただいているということでございます。小高では500という話がありますが、今回除去土壌の再生という部分からしますと、やはり5,000ベクレルが、環境省では
そこを境という考えでいるところでもあります。

今後、ベクレル数の検討という部分であります、今の流れからすれば5,000ベクレル
の動きでいくかなと思っております。ただ、そこで安心安全という部分は必ず確保しな
ければならないという部分がありますので、その辺については実証実験をきちんとやっ
ていく中で調査をしていくと。あとは盛り土をした部分の上には50センチ程度の覆土、
遮蔽土をやるということで、そこでまた安全性を確保するという計画でおりますので、
ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

委員（渡邊 計君） 土に入っているベクレル数、畑とかつくる場合、ある程度の土であれば
2万ベクレル、3万ベクレルあっても野菜はほとんど吸いません。25ベクレルくらいし
か吸い上げないんですけれども、ただこういう国の事業をやるに当たって、5,000ベクレ
ルというのが問題かなと。今8,000ベクレルが基準になって一般産業廃棄物と区別されて
いるわけですが、震災前は確か3,000ベクレルだったのではないかなと、私の記憶ではあ
るんですが、となればそこまでは下げる必要があるのではないかなと、私思ったもので
すから、今発言したんですが、今後の話し合いでどうなるか。できれば少しでも数値を
下げていただきたいなと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） これから、分別については実証をやるということでありまして、
村としましても、高い土壌の濃度の地域の部分は中間貯蔵施設に運んでもらって、北部
のほう、佐須、大倉、二枚橋等の線量の低いところの部分を優先的に使ってほしいとい
うお願いをしております。

そういう北部はある程度線量、濃度の低い土壌になっておりますので、優先的に使って
ほしいということで、できるだけ安全安心な事業に取り組んでいただけるように、国に
は強く要望してまいりたいと思います。以上であります。

委員（渡邊 計君） 次、16ページになります。中段のところ、議会中継のプロバイダー料と
いうことで、議会中継の費用が上がっているわけですが、今回我々議会も、議会
が生中継されていると、これをいつでも見られるようにできないかと。結局、仕事に行
っている人たちは見ることができないと。そういうことで、いつでも見られるようにで
きないかということで、予算計上してくれということで頼んだんですが、今回は上がら
なかったんですが、上がらなかった理由はということなんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは村のホームページ上に録画した議会中継が、アクセスして見
られる内容の要求であったと思いますが、経費が約150万円ほど、年間かかるということ
もございましたが、ただほかにアプリ、ソフトをダウンロードすると、ご自分のパソコ
ンに録画できるような方法があるという内容も聞いてございましたので、今回は予算化
しなかったということでございます。

委員（渡邊 計君） アプリのダウンロード、今回私たちも説明書もらったわけですが、

知っている人もいれば、知らない人もいます。飯館の村民の中でそういうのを知っているというのは若い人だけで、年をとっている人は教えられてもなかなかできないのではないかな。そして最初、初期費用150万円ほどかかるということですが、費用対効果ではありませんけれども、こういう以前は議会は傍聴に来ないとわからなかった。でも、今は傍聴に来なくても見られると。今の予算委員会も流しているんだと思いますけれども、結局見たい人もいるだろうし、我々議会もぜひ見てもらいたいと思っている中で、費用対効果とか考えている問題じゃないのかなということで、今後ぜひ検討していただいて補正でも何でも上げていただいて、ぜひ中継をやっていただきたいなと思っていますので、前向きな検討をお願いしたいと思っています。

次ですけれども、30ページになります。4款1項2目7節の賃金のところで、総合健診事業がありますが、これまでは仮設もありまして、村外では仮設や、福島ですと青少年会館とか市場の近く、何ていいましたか、あの辺もあって結構何カ所もあって、健康診断受けられたんですが、今後も仮設なくなったりした中で、健康健診の受けられる場所はその辺の数の数まで減るのか。その辺教えてください。

健康福祉課長（齊藤修一君） 皆様の各地区の総会に合わせてチラシを用意しておりましたが、次年度は福島で1カ所、南相馬1カ所といちばん館の3カ所でトータルで7日間、実施したいと考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） その場合、個人で来いというのか、村でバスを出していただいて健診にバス、交通の手段をとっていただけるのか。その辺はどうなっていますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在のところ、自分でと考えております。バス等については手配の予定はございません。以上です。

委員（渡邊 計君） それで、ここに胃がん検診とか目標数字を書いてありますけれども、去年の実績はどのようになっていますでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 申しわけありません。ちょっと資料調整に時間がかかりますので、後ほどお答えしたいと思います。

委員（渡邊 計君） あとで書類でいただければ一番ありがたいのかなと思います。

次、35ページになります。13節地域お助け合い事業、これ、今回ほかの自治体に避難している人から、このお助け合い事業が4月からなくなる。村内だけはあるということなんですが、村外のお助け事業をなくした理由について、村民から聞かれるわけですが、そこのところ我々も説明できるような詳しい内容を教えてください。

総務課長（高橋正文君） 委員のご質問は、多分南相馬のお助け合いかと思いますが、当時お助け事業の社協の事業で、南相馬市で、村外は唯一1カ所で、モデル事業としてやっていたと。ただ、避難解除後2年経過いたしましたので、社協としても南相馬のモデル事業は平成30年度で終わりにするという内容であったかと思います。ほかの地区でもやった経過がなかったものですから、この際今年度で南相馬も終了する内容だと思っています。

委員（渡邊 計君） そういうモデル地区だったのということで、今説明いただきましたが、住民にそれが伝わっていないのかなと。それで、住民はなぜ打ち切るんだという質問が来まして、そうすると住民は電話で話していますと、我々村外に住んでいる人間は飯館

の村民じゃないんだろう、村長は切ったんだろう、そんな答えが返ってきますので、その辺のところはきちんと相手方がわかるような説明をしていただけたら、今後の集まりか何かあるでしょうから。そのときにはそういう丁寧な説明していただければありがたいなど。私たちも聞かれた場合は、そういうモデル地区だったのでという説明をしますが、行政からもそういう説明責任ありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、42ページいきます。14節のところにAEDリース料が21万6,000円とありますが、これAEDは道の駅では今回2台購入ということで103万4,000円。学校では小学校AEDリースが24万6,000円ということになって、中学校もリースが10万9,000円となっていますけれども、小学校と中学校1台で10万9,000円が2台になって、20万6,000円になるというのは、この差額はなぜなのかということと、リースがいいのか、道の駅で2台買って103万円。これが買ったほうが得なのか。あるいはリースで借りていたほうが得なのか。その辺はきっちり試算したのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） これは、福島市のすくすくのAED1台のリース料ということで、5年リースということで今やっております。こういった機械類につきましては購入すると、更新という形でまたさらにかかってしまう。リースですと、リース期間が終われば新たなものを新しいものといひますか、そういうものに交換できるという利点もありますので、そういった経緯が今回のリース料になったのかなと思っております。

委員（渡邊 計君） 学校も同じですか。

教育長（中井田 榮君） 同じようなリースということなんですが、学校で金額が違ふ理由は何かということだったんですが、学校施設のほう、小学校につきましては新たにスタンド式のボックスをつけております。このスタンド分の価格差がリース料の差になっているということでありまして、中身については全く同じものでござひます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私どもは道の駅に購入という形で、今回予算を上げさせていただいておりますが、今までリースの代金50万円なりが上がっていた。金額は割と高いのかなと。購入すれば消耗品関係、パッド等が二、三年で更新すればという話もあったものですから、購入が安いという判断で計上させていただいたということでありひます。以上であります。

委員（渡邊 計君） 福祉課長からは、リースのほうが得だという話があった中で、道の駅が買ったほうがという、これ全然話が合わないわけで。今、学校は1台10万円ちょっとということで、すくすくはやはり同じ10万円程度なんでしょうか。ほかの項目が上がっている清掃用品、衛生品が入って21万6,000円ということで、AEDに関しては10万9,000円くらいか11万円くらいということなんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、同じ品物でいろいろな契約の仕方があるというのもまずいものですから、財政でどちらが経費節減につながるのか検討させていただいて、庁内統一させていただきたいと思ひます。

健康福祉課長（齊藤修一君） 今ほどのAED等清掃用品等、これそれぞれ予算的には10万円に消費税という形で見てひます。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（高橋孝雄君） 59ページ、下から2番目。ふくしま森林再生事業について二枚橋地区。

この仕事についての予算上がっていますが、仕事の内容としてはどのような内容か教えてください。

復興対策課長（中川喜昭君） ふくしま森林再生事業の部分でございますが、実は平成29年度に村内の全体計画を立てまして、線量1時間当たり2.5マイクロシーベルトを基準に調査などもしまして、村全体の計画を立てたところでございます。それに基づきまして、時間で2.5マイクロシーベルト以内という部分が北部地域ということで、実は平成30年度について佐須地区、前乗地区の計画の策定業務、同意取得業務をやっております。31年度については、二枚橋地区の計画策定業務と、同意取得業務を行うということでこれらは測量、調査、地権者と所有者等の調整などとして、伐採等の同意取得をするというのが、二枚橋地区でございます。あわせて、空間線量の調査も行うということが1、2、3の部分でございます。4と5の部分については、施業業務ということで、今年度策定しました佐須前乗地区の事業を実施ということになっておるところでございます。以上であります。

委員（高橋孝雄君） それで、作業の内容ですけれども、結局森林再生するにしてもただ切り倒して山に置く、それとも倒したやつを搬出するのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 施業については、まだ森林内から出すということできませんので、現場で丸太にして保管という形になるということでございます。以上でございます。

委員（高橋孝雄君） 広葉樹の場合は、放射能をリサイクルするということになるので、線量下がらないと思います、そのまま置いたのでは。だから、切り倒した木は必ず出さないと、吸った葉っぱが、また落ちて放射能を吸うという循環になるそうなんです、専門家の話では。ですから、面積こなすんじゃなくて、やはり完全に宅地、農地、道路から近い分についてはやはり搬出したほうがいいのではないかと思います、その点は。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、お話しのように、施業して伐採した間伐材について、市場等への流通とか再生利用できれば一番いいことでございますが、今の段階ではやはり制限がかかっている部分がありますので、対応としては森林内に保管という形での計画になっているところでありますので、31年度施業については現場内保管にさせていただければと思っております。以上であります。

委員（高橋孝雄君） ということは、切り倒したやつをちゃんと積んでおくということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） そのとおりでありまして、倒してただそのまま倒したままで枝葉も丸太につけたままじゃなくて、きちんと枝葉も落としながら、丸太の部分も長さを決めながら、現場にきちんと保管するという内容でございます。以上でございます。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（佐藤八郎君） 提案理由の中で、いろいろ報告があつたので、本年度予算にどういうふうに対応されるのかという点で、何点か伺うものであります。

帰還住民との懇談会、1月26日やられたということで、大変日常生活に困っている身近な要望が多かったとしていますが、それに応えてのインフラ整備やその修繕に対

する仕事づくり、コミュニティに対する場づくり、生活相談活動について、具体的にどのように実現されていくのか伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） ご質問のように、身近な質問が多かったと思います。それで、買い物の件であります。コンビニだけではなかなか日常生活の買い物ができないというのは、ご承知のとおりでありまして、現在今年度の予算にもベンチャー企業の支援の予算としていますが、商工会のある方が生鮮食料品などを含めたお店を出したいということで、今具体的に動いております。それで十分だとは思いますが、これからも全部満足できるような買い物はなかなか難しいのかもしれませんが、少しずつ環境整備を整えていければと思っています。

それから、郵便局の再開の要望もありました。それで早速村から要望書を出しております。あわせて、郵便ポスト、数が少ないということで、こちらも要望を出しております。できるだけ、実現できるように継続して要望をしてまいりたいと思っています。さらに、精米機とか細かい部分はいっぱいありますが、できるものはできるだけ速やかに対応してまいりたいと。

さらに、懇談会、コミュニティの件なんです。やはり戻ってきている方が少ないものですから、そういう意味では不安、防犯の面とかいろいろありますが、さらにはみんなと話し合う場、コミュニティの場ということの要請もありますが、現在クリニックの中でつながっぺの事業をやっていますので、それが非常に好評なんですね。人数が制限されますので、希望した日に行ける状況にはなっておりません。ですので、その辺の一工夫がこれからしていかなくちやならない。

例えば、昔やっていた各行政区あるいは2つ3つの行政区を合わせてやっていたミニデイサービスみたいなものを、あのいいクリニックス1カ所だけではなかなか難しいので、帰還者が少しずつふえてくれば、そういう対応も必要なのかなと思っています。

それから、集まる機会、できるだけ多くということで公民館などが主体となって集まる機会、コミュニティの場も設けておりますが、それぞれ皆さん興味を持ったところには参加しますけれども、興味のない方はそういうイベントには参加をしないということもありますので、引き続き帰還者の皆さんの集まる機会、意見を交換する機会、この前村長からも、人数が少なかったのも、改めて再度そういう機会を設けますからというお話もさせていただきました。なかなか十分な対応は今のところできませんが、少しずつそういう対応をしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 私、村民のうちを訪問して、きょうは深谷と宮内を回ろうかなと思って、来ても5軒か6軒で時間を潰してしまうことが多くて、なかなか全村民の声を自分自身がつかみ切れませんけれども、村民のそういう私が聞いた範囲の声は、ストレスと生きがいのなさですね。基本的に、というのは、うちに住んでいるだけ、食べているだけで生きているという、村に戻って生きているとなるのかというのは、非常にそれぞれが持っていて、自分の思っているいろんなこと、語り尽くせばきょうは気分よく眠れるという感じなんですけれども、そういう意味では社協のやっている訪問活動なり、職員はどういうふうに村民のうちを訪問したり、村民の実態を知ろうとしている、仕事な

り、活動されているのか、よくわかりませんが、今副村長が答えたようなことは、震災前から予想されたことであったし、国が無理やり帰還条件のインフラ整備が整ったなどということを言い出すこと、それに対応して村長がインフラ整備整ったみたいなのと言っていることが、非常に要因になっている。

やはり、仕事する、幾らかでもそれによって収入がある、楽しみがある。今は、何つくっても孫や自分の息子、娘にものが送れない状況にある。だから、楽しみってなかなかないんです。そういう意味で。今、副村長が語る言いましたけれども、そのことはそのこととして、参加できる方にとっては非常に役に立っているとは聞いています。

ですから、もっと身近に役に立つ、そういう例えば出前講座でこの地区の方に役場の職員が行って座談会的なことをやるとか、昔震災前は村長出前講座なんてあちこちに村長が出向いてやっていたようですけれども、今こそ戻られた方々に対しての一人一人に寄り添った、言葉だけじゃなくて、この予算全体見ても、そういう対策のお金って大した予算じゃないんですよ。

予算のほとんどハード事業、特に長泥とか、そういうところにだけ。いわゆる国や県の言いなりの予算が多く積まれて170億円もなっているというのが実態なんですよ。だから、もっと村民に寄り添う、直接会う、言葉を聞く、相談を受ける、そういう体制はどういうふうにされていくのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 今、いろいろおっしゃったことは当然あるだろうと思いますし、一理あるわけでありまして。我々は住民の皆さん方が帰ってこられて、ただただ過ごしているということであってはいけないだろうと。これは全く論をまたないわけではあります、今やはり復興の事業の中で、行政は最低限の、環境整備をしなければなりませんので、なかなか手が回らないわけなんです、その分をいろいろな形で社会福祉協議会であったりあるいはまたいろいろなコミュニティー担当でやっていただいたりとかしています。そういう方も、健康福祉課でもやっていただいています、やはり本人がそこに行ってみようという形にならないと、なかなか大変だと。それをどういうふうに足を運んでもらうあるいは行ってみようかと思わせるというところに、多分今おっしゃったようなことがあるんだろうと、思っているところでもあります。

当然、いろいろな形であれもこれもできませんけれども、老人クラブの皆さん方なんか、いろいろなことができる体制をつくっていくことというのが、非常に大切だろうと思っておりますので、今回も幾つかそういう形の生きがいつくりにつながるような事業を、予定しているところであります。去年は自分史づくりというのもありましたし、また新年度もやります。また今回事業の中にあいの沢に花を植えるのに、老人クラブの皆さん方をお願いをするとか、そういう形でできるだけ皆さん方に参加をしてもらいやすいようなものを、こちらで用意しながら参加をしてもらおうと思っておりますので、もしそうやって回っていただいているということであれば、やはりそういうものにできるだけ参加をしていただいたりあるいは足の問題がありましたら、また私らでそれぞれが、部署で足の確保なりなんなりをしていくということになるのではないかなと思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長が言われるように、それぞれ例えばイベントやっても、その日医者に行く日とか、その日孫と会う日とか、いろいろな予定がそれぞれ組まれていて、都合の悪い日は来れないんですけれども、そういう意味では各地区のコミュニティー担当がいるんですから、そういう人たちがきちんと、見回り隊があるから社協が歩いているからということで、役場職員みずからが村民がどんな思いやどんな暮らしをしているんだというのを、実際見たり聞いたり相談を受ける立場になってみたり、きちんと対応すべきなんですよ、こんなときなんだから。

だから、そこが私は、村民に寄り添ってって村長いつも言うけれども、村長がどこで村民に寄り添って、来た人、申請した人って、従来のやり方しかしていないのではないかって私は思っているんですけれども。そのことはそのことで村長がやる気にならないければだめですから、やはり出前座談会的なことを、部落の小さい地区別でも何でもいいですけれども、ある程度回りながらずっとつかんでいくというのが大事でないかと私は思っているんです。そういう部分ではもっときめ細かな住民に接した活動、役場職員挙げて、三役が行かなくちゃいけないって私言っているんじゃないし、そういう意味ではもっときちんとされたほうが、タブレットでごらんになっている方はタブレットできょうの議会も見えていますけれども、そういう意味ではそういう人はそういう人でいろいろ情報を持って集まり持てば、その情報を知り得た村民が村民に話しかけてそうなんだ、そうなんだという輪が広がっていくわけですよ。そういう楽しみができるわけですよ。

そういう一つ一つの、例えば仮設や避難所でいろいろなものづくりを、この7年間やってきたわけです。そのものを近くの伊達市や福島市の直売所にも出して、わずかだけれども収入を得たり、あとはいろんな全国の交流団体にまとまって買っていたいたり、そういう楽しみがあったわけです、仮設の中では。村に戻ったら何もないんです。何人かの方、道の駅に出している方、聞いていますけれども、そういうできることで広める。野山の山菜やキノコはとったり野菜栽培して娘息子孫に送って食べさせることができ、そういう楽しみが奪われているんです、今。放射性物質という毒物によって。それにかわるものとしてお年寄りの楽しみをどうつくるかという事業を、もっとたくさんやるべきだと私は思うんですけれども。

村長（菅野典雄君） 少なくとも、その気持ちは役場職員も皆持っていると思います。しかし、なかなかそれぞれの業務を持っている中で、一人一人にという話はなかなかできないんですが、ありとあらゆる会合にはそれぞれ職員も我々もみんな出て、それなりの話はさせていただきますし、呼ばれたものにはほとんど行っておりますので、そういう意味からすると、やはりこちらだけではなくて、それぞれ住民の皆様方にもそういう気持ちになってもらうということが、これから物すごく大切なことではないかなと思っています。

先ほど、渡邊委員から各課の重点という話で、私にも来るのかなと思っていたんですが、来なかったからなんです、1つはコミュニティーをどうするかだと思います。今まで100軒の行政区でやっていたものが、20軒、30軒でやらなければならないわけでありまして、そのときにどういう仕組みをつくったり、どういう気持ちで考えてもらうということが一緒になってやっていかなきゃならない。それが多分、今度の第6次の計画の中

の2年間にかかわってきていくのではないかなという気がします。

そして、もう一つはやはり全て行政にお願いをしなければ何もできないということではなくて、それぞれやはり自分の大切な人生でありますから、自分で物事を前向きに考えてやっていくという自立的な、自立になりますと何なんだという答えもいただくかもしれないけれども、気持ち的にやはり自分のことをしっかりとやっていくということになれば、多分いろいろな会合にも年配の方にしろ何にしろ出てきていただけるのではないかなと思っております。

ぜひ、みんなでそういうことを考えていかなければなりませんし、今、村としても非常に大切なことだろうと、各課それぞれ重要ですが、私はやはりコミュニティーをどうやってつくっていくのか。そしてそれぞれ住民が気持ちよく前向きに考えて、自分のできることは自分でやっていくという考えを持っていただくことがこれから大切で、何でもかんでも行政頼り、頼みということになりますと、多分いずれパンクするということになるのではないかなと思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長、行政にお願いでない、自立してちゃんと考えられるぐらいの人は戻ってこないで、子供や孫やそういう中で医者に近い、介護サービスがきちんと今までどおり受けられるとか、いろいろ考えているんです。そういうことがなかなか容易でない人が戻っているんです。村長が、一人一人自立すべきだという話は誰だって、村長に言われなくたって、一人一人自立して生きているんですから、憲法上もね、震災前からそうですよ。

震災前、ある市で役場職員に住民と語り合った集会で住民の声をレポートしてメモ的なものだけでも、書いて役所に上げてそれを3役が読んで地域課題や村民に対応するという活動をされた自治体もいっぱいあるわけです、全国には。今こそ、そういう身近なことやらないと。大変じゃないですか。だから、薬もらいに行くのもやめて、薬なくなったからもう行かない。こんな暮らし嫌だからって薬全部飲むとか、そういう人が生まれちゃうんですね。幸い、死に至らないでいろいろな隣近所なり、交流されている方の目にとまって一命とめたりしておるようですけれども、いろいろ実態としては生まれるんです。だから、震災前の話なり、一人一人自立するのはわかります。ですから、村長も国や県からでなくて、村の長としてきちんと自立しないと私は思いますよ。

村民に自立を押しつける行政じゃないんですよ。一人一人がどんな状況になっているか。震災前はどんな生活をしていて、あの人は楽しみを持ったり生きがいを持っていたのか。それがどれだけ奪われて、今の状況の生活にあるかというのをきちんとわからないとだめなんですよ。知り得ないと。行政施策打ちようないでしょう。そういう点で申し上げているんです。

村長（菅野典雄君） 誤解があると困りますが、自立を押しつけるなんていうつもりは全くありません。ただ、そういう気持ちを本人に持ってもらわないとだめなので、そこをどういうソフトなことあるいはサポート的なことをできるかということを、我々はこれからやっていかなければいけないと、こういうことでありますので、こちらが住民にそういう自立をしないとだめだよという強制的な話を言っているつもりもありませんし、そ

れで住民がそうですかということで、自立の気持ちを持ってもらえとも思っていないので、いろいろな形でこれからやらせていただく、そのときにできるだけ一緒になってということなのですが、いろいろ時間の制約とか、あるいは場合によって以前はみんなそれぞれの集落に皆さんがいましたけれども、今はやはりいろいろな6年、8年の中で気持ちも変わっておりますから、そういう意味でそれぞれケース・バイ・ケースにできるだけ添えるようにしていきたいと思っていますところでもあります。

委員（佐藤八郎君） コミュニティーなり部落、自治会活動で大事な震災前の消防団、婦人会、老人会、その他の組織あった地区もあるでしょうけれども、その実態と今後の方向性はどのような状況になっているのか。

村長（菅野典雄君） 例えば、敬老会、ずっと婦人会にお世話になってやってきました。それぞれの行政区に婦人会があった。婦人会というのか女性会というのか。今は5つぐらいしかありません。その中でどういうふうに敬老会にしろその他やろうということを、やはり真剣に、この2年間の中で考えていかなければならないのではないかと考えています。消防も今までそれなりの人数でやっていただいていたんですが、団員になっていたとしても、やはりいざというときにはできないということも、当然駆けつける距離の問題やなんかがあるわけでありますから、その中でどうしていくかということになると、多分以前の消防団の経験の積んでいる方をお願いするとか、あるいは2つ、3つの行政区の中で考えてもらうというのがあると思います。

ですから、お互いにできるだけこういう状況になった中で、やはり課題が出たらそこをどうやって補っていくかあるいはフォローし合っていくか、新しい仕組みをできるかという考え方を、みんなで持たないとやはりこれからなかなかいい形にならないのではないという気がします。ぜひそういう形で、私たちも一生懸命考えますし、委員の皆さんもそこをどうするかということで、いろいろなご意見をいただければ、できるものから必死になってやっていきたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） 村長、行政のトップですから、今の答弁でいいんでしょうけれども、私はそういうことを言っているんでなくて、各部落において村の行政や村の事業に対してこの組織がどうだこうだの話じゃなくて、地域住民に対して果たした役割、責任というのがいっぱいあったんです、地域の中で。そういう流れの中で震災前あったものが、今の実態、組織の実態や今後どうなっているのか。消防だったら総務課でどう捉えているのか。婦人会、老人会、生涯学習課ではどう組織実態なり、今後の方向つかんでいるのか。今聞いたんです。

総務課長（高橋正文君） それでは、消防団を例に私からお答えします。

先ほども渡邊委員からご質問ございましたが、消防団の定数は相当数あるんですが、実際に動ける消防団が各行政区で非常に少なくなっているという現状があります。これも、村内の安心安全確保についても非常に憂慮される事態でありますので、今後、先ほども申し上げましたけれども、現状の消防団にかわる、OBの活用であるとか先ほど言った事業所の活用であるとか、さまざまな方策があると思います。ただ、飯舘村の現状では、なかなかその改善というのは簡単ではないと思いますが、議会の皆様にも相談させてい

ただいて、いい方法があれば探っていきたいと思います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 婦人会でございますけれども、先ほど村長の答弁にもありまして、今5団体ということで大変少なくなっております。今年度も研修会なども開きまして、今後のあり方をみんなで考えたり、ほかのところへ行ってみようかというところでは、自分たちで検討を始めているところでございます。

活動としては今個人会員のなものにしていこうかということ、5団体以外にも、解散しているとか休会しているところの団体の方たちについては、個人会員として参加されている方も、実際にいらっしゃいます。今、活動としましては村の文化祭などに出ていただいて、ふるまい鍋などもつくっていただいたり、少しずつそういった活動は始めているところでございます。以上です。

総務課長（高橋正文君） 先ほど、実態ということでございましたので、現在定数が216であります。2年ほど前に216にいたしました、その前ですと定数が256、40人ほど減らしたということでございます。ただ、実際に活動できる団員は出初め式等で見てみますと、120名ぐらいではないかと考えております。

健康福祉課長（齊藤修一君） 老人会、老人クラブ連合会等ではありますが、避難前ですと多分老人クラブは全体で23団体かなと。現在、19団体ということで村に戻りまして、活動等盛んになってきておりますし、会員数もだんだんふえてきていると。特に、そういったお互いの見守りのために、パークゴルフとかグラウンドゴルフ等に汗を流していること。あるいは健康教室を独自に行っているという報告も受けているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） こういう団体、私、深谷地区に何かあるたび参加したり、総会に出たりしてずっと声聞いてきたんですけれども、婦人会、深谷ないんですけれども、消防団は団員が何名とかという話も聞いているし、深谷というのは村の拠点施設もある地区なのに、どうなのかなと心配しているし、帰還率も深谷は高いんですけれども、前だと消防団の方が年に何回か訪問したり、草野とか飯樋だと毎日夜消防車が回ったり、いろいろな呼びかけ活動されているんですけれども、そういう生活の本来あるべきものがなかなかできない状況に追い込まれて、その辺も不安やストレスの原因になるものが生まれているのかと思っていますけれども、そういう対策についてはどう今後されるのか伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、本来震災さえなければ飯館はそれぞれの行政区のコミュニティーを中心に、それぞれが自分たちで少しでもよくしようという形でやってきたわけですが、残念ながら全く今までとは違った形になったわけがありますから、今ご質問のあったように、これからどうしていくかというのは、まさに教科書のないところを進まなければなりませんので、そのときにできるだけそこから何か新しいもの、新しいシステム、今までではなかったけれども、違う考え方とか何かを、みんなでつくっていくということではないのかなという気がします。

組織もそうでありまして、個人個人もそうでありまして、村としてはできるだけやはりそういう人たちといろいろなコミュニティーを図るために、これからいろいろな

形でやっていければと思います。例えば、学校は保護者の皆さん方といろいろ話し合いをやっているはずでありますし、いろいろなスポーツや何かを通じて、年配の方たちとやっているはずでありますから、これでいいというつもりは全くありません。まだ困っているという方もいるだろうと思いますから、そういうものを少しでもやっていければと思います。

30年以上、飯舘村は職員がコミュニティー担当というほかの自治体では全くない形でやっていただいて、頑張っているところがあります。ただ、一番は行政区がどういうふう担当のコミュニティーの職員と、うまくやりながらやっていくかということも、大切なことだろうと思います。結構少ない形になっているところで、事務的なことも一生懸命やっているなど思っておりますので、ぜひそういう目でも見ていただきながら、足らないところはまたご指摘いただいたことがそのとおりということもあるだろうと思いますから、これからも6次計画をつくる中でいろいろと考えていきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、村民の拠点施設の道の駅までい館が、運営そのものが多くの村民には心配と不安を抱かせておりますけれども、拠点としての村民に対しての役割と責任、基本的な考え方をまず伺いたいのと、何をもって拠点なのか村民になかなか理解されていないんじゃないか。年に何十回か何回かわかりませんが、事業を展開して、あの場でお祭り騒ぎやれば村民のためになっているのか。村民が何をもって拠点なんだって話が出されるんですけれども。そういう点についてまずお聞きします。

村長（菅野典雄君） 何をもって拠点だという話なんです、御存じのように、いわゆる全村民避難をして、全く今までの機能がなくなったところに対して、国ではいわゆる新たな中心あるいは今までの中心を再生するのであればということで、そういう事業が来たわけでありますから、我々はそれをうまく活用しながらやっていくということではないかなという気がします。

もし、あの道の駅が、今経営が大変だということも全くそのとおりでありますけれども、コンビニなりあるいはいろいろな野菜にしろ何にしろ、買い物ができるところがもしなかったとしたら、村に戻ってもどうしようもないと、そうなるんじゃないでしょうか。

ですから、まだ大変なことは改善もしなければなりませんけれども、少なくとも、全く満足ではないし生鮮食料品もないわけでありまして、ある程度のものはあそこで買い物ができるということもあるだろうと思います。そしてまた、これから人口減の中で、どういうふうにはほかのところのかかわりを持っていくかということになると、今までのようなことだけではなかなかできないということで、深谷の皆さんの特段の配慮、大所高所からのご判断をいただいて、あそこにつくらせていただいたということでもあります。

確かに、地の利、いろいろなものがありますから、非常に厳しいということがあります。ただ、道の駅の集まりに行きますと、一部はまさに物すごい売り上げを上げて黒字になっているところもありますが、かなりのところは各自治体が拠点として、別に復興の拠

点というんじゃなくて、それぞれの地域の拠点として最低限のあるいはある程度の応援をしながら、住民のサービスの一助にしていこうということになっているのではないかなという気がしています。

ご指摘のように、しっかりと経営をやっていかなければなりませんし、工夫、アイデアも必要だと思いますし、これからもやっていきたいと思っています。それで、特に避難になった場合には、やはり拠点を住民のよりどころに、ほかの人たちの目標にする足を運ぶ目標にしていこうということが大切だと思っている、それが拠点としての思いだのご理解いただければと思っています。

委員（佐藤八郎君） 今の答弁、日常的な買い物場、あそこがなかったらなんてお話ししていますけれども、そういう日常的な村民の生活がどのようにされるか、朝起きたら夜寝るまで、買い物は、医者、いろいろなこと含めてどういう生活になるのかというのをきちんと村が確固たるものを国や東電に約束させて戻るべきだったんですけれども、安易に国や東電の言いなりではないですけれども、あんな3要件で、果たしてもいない3要件で戻ったあげく、本来あった飯館のもりの駅まごころを、今年の予算では改修だけリフォームだかするようですけれども、そういう既存のものをどう生かすとか、ああいう箱物をどんと飯館村の真ん中に位置するところに建てて、地の利もいろいろあるようですからと、今村長言いましたけれども、そういうことではないと思うんです。人々が暮らすための生活拠点、みんなが寄り添える拠点、だからそれは昔であれば公民館だったかもしれないし、石橋地区だったら白石地区、大館なら草野地区、飯曾だったら飯樋地区と、3拠点の流れの中で周辺地区も大事にしながら村づくりをやってきたんですよ。

そういう流れからすれば、この村民の拠点施設道の駅までい館は、村民にとってどういうふうな拠点となるのか。そういう意味での役割責任からすれば、1年ちょっとで3,900万円の赤字とか村の金を投入するとか、取締役は自分のものを売るような人が役員だったり、内容を見れば見るほど不信や不安を抱くんじゃないですか。それでもって村民の拠点づくりだって、私は無理やり理解したとしても、村民一人一人にとったら何が拠点なんだって。セブンイレブンに買い物行ける人の拠点かって。あそこにわずかでも出して収入得ている人の拠点なのか。何なんだというのが声なんです。そういう点では、拠点の役割と責任はどういうふうに。こういう役割を果たしてこういう責任を果たしていくんだという、村長教えてください。

村長（菅野典雄君） 震災になったことによって、拠点整備という形が出てきたということが、拠点って何なんだという話になっているんだろうと思います。基本的には、全体の村づくりなりまちづくりをどうしていくかというところが一番のポイントであります。

ただ、だからといって今のお話を聞いていますと、もとの形にならないのにならしてあの戻ってきたりして大変じゃないかというお話も聞き取れたわけでありましてけれども、少なくともほかの自治体はやはり私らよりもまだまだできない中で、やはり少しでも戻ってきて頑張ろうというときに、飯館村はもとのように戻っていないから、まだまだ国なり、東電なりに全てやってもらった上で帰村しましょうという形でいいのかどうかということも、ぜひ考えていただければ、不備ながら1つでも2つでもそういうものを拠

点というのかどうか分かりませんが、整備をしてこの村づくりをしていくあるいは村にまだ戻っていない方にも、ふるさとを守っていくという考え方でやってきていると思いますので、そういうふうにぜひ考えていただければありがたいなと思っています。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 1 1 時 5 2 分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

（午後 1 時 1 0 分）

委員（佐藤健太君） 13ページ、資料ナンバー6番、13ページにあります仮称ざっしのはじまり展用備品購入費とありますけれども、この備品の内容を教えてください。

総務課長（高橋正文君） ざっしのはじまり展用備品ということではありますが、村では震災後いろいろな書物の寄贈をたくさん受けております。各雑誌の創刊号、貴重な書物等も寄贈を受けているところであります。それを現在は段ボール詰めで保管しているところですが、村民の皆さんに広く見ていただくということで、場所は今検討中ではありますが、雑誌等を展示する什器といいますか、棚等を予定しております。

委員（佐藤健太君） 続いて、資料ナンバー6の12ページ、飯舘村自分史作成業務と、76ページのマイヒストリー編さん事業ですか。これって自分史とマイヒストリーって同じ意味合いですけれども、違う事業なんですかね。その違いを教えてください。

村長（菅野典雄君） 実は、福島大学と協力協定を結んで、以前からも結んでいて、また再構築をしたところではありますが、大学生にいろいろな形で来ていただいて応援をしていただいているんですが、せっかくですから何か住民にやってあげたという納得感というのも学生に必要ではないかということで、前から考えていたんですが、いわゆる自分史、自分の人生を語るときにそれをまとめて冊子にしてあげるということで、何かいい方法はないかということで、これは振興局のサポート事業を使わせていただいて、去年やらせていただきました。20名の方がやったところなんですけど、この事業大体3年継続はできるんでないかなと思ってまして、今年度も2回目ということで、ただかなり反響をいただきました。20名の方に。ぜひもっと大勢もできないのかということなんですけど、なかなか20名のという補助枠がありましたので、できないということで。

一方で、ヒストリーのほうなんですけど、結構新聞社などが自分だけのものをやりたいという話も、自分史は、20名が結局まとめてやりましたので、自分一人できないのかという声も出ました。新聞社などがある程度金額を張りますけれども、それに対して個人のものをつくりますよというのがあちこちでっております。その中で、大体30万円とか70万円ということですが、村では1人10万円を援助させていただくので、あとは自分で20万円出そうと60万円出そうと、自分で出していただくということで、3人分をとりあえず用意させていただいた。これから議会が通った上で募集をさせていただくということでございますので、同じことなんですけど、団体、20名を1冊にするか。個人個人のところをするかということになると思います。声が、個人だけでつくりたいという声

もあったので、とりあえず3人分を予算をさせていただいたということでもあります。

委員長（相良 弘君） いいですか。

委員（佐藤健太君） 資料ナンバー6、17ページにありますウェブカメラの撤去ですけれども、20台撤去するということですが、何台が残る形ですか。

総務課長（高橋正文君） 現在、二十数台村内にウェブカメラ設置しているところですが、村で設置した20台は今回この予算で撤去するということで、数台は残ると。

委員（佐藤健太君） その17ページの上のウェブカメラ修繕というのは、その残ったカメラの修繕ということですか。

総務課長（高橋正文君） できるだけ早く撤去にかかるわけですが、撤去が終わるまでに修理が必要な場合が出た場合ということで、修繕料も計上しているところです。

委員（佐藤健太君） ということは、残っているカメラを直すというわけじゃなくて、撤去するカメラが、もし壊れた場合のための予算ということですか。

総務課長（高橋正文君） 撤去後、残るカメラについての修繕料もここに含まれると。

委員（佐藤健太君） ナンバー5ですね。横長のほうの13ページにありますナンバー88、森林病虫害防除事業、これ結構継続的にやられていると思うんですが、実際被害の状況と事業を行って改善しているかどうかというところ、わかる範囲でお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林病虫害防除事業、県の補助を受けて実施する事業でございます。今現在対象と考えているのが松くい虫、ナラ枯れということでカシナガキクイ虫がナラ枯れを起こしているということでもあります。村内の状況、ナラ枯れは二枚橋のほうから入ってきて、かなりナラ枯れが見受けられる。松くい虫については御存じのとおり全域という形で、正直のところ継続的に薫蒸処理を行えばある程度予防的なものも入る状況なんです。今現状はかなり進行している状況ということで、おっかけ的な事業になっている状況でもありますが、ある程度森林計画といいますか、駆除計画をきちんと県に上げていかないとなかなか補助の適用にならないという欠点が今まであったのですから、日ごろの業務が忙しくてそこまでいかなかったわけですが、追いかける状況でありますけれども、事業を進めていきたいということで一応草野地区、深谷、伊丹沢、この辺を考えているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤健太君） 蒸すような処理をするということなんでしょうけれども、切ってしまっただけでは効き目がないということなんですね。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、薫蒸処理、蒸す状況の処理をして虫等を殺すということで、その上に被覆をして飛ばないように保護するという形を計画をしているところでございます。以上です。

委員（佐藤健太君） 続いて、ナンバー6、15ページにあります「ようこそ補助金」の実績というか、実施数もしくは効果というものが、どう見られたかというのがあれば教えてください。

総務課長（高橋正文君） 昨年度87件ほどあったと思います。効果については、やはり飯舘村を知らない方、来たことがない方が、ふるさと納税を通じて飯舘村に行ってみようという気になっていただくのがまず一つ。実際に来ていただいて、飯舘村はこんなに復興が進ん

でいる、いろいろと飯館について印象を抱いていただく、忘れないでいただけるというのが効果としてあげられるのかなと思います。

村長（菅野典雄君） 私の知っている範囲で。実は2回か3回ぐらいツアーを組んで、来ていただいているんですが、そういう中でいろいろな人たちが何ていうんですか、ふるさと納税も含め、場合によってはふるさと住民票にしろ結構村の中で写真を撮ったり、来ていただいて、それがまたふるさと納税につながっていったり、そういうことが結構あるようであります。以上であります。

委員（佐藤健太君） 効果という部分はまた後から総務課長からもあるかなと思いますけれども、それを踏まえた上で来年度の予算を組んでいるんでしょうけれども、この100万円という金額に設定した理由をお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） 昨年度はもう少し多い300万円程度だったと思うんですが、100万円の根拠といたしましては、ふるさと納税の伸び率等も勘案しまして100万円とさせていただきました。不足する場合は、また議会と相談させていただいて増額も検討させていただきたいなと思います。

委員（佐藤健太君） 資料ナンバー6、14ページ、移住定住交流促進アドバイザーを1名迎えています、そちらの勤務体系はどうなっていますか。

総務課長（高橋正文君） この1名120万円の方は、日ごろは東京に在住されている方でございます。勤務体系については、月に数回飯館村に来て業務を行う。また、東京にいる間は、村職員が東京に出向いてやらなければいけない業務を代行してやっていただくとか、首都圏の情報を収集していただくという業務を担っていただいています。

委員（佐藤健太君） このアドバイザーは移住定住交流促進のアドバイザーということで、今年度具体的にどのようなアドバイスがあったかというのがあれば、教えてください。

総務課長（高橋正文君） 効果があった具体的な例といたしましては、東京のさまざまな団体の情報を、福島県に行ってみたい、住んでみたい、田舎暮らしをしてみたいという学校の団体であったり子供たちの子供会の団体であったり、そちらの首都圏の情報を伝えていただいたというのが大きな効果であったと考えております。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。30年度はこの方は9月まで教育委員会で建物などのいわゆる事務的なことを、建築家の1人ということで女性ですが、やっていただいた方でございます。9月で学校は終わりましたので、東京に戻るんですが、せっかく村のことを知っていただいたし、当然東京とこれから移住定住を進めなければなりませんので、飯館村に足を運びながらあちらの情報を入れたり、あるいはこちらが東京に行ったときのあちこちの紹介、道案内ということも含めましてお願いをしたということですから、30年を考えれば10月からのところで、これから来年度どのような形でいろいろやっていただけるかというのが、大いに期待を持てるのではないかなんと思っていますところ。以上です。

総務課長（高橋正文君） 先ほどのようこそ補助金の件数でございますが、きょう現在までに101件で265万4,000円の支出をしています。

委員（佐藤健太君） ナンバー6、62ページにあります下から4行目、仮施設建設建築許可申請

業務（二本松）とありますけれども、これは何の申請業務ですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 実は、この仮設施設建築物というのは全村避難になったときに村外で事業を行いたいという方々について、中小機構から仮設住宅を建てていただいております。それで、この部分についてはまだ使用しているということで建築確認の申請が必要なものですから、村でその業務をしているということでもあります。今現在も、この仮設施設で事業を行っているということでございます。以上であります。

委員（佐藤健太君） 来年度から納税が本格的に始まるということで、税金の徴収に対して、滞納が大分減ったということはあるんですけども、今後またその滞納額がふえてくる可能性があるということで、そこに対しての施策は何か持っていच्छやいますか。

住民課長（細川 亨君） 平成29年度末で700万円、地方税、国保税、合わせて700万円ですが、平成30年度も同様にそのくらいの滞納が出てくると。また通常課税で村民税が31年度からかかるということでございますから、当然のごとく滞納もふえてくるのが想定されます。徴収をより強化しまして、臨戸徴収をもっとふやしていきたいと考えています。

副村長（門馬伸市君） 私は、税金の滞納の対策会議の責任者をやっておりますので、若干つけ加えさせていただきます。実は滞納されている方の中で、悪質な方と本当に納められない、頑張っても納められないという方、あるいは大変なんだけれども納めているという方もおられます。

特に、悪質な滞納者については現在までもやってきていますが、固定資産があればその差し押さえあるいは働いている方であれば給与の差し押さえなど、臨戸徴収は当然担当は行っているんですが、もう一步踏み込んだ措置も、今個別例がありますけれども、悪質な滞納者についてはそんな対応を厳しくとっているところでございます。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（佐藤一郎君） それでは、私から今ラオスとのホストタウンということで、かわりを持っているわけです。そして村民のつどいなどでラオスの民俗舞踊といいますか、歌を歌いながらの舞踊、そして村民も一緒になって踊ったりしたわけですが、まず14ページですが、ラオス選手団事前合宿受け入れ業務、ホストタウン推進事業費ということになってはいますが、ラオス、オリパラの受け入れは順調なのか。今後、ラオスとのつながりをどうするのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 14ページ、ラオスの受け入れ業務ということで、資料の請求もいただいておりますので、12ページに資料もつけさせていただいております。受け入れの準備が順調なのかということでございますが、受け入れの協定についてはまだ締結しておりません。今、受け入れのための詳細を詰めているところでございます。おおむね順調に進んでいるところではないかと考えているところでございます。

委員（佐藤一郎君） 続きまして、同じく14ページになりますが、深谷復興拠点整備事業ということで、まず道の駅の整備として公園整備ですね。整備として10億円をかける。そして交流施設というか、公園整備になりますね。3,000万円のブロンズのベンチと記載されていますが、道の駅が困難な状況でこの事業は大丈夫なのか伺います。

総務課長（高橋正文君） この公園は道の駅の北側、裏側に整備を予定している公園でござい

ます。ブロンズ像ということでございますが、道の駅の前にもブロンズのモニュメント等設置してございます。この一帯を協調性を持たせた一体的に整備するということで、今回この公園にもブロンズの置物といいますか、モニュメントを設置するという考えであります。

委員（佐藤一郎君） 委員の中でも、やはりブロンズのベンチということになれば、テーブルやら椅子やらもつくのかなとは思いますが、冬でしたら寒い、冷たい、夏でしたらかなり熱くなるということで、こういうことで大丈夫なのかどうかを伺います。

村長（菅野典雄君） まずもって、道の駅がなかなか大変だということが、皆さんからいろいろ心配していただいたり、特段の配慮をいただいております。もっと集客をどうやってするか、こういうことが多分大切なことなんでしょうと思います。

御存じのように、若い人と子供がなかなか戻らないというのが、この震災の特異性でありますので、どうしてやはり親子連れを呼び込むことができるかあるいは特に子供さん方をといてところで、今道の駅と後ろの災害公営住宅の間に、子供たち、親子で遊べる公園をつくる、こういうことで今進めているわけであります。

ただ、今一生懸命国と交渉していますが、ちょっとかけ過ぎるのではないかとあつて、少ない金額でできるようにということで、いろいろやっていますが、一応予算はこうやって上げさせていただいているということであります。

その中でできるだけ皆さん方に喜ばれるようなものということで、ブロンズ像に限らず後で、資料はあるかわかりませんが、いろいろ子供たちなり親子が遊べるようなものをつくっていいということですが、このブロンズ像に関しては実はほかのもそうですが、ふるさと納税、今大体2万3,000人から9億2,000万円ぐらい入っております。その半分は使用させていただくということで、皆さん方へのアピールは、いわゆる子供たちがなかなか戻らないので子供たちのところに使わせてもらう。それから、村が田んぼ、畑が汚されていますから、花をできるだけ広げる。それからちょっとやはり文化的なこともしていかなければならないということでブロンズという3つに絞って、ふるさと納税を募集しているところであります。そういう中で、お金を、お金には色はついていませんけれども、一応9億円ぐらいですから、4億5,000万円ぐらいは十二分に使える中で、普通ですと村の税金ではとてもそんなことはできませんけれども、皆さん方のそういう善意を使わせていただいて何かほかとは違った形で差別化をさせていただきながら、あそこに行ってみる価値はあるよという形にできればと。ものを買う、食べる、もちろん必要でありますけれども、それ以外にそんなことができればいいなと。こんなことでふるさと納税の一部を使わせていただくということで、進めてきているところであります。

委員（佐藤一郎君） ブロンズのベンチということですが、まずよりよいものをつくっていい公園をつくっていただきたいと思います。

続きまして、64ページになりますけれども、7款1項2目15節パークゴルフ場の整備事業ということで、パークゴルフ場の建設は、以前ですともっとお金がかかる、1億円ではできないのではないかなと思うんですが、1億円という提示をしておりますが、

これで整備をできるのかどうか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） パークゴルフ場の整備工事ではありますが、実は30年度予算の中で既に発注しておりまして、芝張り用の準備を今していただいている状況であります。内容的には造成工事、芝関係等を30年度に2億2,100万円ほどで発注している状況で、これについては繰越工事という形で、31年度まで工事を持っていくと、あわせて31年度事業、こちらにあります1億1,000万円をプラスして、造成工事オープンを目指すということの内容になっております。以上であります。

委員（佐藤一郎君） パークゴルフ場の建設にかかる多少の問題なんです、昨年総務文教常任委員会で、中学校、学校施設を所管事務調査した際に、グラウンドの砂が風で舞ってひどい状況にあると校長先生や先生方にお伺いしたわけですが、調査のまとめの中でも、やはり村として今後学校施設側にはなかなか、教育委員会の話ですが、予算がなくてできない。そういうことであれば、パークゴルフ場の側に防風ネットなり砂対策が入っているのかどうかと。これからどうしていくのかについて伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたように、平成30年度の繰越工事費とここで上がっております1億1,000万円、31年度の工事費でパークゴルフ場を造成。あとは張り芝等を行っていきたいと思っております。今のところ計画しておりますのが、18ホールである程度芝生等を張りつけていくということの工事の内容。若干、低木等の、桜とかハナモモ、寄附いただいたものを若干植えつけをするということでございます。

今、お話をいただいた防風ネット関係については、今回のパークゴルフ場の予算の中では上げていないという状況でございます。パークゴルフ場の財源につきましても、全て単独事業ということでありまして、パークゴルフ場の整備についてもできるだけ削減をしていきたいという形で考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤一郎君） 自主財源ということですが、学校の生徒さん、小中学校、生徒さんも砂ぼこりで大変なんだと先生方がおっしゃっているの、そこら辺の対策をしっかりとこれからしていただきたいと思いますが、それを伺います。

村長（菅野典雄君） 今、担当課長がお話ししましたように、芝生を丁寧に張るということでありますので、いわゆる土を取った、山を削って取ったところから風が吹いて、土がほこれるということはないのではないかと考えています。そういうのも含めて、やはりあそこを何とかしないと学校に迷惑がかかるということで、予算をとらせていただいているところでございます。

自主財源とも言いましたけれども、村にそんなに金があるわけでもありませんので、なかなかできないということだったんですが、学校の問題、戻ってきた人たちが、先ほども佐藤委員からも言われましたように、年配の方がどうやって生きがいをつくったり健康づくりをしていくかということになると、皆さん方の要望に応じて、パークゴルフ、つまり気楽に体を動かすということが必要だろうということで、ところがなかなか補助事業がないものですから、実を言えば、振興公社でやはり今回の賠償の中である程度のお金がありましたし、できるだけ早く使わなければならないという制約もあったもので

すから、そちらから約2億円ぐらい、それぞれ公社の理事会の了解を得て使わせていただいて、あと村で若干出ささせていただいて、これから砂のほこりのこともやっていこう。あるいは年配の方たちの生きがいと健康づくりをやっていこうと。そして、当然学校のすぐ脇でありますから、子供たちのこれからパークゴルフの活動もできるんじゃないかと。もうすぐ授業の中で上がっていけばできるんじゃないかと。ですから、できるだけ学校の校庭から上に上がれるような階段もつくらなければならないなと思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤一郎君） 芝をしっかり張るということなので、切ったのりですか、山の。そこら辺の砂も飛ばないようにできるだけの対策をしていただけるということなので。

続きまして、先ほど道の駅の質問をしましたが、先ほど佐藤八郎委員からもありましたが、買い物の質問ですが、どこかに新たにAコープ的なものをつくるのではなく、道の駅の中に、セブンイレブンの中とか広くして改装して生鮮食料品を置いたほうが、経費も少しで済むし現実的ではないかと思うんですが、それを伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 新たな提案かなと思っております。今のまでい館のスペース的に見ますと、なかなか新たな方が入ってそこで商業施設的なものを開くという部分では、かなりスペースが狭いかなと。そうしますと脇のほうに増築となれば、今のまでい館というイメージ的なものとか、先ほどあったように復興の拠点なり、村内外の方々が集まりやすい施設という部分で今動いているところでもありますので、あそこにまた新たな部分、中に入れる、外につくるでも厳しいのかなという状況で考えております。

また、今回先ほど答弁の中でありましたように、商工会の方が今動いているという話がありました。その方については別の場所でやっていきたいという意向で、今動いている状況もありますので、その方の意向も尊重しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。以上であります。

村長（菅野典雄君） ご心配はもつともだと思います。まとまったほうがいいのは確かでございますけれども、多分いろいろな事情になるとちょっと離れなければならないというのもあるだろうと思いますが、要はあと我々が足をどういうふうに動かすか。道の駅にも回るし、離れた今度できるかもしれない、そういうところにも回るということで、間違いなくどちらでも買い物ができるという足の融通を、我々行政がしっかりと考えてやるということで、何とか皆さん方にそう不自由をかけない形をつくっていくということが大切ではないかと思っているところでございます。

委員長（相良 弘君） いいですか。

委員（長正利一君） 何点かお聞きしたいと思います。

佐藤一郎委員とダブる点もありますけれども、ご了承いただきたい。

まず1点ですが、ナンバー6の資料で12ページでございます。2款1項6目で第6次総合振興計画策定委員等研修。研修旅費に350万円。金額的に多いか少ないかは別にしても、どのような内容になっているかお願いします。

総務課長（高橋正文君） 総合計画の策定に関する研修旅費350万円でございますが、個別説明のとき若干触れたかもしれませんが、策定委員等が国内の優良事例、先進事例等を見

に行く関連の旅費。もし、海外で飯舘村に生かせる施策等が、よい事例があれば海外研修等も予定しております。ただ、海外に行くという確定的なことではなくて優良事例があればそういうところに行って、新たな村づくりに生かしていきたいということの研修会でございます。

委員（長正利一君） まだ確定的ではない。ただ、そういう事例があればそこに出向いたりという中で予算化している。期待する部分は大いにありますけれども、中身の濃い事業にしていきたいと思います。

次の14ページ、お願いいたします。

先ほど、佐藤一郎委員がラオスの選手団云々の質問、いたしましたけれども、ちょっと私村とラオスとの関係わかりませんので、今までなぜラオスとこのようなことがあったのか、経過ですね。お聞かせを。簡単に結構ですからお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 実は、今の子供はほとんど満たされた中で育っています。私らは何も無い時代を経験していますけれども。ということで、以前親のありがたみがわかる合宿通学ということで、親なしで1週間、10日生活なんていうこともありました。

実は、ラオスという国は、ある人からご紹介されて飯舘のままでの考え方の国づくりをしていると。しかも、まだ校舎もない、黒板も教科書もない中で、目を輝かせてやっているよ、そういう子供も世界にはいるんだということも、村の子供たちに知ってもらうことも大切ではないかということで、以前子供たちの小遣いなどを集めさせていただいたり、ふるさと納税なども利用して、200万円程度だったと思いますが、その道で学校をつくっている団体に寄附をさせていただいて、ドンニャイ村というところに中学校の校舎が建ってまして、それ以来ずっといろいろな交流をさせていただいているところでもあります。

今回、パラリンピックなりオリンピックのホストタウンというときに、我々外国等いろいろ歩いていますが、より一歩進んだものはラオスしかないわけですし、まして大きな国ではとても村は対応が難しいですから、ラオスで少ない人数ということになれば、またそこで子供たちあるいは我々がつながりが持てるのではないかとということで、手を挙げさせていただいて、今中学校でいろいろなことをやっているところでもあります。それはまた、教育委員会に行っているいろいろ聞いていただければわかるのではないかなと思います。以上であります。

委員（長正利一君） そういう経過で来まして、来年オリンピックがあるという部分で、少ない大変緊迫した予算の中から際立って1,500万円という数字が見えてくる。村長が今おっしゃった経過等について本当に私は理解します。そうした中で、例えばラオスの団体、選手団、関係者を飯舘村に受け入れる体制づくりというのは万全なんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この受け入れ費用1,500万円と、なかなか大金でございますが、昨年12月から予算編成時に積算した数字が1,500万円ということでもあります。内容は、追加資料12ページにつけさせていただきましたが、これを見ていただきますと、事前合宿が当初最長で42日間ということで積算しております。その額が1,500万円ということでございます。

昨今、詳細を詰めてまいりましたところ滞在期間が約2週間ほどになる。また人数についてもこれよりもかなりといたしますが、十二、三名くらいになるという見込みと聞いておいらしますので、1,500万円の事業費についてはできるだけ圧縮して、1,000万円かからないで事業運営できるのではないかなというところで、見込んでいるところであります。このかかった事業費の半分は、特別交付税で措置をされるということで、村の持ち出しは例えば1,000万円かかったとすると500万円の持ち出しになるということになると思います。

委員（長正利一君） 当初の計画で、ここに1,500万円が記載されていると。私はこの部分についてやはりマスコミも飯舘村のこの対応について取り上げて、新聞等に掲載されましたけれども、やはりどうせ親睦を深めながら飯舘村、世界の飯舘村になっておりますので、今は知らない方はほとんどいないと言っても過言ではないと思いますけれども、せっかく飯舘村に来ていただいて、私が心配したのは受け入れ体制。ましてや、どこに泊まるのか。きこりであればどうやって、食事的な部分も含めて対応するのか。そういうこともありまして、やはり金額、1,500万円云々ではございませんけれども最高のおもてなしができて、そういう飯舘の名をとどろくような事業にしていただければということとで質問をしております。

総務課長（高橋正文君） 受け入れ体制であります。この見積書ですと、きこりにお泊まりいただいて、食事のシェフ等も呼ぶというなかなか高額な経費がかかる見積もりになってございますが、その食事等生活のもう一つの対応を考えますと、福島市内あたりのホテルにご宿泊いただいて送迎を毎日村でやらせていただいて、運動をしていただくという方法も考えられます。これですと、これよりもまた若干ホテルにお泊まりいただくと、シェフの招聘なんかも必要なくなるということで、待遇なんかもホテルのサービスを受けられるということでありますので、何日かは村に泊まっていたということも大切かなと思いますが、ホテルで対応させていただくというのも一つの方法であると今のところは考えています。

委員（長正利一君） そういう手段もあるということで、できれば飯舘村で最初から最後まで過ごしていただきたいなど。本当に福島から通うのはほとんどであるなんていうことであれば、中身が薄れてくる部分があるのかなと危惧しますので、そんなことでひとつよろしくをお願いします。

40ページ、お願いしたいと思います。100歳お祝い記念事業というのが、今年対象5名と過去分で1名で、6名該当しています。予算的には200万円ちょっとを予算化していますけれども、この概要等見ますと、温泉旅行代を助成すると書いてありますけれども、その内訳どんなふう、例えば100歳以上健康であって歩ける、外へも出かけられるという状態であれば、本当に旅行も気分的にはいいのかなと思いますけれども、どんな内容になっているかお聞かせをお願いします。

村長（菅野典雄君） スタートしたときが私のときでございましたので、お答えさせていただきますが、結構ほかの自治体は100歳になりますとお金を50万円とか100万円とか、こういうところも結構あったんですね。飯舘村はどういう形がいいんだろうということで、

村ではいわゆる自分の先祖に100歳長生きした人がいるということで30万円以内の木を、それぞれ自分のいいような木を自分の敷地等に植えてもらおうということと、あとは温泉に行くのはまた別にしても、お祝いをしていただければということで5万円だけ、いわゆるお祝い金ということで出させていただいてずっと来ているところです。

実は、5人がいるのかということではなくて、なかなか避難解除になってもまだうちに戻っていないので、あと戻ったときに出してくれということもあったので、31年度は多分2人か3人いるんだろうと思うんですが、その前、100歳になりながらなかなか戻ってこれない中で、戻ったときにということで今のところ5人になっている。こういうことでありますので、それが合計でこういう形で予算をとらせていただいて、31年度に実行できれば、お祝いとしていいなと思っているところであります。これまでにかなりの方がそれぞれ自宅に木を植えていただいております。

委員（長正利一君） では、そういう記念木の植栽と旅行の5万円を助成するんだと。権利の放棄はない、期限はない。戻ってくればさかのぼって例えばいただけるよと、今までもらっていない人たち、まだ避難して100歳、既に該当して福島にいて、そういう人が飯館に戻ってきた場合は、その権利は有効だと理解してよろしいですか。

なぜ聞くかと申しますと、なかなか100歳なんか、これは生きるのが大変。施設に入っているから、そういう点で何人かは出てきているかもしれませんが、健康で働いてぴんぴんして散歩している100歳なんては、余り見受けられません。やはり、このようになって何もすることないんだよ、悩んでいることはない。健康管理をしてやはり、ふるさとで最後の最後まで見るような村づくりをしていただきたいし、それに対してのこういうお祝いはよろしいのかなと。

私、誤解していたのは、家族に対して含めて人数で、家族6人いれば30万円もらうし、10万円もらう、家族によってこうなのかなと思っていたのが、1軒のうちに5万円だよとこういうことで、わかりました。

先ほど、副村長から税金の滞納についてご回答ありましたけれども、やはり以前は2億円あった。今700万円。その額が少ないからいいではなく、やはり皆同じような権利を持って生きている。同じように義務と権利を果たしているわけですから、やはり村が税の滞納については積極的に徴収をしていただかないと、取れないからいいんだ、歩いてもいないからという理由はあるでしょうが、副村長の回答ありましたけれども、前向きにひとつ力を入れていただきたいと。これからいっぱいふえてくるのかなと想定されますので、最後にひとつ再度副村長にその見解をお願いします。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりでありますので、徴収しないからいいということは一度も思ったこともありませんし、常に担当では足を運びながら徴収に当たっております。私は担当に言うのは、額が大きくなってしまうとなかなか納められなくなってくるので、少額、50万円未満ぐらいの少額のときに徴収しないと、額が何百万円にもなってしまおうとそう簡単に納められませんし、延滞金も14.6%ですから、物すごい額の延滞金がかかります。延滞金だけでも以前は震災前は何百万円という、そういう方もおられましたので、やはり額が少ないうちに、できるだけ足を運んで徴収するということで、指示

をしております。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（佐藤健太君） 農業整備基盤促進事業の件についてなんですけれども、この事業を実施するに当たって今後の営農計画という部分はあった上で事業を組んでいるのか、この事業をしてから事業計画が組まれるのか。どちらでしょうか。

委員長（相良 弘君） 何ページですか。

委員（佐藤健太君） 50ページ。

建設課長（高橋祐一君） 資料6の50ページに基盤整備促進事業が載っております。基本的には今の状況でいくと、なかなか営農再開をするというのは厳しいかもしれませんが、目標として営農計画をつくった上で、基盤整備促進事業や営農再開施設整備事業関係が実施できるという流れになっています。

委員長（相良 弘君） いいですか。

委員（佐藤健太君） ナンバー6、14ページ。先ほども佐藤委員からも長正委員からもありましたが、ラオスの選手団受け入れについて選手はどの選手というのは決まっているんですかね。

総務課長（高橋正文君） これは水泳関係の選手でございます。

委員（佐藤健太君） まず、飯館のプールも使って練習をするということですか。

総務課長（高橋正文君） 中学校のプールを活用して練習するということです。

委員（佐藤健太君） 続いて、ナンバー6、15ページにあります地域おこし協力隊、先般1名決まったという話を聞きましたけれども、こちらの地域おこし協力隊の活動内容と勤務体系を教えてください。

総務課長（高橋正文君） 活動内容については、村に住んでいただいて一応村営住宅を予定してございます。内容については、飯館村のいろいろなものを調べていただいて、村外へ情報を発信していただく業務を担っていただく予定にしております。2名の予算をとっておりますが、現在1名が決定しているところであります。

委員（佐藤健太君） 1人400万円という結構な金額ですけれども、その中で情報発信という形で、広報でも情報発信はしていると思うんですけれども、それプラス400万円をかけるだけの費用対効果がある方をしっかり、受け入れが今回できたんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この情報発信については、動画とかSNSとかウェブ系を使ってさまざまな情報を集めていただいて発信ということでございます。400万円と高額ではございますが、これは後ほど特別交付税で措置されるということですので、村の持ち出しはないということでございます。

委員（佐藤健太君） 続いて、ナンバー6の資料4ページにあります新聞広告等25万円ということなんですけれども、今年、本年度はもう少しかかっているのかなと思うんですけれども、実際これで足りるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 総務係の広告料につきましては、市町村会とか相馬地方広域、よく小さい飯館村とか飯館村議会と出ている、あの関係の広告料でございまして、通常は25万円の予算の範囲内で間に合っています。

委員（佐藤健太君） そのほかの広告はこの予算の外から出ていると。

総務課長（高橋正文君） までの関係の新聞広告等については別途予算を計上させていただいて、広告料を支出しているところでございます。

委員（佐藤健太君） それはどこに載っていますか。

総務課長（高橋正文君） そのような大きな新聞広告等は、新年度予算では予定してございません。その都度広告をする場合に予算化をお願いしているということです。

委員（佐藤健太君） 新聞広告もある程度年間通して、こことここここには出しましょうという計画を持って出すべきかなと思うんですけども、その辺の予算組みは今後していないと相変わらず追加追加で予算を出していくということになるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 年間計画に基づく予算、広告の予算についてはこの25万円ではほぼ間に合うということでありまして、特別な場合、までの、避難指示解除になったときとか、特別な場合はその都度議会の皆さんに相談をさせていただいているということでございます。

委員（佐藤健太君） 続いて、ナンバー6、26ページにあります下から2つ目、3つ目のあたりの宿舎から撤去した設備の処分という形と、宿舎から撤去した設備の廃棄という2つの項目があるんですけども、こちらのもろもろの設備というものは、廃棄とか処分をするしかないんですか。もう少しほかに生かしたりとか、提供してほしいという人がいたときには譲ったりということはできないものでしょうか。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問であります、宿舎から撤去した部分であります、もう既に避難8年になっております。8年間過ぎておりますと、なかなか再利用といっても皆さん欲しがらないということでありまして、今回家電リサイクルの処理業務と産業廃棄物に出すということで予算計上しております。

委員（佐藤健太君） こういう電気があるけれども、この電気欲しい人いるのかという問い合わせは、行政からはしたんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 行政からはしてはおりませんが、なかなか8年も使いますと実際問題としては欲しがらないという状況でありまして、新しいうちは皆さん持っていかれるんです。結局は、そこに住んでいた入居者が持っていかれるのが多いんであります、持っていない方はこういうふうに残していきますと、もう8年も経過していますとなかなか使えないという状況のものもあるものですから、こういう処分という方法をとらせていただくということでございます。

委員（佐藤健太君） エアコンとかガスコンロなんては、使用した部分に関しては古いという部分でなかなか引き取り手はないかなと思うんですけども、照明とかそういった部分、電球をかえれば使えたりという部分に関して、17万2,000円という処分代をかけるのであれば、もし例えば納屋とかそういったところに電気が、ここ電気使えばよかったなというところに使えるような、そういったものとしては非常にありがたいのかなと思いますし、そういったところを捨ててしまうのは、ちょっとまでの精神にはそぐわないのかなと思うんですけども、この辺もったいないなと思っています。

住民課長（細川 亨君） までの精神と言われますとそのとおりなんです、この照明が自

分のところに合うか合わないかという部分もありますし、なかなか8年も使いますと照度がずっと保てない部分もありますから、そういう意味では産廃で処分するのがいいのかなという判断で、この予算を計上しております。

委員長（相良 弘君） いいですか。そのほかありますか。

委員（渡邊 計君） 12ページ、2款1項6目12節役務費の中で、までい寄附金、これふるさと納税だと思うんですが、返礼品ですか、30%までにしなさいということを国でも言っているわけですが、ここが村も30%にすると思うんですが、謝礼費と手数料含めて30%なのか、謝礼品が30%で手数料はそのまま10%なのか。その辺はどうなっているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございます。現在、総務省の指導で謝礼品を30%以下に落とせということで、各市町村が取り組んでいるところでございます。飯館村においても、3月いっぱいまでには謝礼品の率を3割以下に落とすということで謝礼品のメニューを今選定しているところであります。その後、県に確認いただいて4月からは新たな謝礼品のメニューでやっていくことになると思います。

率については謝礼品が30%、ここ40%とありますが、これが30%に落ちて手数料は10%ということですよ。

委員（渡邊 計君） 以前5割、50%と謝礼品40で手数料10%。ただ、これ謝礼品の値段が下がった場合、手数料は下がるんですか、この手数料というのは。

村長（菅野典雄君） 飯館村は産品もなかったわけですし、まして震災の対応で職員はもう普通の2倍、3倍やっていますので、ふるさと納税はできないかと、こんなふうに思っていたんですが、偶然にも情報として事務をやってくれる方がいるということになったのですから、27年12月にいわゆる産品は、返礼品はほかの自治体のものということで、そのときに40%で10%は手数料。そして50%がこちらに入れていただくということでやってきたんですが、御存じのように総務省がいろいろな問題がありまして、30%以下、自前の産品でということになっています。ですから、本当は1月まで上げなきゃならなかったんですが、12月まで、それがなかなかできなかったものですから、3月まで猶予いただいて今一生懸命精査をしているところです。

つまり、返礼品の率は30%以下ということでやはり一生懸命いろいろやっていただきますから、手数料は10%だと思います。というと、村に今度は60%が入ってくるという形になると思うんです。

もう一つ、返礼品がないということで、国にそちらが自前のものでやれというんだったらば、飯館牛を返してくださいという話になりますよと言ったものですから、それなりに考えてくれて、飯館村が例えば飯館牛があったんだったらば米沢牛、神戸牛でいいですよ。それから何々があったんだったらば、この震災中は代替していいですよ。そこまで総務省との詰めできております。飯館村が代替でやってもらえるのが何があるのか。どこがいいのかということを、今ぎりぎり担当が詰めているということでありまして、3月末までに国に県の許可をもらって上げれば、何とか6月からの施行に間に合って、飯館村もふるさと納税をこれからもやっていけるということになるのではない

かということで、忙しい中一生懸命担当がやっているところであります。以上であります。

総務課長（高橋正文君） 今、事務手数料は10%なのかということでございましたが、実質村に入ってくるパーセンテージが決まれば、事務手数料も業者さんと契約を結んで決まるということで、10%になるかどうかはまだ未定でございます。

委員（渡邊 計君） 15ページ、先ほど佐藤健太委員からもありましたけれども、先ほど地域おこし協力隊活動業務、ほかの委託料には人件費から比べるとちょっと高過ぎるんじゃないかと、私も思うわけですが、復興特区の復興の予算で村単で出すわけじゃないということがありましたけれども、ただこういう金額が出てきますと、今後のいろんな事業の委託料が、右倣えになってくる可能性があるのではないかと。もう少し、これこのままでいくのか。もう一度再検討する余地があるのか。

総務課長（高橋正文君） 失礼いたしました。400万円の内訳の説明が不足してございました。実際、本人にお支払いする賃金的なものは400万円のうちの200万円で、残りの200万円については住居費であったり、車で動くときの燃料代であったり、それは使った分実費交付いたします。100万円使った場合は100万円交付するということで、賃金が200万円、実費が100万円で300万円。実費が200万円以上使った場合は、満額400万円支給するというところでございます。賃金的には200万円ということでございます。

委員（渡邊 計君） 27ページ、3款1項5目避難生活支援事業で今回自治会の同窓会開催費。これは確認なんですけれども、補助率が1人2万円または事業費の80%ということですが、例えば1回やったときに1人1万円以内でおさまった。じゃあ、2万円まで使えるならもう1回できるのかと。要は年2回までできるのかと。1人2万円までの範囲内なら何回でもやってもいいのかということを確認したいんですが。

住民課長（細川 亨君） 同窓会は年1回でございます。1万円だからもう1回できるかという質問ですが、2万円であろうが1万円であろうが1回きりということですので、ご了承願いたいと思います。また、事業費80%以内というのは、2回目の同窓会の団体には、自治会には80%ということですので、2年目の自治会については1万6,000円が限度額となっております。

委員（渡邊 計君） こうやって説明受ければわかるんですが、このままの文章だと理解の仕方がいろいろ出てくるのかなと。今後自治会に報告はするんでしょうけれども、その辺もう少し砕いたわかりやすく書かないと、間違った捉え方をされる可能性があるんじゃないかなと。私もそのように捉えたので質問したのでありますけれども、内訳とかよくわかりました。

次、53ページ中段あたりにあります村内放射線モニタリング事業委託業務ということですが、福島再生の会でやっているものかと思われるんですが、今回いただいた事業欄の中で31年限りで終了する事業の中に、この放射線モニタリング事業が入っているということなんですけれども、放射線モニタリングセシウム134と137が存在する中で134は2年での半減期、しかし137は30年の半減期、それでそのなかで今年9年目ということですか。それを30年半減期ある中で9年で切るとするのはどういう理由なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、福島再生の会に24年からお世話になってきて、今まで結果報告ということで、各行政区の平均値で示した地図などを、全戸配布をしてきたところでございます。今回31年度でということでありましたが、国の補助金交付なども受けながらという部分で今までやってきたことと、あとは今各行政区にありますモニタリングがある程度数値的にも見えるということと、村独自で放射能測定委員が村内の農地、宅地20カ所の調査もしているということで、それらに委ねてもよろしいのかなという部分と、あとは空間線量率という部分、これはそれぞれの場所での数値ということで、やはりこれから村民の方々に知っていただくのはいろいろな生活をする中でどれだけ放射線量を受けるのか。どういう生活をすれば高くなる、どんなふうになれば低くなる。あとはその生活をする中でどこに行ったときが高くなるという積算線量計Dシャトルの活用などにも切りかえてもいいのかなということで、今回そのような計画を出させていただいたということでございます。以上であります。

委員（渡邊 計君） 去年までですか。こういう線量マップ出していただきましたけれども、これ本当に一目瞭然で、どこがどのくらいあるか。例えば、大倉だとほとんどブルーに近い。それで須萱に行くとほとんどグリーンに近くて線量低くて、長泥地区は黄色っぽくなって線量が高いんだと。一目瞭然でわかりますし、50メートルの歩行マップ、自動車じゃなくて歩行して調べてもらって、田んぼとか山の際までずっと調べている。これは本当に一目瞭然で本当にわかりやすい資料ですし、今後農作業、農業とかそういうものが始まる中で、自分のところはいくらあるのかなという、簡単に一目でわかるんですよ。

線量はどんどん下がっているわけですがけれども、セシウム134は2年に1遍だと去年やっていないということは、今年調べればちょうどまた10年近くたっているの、セシウム134だと16分の1ぐらいしか下がらないでしょうけれども、そういうことがわかるので、こういうことは継続すべきかなと、私は。ただ、毎年というのも大変でしょうし、やはりその辺、10年目あたりまでは今まで、3年目ですか、これ、3冊目かな。2冊か3冊目ですね。それで一気にばたつとやめるんじゃないかと、あと2回ぐらいは1年置きぐらい。そしてその後は3年置きあるいは2年置きでもいいと思うんですけれども、こういうものは継続して、要は一目で村民がわかるような、そういう資料は継続して出すべきだろうと思うし、今後非常にいいもので今後浪江、大熊、双葉、富岡なんかも解除されてきたときに、こういう線量マップつくると思うんですね。そのときに、うちではこういうものをつくっているんだと、こういうものをつくるつくり方はあるんだと。こういうものは後から解除された地域のためにも、参考に非常になるものであるし、継続すべきものかと思うんですが、その辺今後また再考する考えはありますか。ないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、お話しいただいたようにセシウム134と137、2種類が1対1ぐらいの動向の中であったという時期で、134の半減期が二、三年だったと。137については30年ということで、動きがだんだんと鈍くなってくるかなという部分もあったものですから、交付金関係で31年度限りという部分で出したところでございます。

やはり、先ほども言いましたように一目瞭然にもわかるところでありますが、やはり線

量計、マップ自体はその場所で平均値ということになりますので、私自身の考えからすれば、かえって一人一人が積算線量計を持ちながら、それを読み取りをして自分の行動でどんな放射線量の受け方をしているかという部分を、見れる事業のほうがそれぞれの方々には大変よろしいのかなというところで思っているところでございます。そのような形で今後進めさせていただければなという思いでありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

委員（渡邊 計君） 先ほど、モニタリングポストが結構立っているからとありましたけれども、じゃあこの線量マップがなかった場合、俺農作業したいんだ、ここで田んぼ、畑やりたい、マップもないしわからないので、個人的に役場できちんと調べていただけますかと言われた場合、どう対処するのか。それと今線量計というのもありましたけれども、普通レントゲン技師とかだと、線源が前に1つしかないんですよ。しかし、今飯館は3D、360度上から下、両脇、全部線源になっているわけです。そうした場合、線量計の数字そのものの数字でいくのか。それとも360度から当たるものを計算した場合、1.4から1.5倍くらいしなきゃいけないと言っている科学者もいるわけなんですよ。だから、そういうところでそういう計算も、どうしてやっていくのか。その辺をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 線量測定する部分で、例えば今現在も自分の家の周りの線量を調べたいということで、村でサーベメーターを持ってはかるときもありますし、本人が調べたいというときは簡易の線量計、ホリバの線量計なども貸し出しをしているところでございます。

Dシャトルの部分で、私は専門家ではありませんので、一方的、一方から来るもの、今渡邊委員からは3方向とか4方向から来る部分と、違うんじゃないかという部分がありますが、まずは線量計を持ってもらう中で専門家の方に読み取りをしていただいている、その中でご指導いただいているという形で今やっておりますので、その中で継続された方が、相談なり指導を受けていただければなと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） その専門家の人がDシャトル、1として計算しているのか、1.4として計算しているのか。その辺はどうなんでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、庁内におりますので、あと確認させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 線量マップ、私はぜひやるべきだと、あと1回でも2回でもと思うんですけれども、その辺前向きな検討をお願いしたいと思います。

62ページ、一番下になります。商談会等のイベント、400万円で3回ということですが、この3回どのようなイベントをやっていけるのか。

復興対策課長（中川喜昭君） ここの商談会等のイベントということですが、実は全員協議会でもお話ししておりますが、来年度事業で事業再開帰還促進事業ということでプレミアム付商品券、50%のプレミアムをつける商品券を発行していきたいと思っております。商工会に委託事業という形をお願いをしております、それぞれ商工会の中、会議の中で取りそろえられる商品を一覧表にしながら、発行の時点でわかるように執行していきたいと思うんですが、なかなか村外におられる方もおりますので、例えば昔の秋

祭りの商工祭的なイメージは持っているんですが、そういうところに来てもらって、例えばチラシで買うとかカタログで買うとか、そういう部分で村内に来てもらう。そのときに合わせて、商工会の青年部あたりにイベント等をやってもらったらどうかということで、そのような企画を立ててはどうかということで、商品券で購入していただく部分のイベントということでございます。

商談会ということでありますので、そういうところにこういうものが欲しいというものがあれば、そこで相談をしてもらうというイメージでいるところでございます。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩します。再開は3時ちょうどにいたします。

（午後2時38分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時00分）

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどの質問の中で個人積算線量計、放射線量を受けるのが一方向か、3D、多方向かというご質問であります。今担当に確認しましたところ多方向から受けているということで、それで遮蔽といいますか、減衰する分の補正についてはなしという報告をいただきました。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 今の、多方向から受けていることは認めるということですね。それに対する係数は別に係数計算しないということですか。それはおかしいでしょう。意味が。多方向から受けているのを認めたなら、その係数掛けなきゃおかしいでしょう。認めないんだったら、係数掛けなくても当たり前だけれども、多方向から受けているのがわかったならば、それなりの係数というのは掛けなきゃいけないんじゃないですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、川俣での事務所にいて電話での確認ということでありますが、電話の中ではそのような報告をいただいたということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

委員（渡邊 計君） 電話で見えない話でご理解しろと言っても、理解はとてできませんので、間違いなく少なくとも1.4倍、何倍という係数は掛かってくるのが、科学者も言っていますので、その辺もう一度正確にしてください。

先ほどの話、途中なんです、商工会のイベント3回、いつといつといつあたり開く計画ですか。

復興対策課長（中川喜昭君） プレミアム商品券が5月から発売しますので、今のところ3回のイベント、夏と秋と冬と（「何月ですか」の声あり）今のところ8月、9月、12月かなということで夏秋冬ということで、今のところは協議をしているということでございました。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 内容によってまた変わってくるかと。8、9、12となると8、9と続けての月になっちゃうので、本来なら8、10、12かなと思うんですけども、その辺は今後の内容、どういうものかによっても変わってくるでしょうけれども、できるだけ人が

集客できる方向でやっていただきたいと。

次に、64ページ、ここに15節に道の駅までい館の改修、散水栓ボックスとかあるいは補修舗装の修繕工事が上がっていますけれども、あそこの屋根ですね。雨降ったときにわかっている人はいるかと思うんですが、大きいほうの屋根がこう下がってきたところに、入り口のところに駐車場からの2カ所、屋根が逆になっているんですよ、勾配がね。そのため、上から落ちた水がはね返って歩くところに落ちてきているんですよ。あそこに立て板か何かつけないと、せっかくつけた歩いて入る場所が、傘、入り口で閉じたのが、またその前で水がばたばた落ちているということになっているんですが、その辺わかっていのかどうか。またわかっていたらそれをどうしようとするのか。わかっていたら、それを確かめてみて修繕策を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 話は聞いておりました。私、現状までは見ておりませんでしたので、今後確認させていただきたいと思います。以上です。

委員（渡邊 計君） 実際、雨のときでもないとわからないんですけども、雪解けの水落ちても同じ状態になっていますので、ぜひ利用者が濡れないように、ちょっとした板2箇所つければ済む問題ですので、何十万円もかからないと思いますので、よろしくお願いします。

67ページ、10款1項2目8節報償費の中で、講師謝礼が4点ほどありますけれども、講演会と講師謝礼、土曜授業、教職員研修会、絵を描くワークショップ等の講師謝礼がありますけれども、それぞれ人数と金額わかりましたらお願いします。

教育課長（村山宏行君） それぞれの講師の人数ということでございますが、この中で決まっておりますのは絵を描くワークショップについては、いせひでこさん、柳田邦男さんをお願いをしております、この部分については2名ということで決まっております。ほかの事業につきましては、学校との協議ということで今後講師を選定していくことになりますので、人数等についてはまだ決まっております。以上です。

委員（渡邊 計君） 決まっていない中で100万円。その中で謝礼決めていくというのは難しいかと思うんですけども、かかった分仕方なくなるのでおさまらなければ、補正でも何でも上げてもらわないと、講師に来てもらう人がいなくなってしまうので、その辺のところしっかりとお願いしたいと思います。

次の68ページ、13節学習支援事業、これはハナマル教育だと思うんですが、1,450万円ほどの、これは前年からやっていると思うんですが、これのハナマル事業によってどのような成果が上がったのかお聞かせください。

教育課長（村山宏行君） ハナマル学習会につきましては、1名中学校に常駐講師がおります。また、この講師につきましては通常の授業の中、補助ということで入っております。この関係でその生徒個々の子供たちがどういうところでつまづくか。どういったところでできていないかというのがわかっていくと。それを放課後の各学習に生かしていくということなので、ハナマル入ってからということもありますけれども、高校の進学もほぼ2期試験のところで希望が大体かなっているという状況にありますので、こちらとして

は十分効果がある。また、期待しているということでございます。

委員（渡邊 計君） かなり効果が上がっているということで、今後もどんどん改良しながらでも、もっといい方向に進めていただければと思います。あとは、ここには書いていないんですが、昨今のニュースで親のDVで亡くなった子供や、児童相談所等に懸命に駆け込んでいたりするお子さんがいたりするのが、大分ニュースでも流れていますけれども、今現在飯舘の生徒さんでそういう関係の情報はないんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） DVについてはそういった情報は入ってはおりません。また家庭での状況といったところは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういった形で学校で気になる子をピックアップしながら、常時注意をしながら見守っているという状況でございます。今のところ、ご心配されるような状況のご家庭、子供はいないと把握しています。

委員（渡邊 計君） それといじめ問題。前年質問したところも今のところはないということだったんですけれども、こういうことって子供の口から直接とかなかなか訴えにくいもので、やはり周りから親、先生とかそういう人たちが注意して見ていないとわからないので、そのところこれからも注意して、そういう問題のないよう、またあった場合、早期に解決できるような体制を組んでいただければありがたいと思います。

次に、70ページ、10款2項2目15節、学習用畑設置工事ではありますが、校舎の西側ということですが、野菜育てるには日当たりとかいろいろな条件あるわけですが、その辺の条件が整っているのか。土は恐らく買って新しい園芸用の土でやっていただけたと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 学校の畑でございますけれども、ちょうどこれは3、4年生の教室の目の前になります。グラウンドと校舎の間、ちょっと高いところに教室からすぐ前に出たところに、大体幅で10メートルぐらいの通路といいますか、ありますけれども、そちらに畑ということで要望されております。やはり、植物を育てる、自分たちでどう育てていくかを観察するということで、教室になるべく近いところに設けていただきたいという要望がございますので、今回このような計画を立てております。内容につきましては、ご指摘のとおり土の入れかえですとか、なるべく管理しやすいようにということで考えてございます。

委員（渡邊 計君） これは参考に聞きたいんですけれども、どのようなものをつくろうとしていらっしゃるのか。例えば、ジャガイモとかトマトとか、いろいろ作物あるでしょうけれども、どんなものを取りあえずつくってみようと思っているのか。

教育課長（村山宏行君） 一般には3、4年生ということですので、ヘチマですとか、トマトであったり実のなるものとか。そういう形で教材として使っているものが多いと思っております。

委員（渡邊 計君） 最後に1つ聞きたいんですが、先ほど佐藤健太さんから道の駅のブロンズのベンチ、2つで3,000万円という話が出ましたが、一郎さんかな、話が出ましたが、3,000万円という金額だとベンチ2つだったら、雨天用の子供の施設、もっといいものができるんじゃないか。これだけの金額が果たして適切かどうか。そして、これまでもい

ろんなブロンズ像が村内に立っておりますけれども、私が聞いている範囲では村民からあのブロンズ像は何なんだと、ああいうものに金使っていいのかという声のほうが多く聞こえてきておりますので、予算案に上がってきたわけでありましてけれども、この辺のところ、もう一度ご検討願いたいなと思うんですが、いかがですか。

総務課長（高橋正文君） ブロンズ像の件でございますが、一応資料にも出させていただいていますが、本体については2,000万円ということで、その他諸経費合わせると約3,000万円ということでございます。財源につきましても、先ほど村長が申し上げましたとおり、条件つき寄附ではないんですが、そのような目的のある寄附金を充てていくということで、安いものではございませんが、ブロンズ像を設置して深谷の復興拠点に資してまいりたいということでございます。

委員（渡邊 計君） 質問変わりますけれども、先ほど副村長から郵便ポスト増設を考えているというお話がありましたけれども、これも帰村した住民からは草野の郵便局、あそこはもうやらないだろうと。であるなら郵便ポスト、大谷地住宅あるいは交流センター、そういうところに設置していただきたいなと。でないと、結局道の駅まで行かないとならないということもありますので、副村長からも増設に対して対応するというのをいただいているんですが、何カ所ぐらい増設しようという考えでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 草野の飯館郵便局は、今のところ帰還者数も少ないということもありますし、今度の今後の帰村の状況なども鑑みながら、再開については検討したいというお話です。

郵便ポストについては、あらゆるといいますか、村内に前あったところ、そこにはという要望ありますが、前あったとおりにはいかないと思いますが、例えば大きな行政区ありますけれども、そういうところとか、あるいは周辺には全くないわけですので、その辺のところは考慮できないかは別にしても、今の5カ所だったかな。あと四、五カ所かな、帰村の状況なんかも、今後のことも考えながら場所は選定したいと思います。

委員（渡邊 計君） 飯館郵便局というのは、今の荻津さんじゃなくて別な人がやるということですか。私が聞いている話の中では、荻津さんはやらないということですし、東京で亡くなって密葬をしたという話も私は伺っているわけなんですけれども、そうすると飯館郵便局をやるとすると別な人がやることになって、その人を探すのかなと。その辺はどうでしょう。

村長（菅野典雄君） 先ほど帰還の方の懇談会でその話が出ました。我々もずっと思っていたことですから、すぐに要望を出したわけでありましてけれども、答えは希望としてはわかるけれども、今当分なかなかという話なんです。今ご質問いただいたように、多分、私余り郵政のことはわかりませんけれども、もともと荻津さんの私設的な郵便局ということでありましょうから、それを再開するとなるとその施設的なものをどう公に移して、そして郵政の人事の中であそこで開いて、それなりに採算が合うようにということにするわけですから、今すぐというわけには多分いかないので、もうちょっと時間をいただきたい。ただ、今回2つの簡易郵便局が大倉と小宮に開きますので、その辺今のところで我慢してくださいというか、うまく利用していただければという返事がありました。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 変わりますけれども、そのほか、つながっぺ、今のところ、先ほどでは希望の日に行けないとかあったんですけれども、あそこが手狭で対応できなくなっている可能性もあるかと思うんですけれども、その辺の広さ、そういうことに関しては別に問題ないんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほど担当からもお話がありましたように、結構今130人ぐらい名簿登録で、本当は1週間に2回ぐらいも来たいんですけれども、やっと1週間に1回回ってくるぐらいだということで、狭さとかいろいろなことで、やはりなかなか思うようにいかないということなものですから、先ほど佐藤委員からもありましたように、どう皆さん方の生きがいをつくりながら、あるいは喜びをつくりながら、さらに何か別なことをやってもらえたり、やりたいという形をつくっていくかということになると、ちょっと今のままでは大変なんだろうなと思っています。

私らとしては実は今特別養護老人ホームが空になっているんですね。ということでその辺をうまく使えば、場合によっては1週間に1回が2回になる可能性もあるのではないかとことなんです、実はやはりクリニックの事業といわゆる特別養護老人ホームの国の事業と、全く違う系統なものですから、そこで許可をもらうなりなんなりやっていいのかどうか。またそこに賠償問題とかが絡んでこないのかどうか。その辺考えたんですが、もうちょっと調べたり手を加えないと、すぐあいているからそこでやりましょうという話にはならないということになっていますので、一応そのような考え方を持ちながらもうまくできれば、今までよりははるかに多く皆さん方に喜んでいただけるのではないかと考えているところであります。

委員（渡邊 計君） 今村長が答えていたように、私も特老を使えないかと。1階だけでも大分フロア大きいので、ただ予算的なというか、国の縛りがあるかとおもうんですが、何とかその辺クリアしてやっていただければと思うんですが、難しいんでしょうけれども、ただで借りようというとなかなか難しいんですが、賃貸という形にすればできないのかなと考えもあるんですけれども、その辺でお年寄りばかり戻ってきていますので、その辺がお年寄りの生きがいづくりというのは、ぜひ力を入れてやっていただければと思います。

AEDに関してですが、今回AED、リースあるいは買うのかわからないですけども、今現在役場庁舎にもありますけれども、このAED設置するに当たって説明会とか、そういうものはどのくらいの人を受けていらっしゃるのか。その辺はどうなっているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 何年か前、AEDを当初設置したときには職員の研修会、何回かやっておりましたが、ここ数年は説明会やっておりませんが、緊急時に備えて、その説明会の開催について検討していきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 仕事を抱えながらで大変ですので何回かに分けてになると思うんですが、やはりいい腕持っていても使わないとなまるというのが常識、車の運転なんかも3年すると最初はなかなか走れないというのもあるので、その辺命にかかわるものを動かす

ので、ぜひそういう講習を皆さんが受けていただいて誰でも、あの人がいないと使えないじゃなくて、誰でも間違いなく使える形をとっていただきたいと思います。私からは以上です。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（高橋孝雄君） 私からはナンバー5の23番移住定住交流事業についてであります。ご承知のようにかなり、1,920何万円入っていますけれども、この人選についてでございます。村に入ってくる人について。地域の人になじまない人が入っているような話を聞いておるんですが、その点どうなっておりますか。

総務課長（高橋正文君） 移住定住交流で飯館村に移住される方、交流される方、いろいろございますが、まず移住される方は飯館村に住所を持ってきて、地域で飯館村の皆さんと一緒に住んでいただくことになっておりますがどのような方が判断するというのはなかなか難しいものですから、31年度についてはこの移住定住の補助を受ける方については、庁内の審査会を経てから、そこで認められてから村内に移住できるシステムを、現在準備中でございます。庁内の各部署を横断的に委員を選出いただき、その方が移住するのにふさわしいかどうか等について、補助を出してよいかどうかについても審査をしたいと、そういう組織を設けたいと考えております。

委員（高橋孝雄君） やはり、移住定住する者には、村のプラスになるような人でなきゃやはり意味がないので、マイナスになるような人が入ってきたのでは村の損失になりますので、その点は十分に考慮して人選をしていただきたいと思います。

続いて、ナンバー6、6ページ、選挙に関する件でございますけれども、期日前投票についてでございます。立会人の方が8時から20時までは大変だという声がありますので、せめて8時から17時ぐらいにしてもらえないかということで、いろいろお話があったものですが、その点何とかそういう方向にもっていけないものですか。

総務課長（高橋正文君） 期日前投票の投票時間でございますが、現在も本庁舎以外の出先の投票所では、繰り上げて17時とか16時までとしております。ただ、県の選管から1カ所は必ず20時までやれという指導がございますので、本庁舎の投票所に限ってはなかなか短縮はできないという状況でございます。

委員（高橋孝雄君） 私も立ち会いをさせていただいたことがあるんですが、本当に8時から始まるのは長いんです。ですから、区長から頼まれてどうした、出てくれないかと言われても、返事する人いないんです、本当のこと。そのところ何とかうまくいかないものかなと思って。わかりました。いいです。

委員（高橋和幸君） 済みません、私から何点か、立場上補佐に徹するべきなんですけれども、幾つか聞きたいこと、またほかの議員とかぶっていることが幾らかありますので、多少聞きたい点から聞いていきます。

まず初めに、主に資料ナンバー6、73ページの中段、防犯警備に関してですけれども、この中身の施策を教えてください。

教育課長（村山宏行君） ご質問ですと、73ページの給食センターの防犯ですね。こちらにつきましては機械警備の委託料でございます。

委員（高橋和幸君） 給食センター運営事業の防犯警備となっているんですけれども、全体的に見ても学校自体の防犯はないのかな。学校自体の防犯全体含めて申し上げたいことがあるかなと思ったんですけれども、それはさきの一般質問でも申し上げましたとおり、先日小中学校にてある事件がありまして、それはずっと私が懸念していたことであって、実際起こってしまっただけで残念でしたけれども、それに関して先ほど役場は24時間、警備者が1名いるということで。学校やっている間だけでも警備員を置くとか、いろいろなほかの予算で私が思うなりにも、多分に使い過ぎの予算があると思いますけれども、そういう警備を置くとかいろんな施策とか、そういう予算であれば私は大賛成しますし、例えば本当に近隣市町村、福島市、南相馬市ドクターヘリ、そこまで使わなくても地元の人間だけで防犯対策訓練実施などを行ったほうがいいのではないのかと思うんですけれども、教育課の見解はいかがでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 小学校、中学校、園の日中の防犯警備ということなんですが、基本的には職員で対応いただくということで、警備員を置くことは現在考えておりません。

委員（高橋和幸君） 防犯カメラはありますか。

教育課長（村山宏行君） こども園と中学校の校舎の玄関には防犯カメラを設置しております。不審者等にはそこで対応できる形にはなっております。

委員（高橋和幸君） この件に関してはわかりました。今後より一層の防犯強化を求めます。

続きまして、同じくナンバー資料6、69ページ、10款1項3目スクールバス運行のスクールバス2台更新に関しまして、多分私がこれ資料提出を求めたと思うんですけれども、去年と違って8名から12名が村内からという変更もあったりしたと聞いたんですけれども、そこで全てのルート数と現在保有しているバスの総数を教えてください。

教育課長（村山宏行君） お手元に追加資料ということで、57ページからが今現在村が保有しておりますバスの台数と、それぞれのコースの人数でございます。黄色の部分が民間に委託している部分ですね。青の部分が村が直営で行っているバスの部分でございます。例えば、上からいきますと57ページですと、上2段については民間にお願いをしている。3台目は7号車、ワゴン車ということで2人ということですね。8号車については中型バスで9人運んでいるという形で、見ていただければと思っております。

今回、2台、これはワゴン車に更新ということで考えております。かわりに廃止する部分につきましては中型バスを2台廃止をして、かわりにこのワゴン車2台にかえたいと考えております。ワゴン車2台にかえることによって、更新後は大型のバスが1台、中型バスが1台、マイクロバスが3台、ワゴン車4台という形になります。

全体で9台とはなるんですが、大型バス1台についてはイベント等がありますし、子供たちの学校の行事という場合に、どうしても大型を使いたいという場合がありますので、そういう形で使いたいと思っております。また、中型バス、マイクロバス、そういったところでの運行につきましては、学校の行事プラス村の各種行事のところでも送迎等に使っておりますので、今後なるべく低廉な形で、それから子供たちの運行の安全を確保しながら、ルートは決めてまいりたいと考えております。

委員（高橋和幸君） なぜ聞きましたかということ、全部で9台。私も、福島から方木田からな

ので、よく私の前をバス通っているんですけれども、先日給食センター委員会でも保護者の方からの声もありまして、3人とか2人とかそれしか乗らないのに、この大きなバスは必要なんだろうという疑問の声がありまして、学校の始まりがこういう被災地ですから交付金事業でやっていると思いますので、バス自体の経費も村ではかかっていないと思いますけれども、ここに書かれている955万7,000円、これは今回のバスの購入代ですね。これらも今課長から説明があつて、イベントとかそういうのがあると言ったのでちょっとは納得した面もあるんですけれども、大型、中型、マイクロ、これを将来的にこのままでずっと続けていくのか。それともやはり人数に合わせて考慮していくのかの见解をお願いします。

教育課長（村山宏行君） まず、朝と帰りに分けて考えたいと思っております。朝はやはり1時間以内で子供たちを福島あるいは伊達のほうから学校へということがございますので、その台数についてはやはりフルで使わないと、1時間で来れないというところがございます。午後は子供たちの年齢によって便数が変わります。例えば、低学年、幼稚園ありますと、午後1時半、小学校の低学年、失礼しました。小学校高学年ですと3時台のバス、中学生になりますと夕方5時台、6時台のバスという形になってまいりますので、その場合にやはりコースごと、回る場所ということでバスの大きさを変えながら、あるいは考慮しながら回していくということが必要になっておりますので、この形で有効に使いたいと考えております。

ただ、ご指摘のように大きなバス動かすと経費がかかるということがありますので、なるべく大型については保留をしながら、小回りのきくワゴン車、マイクロバスというのを多く活用しながら、運行してまいりたいと考えております。

委員（高橋和幸君） 今の件はわかりました。

今回の予算は、ワゴンバス2台分の経費ということで、ワゴンバスの経費の金額自体もそうですけれども、私が前々から言っている、昨年かな、冬、親御さんから事故が1件あったということで、そういうところのいろんな対応策とかもきちんとしてください。

次にいきます。続いて26ページ、3款1項5目避難生活支援費役務費12節公用携帯電話1台分53万8,000円ですか。これは幾ら使えば53万円になるんですか。

住民課長（細川 亨君） 今、役務費53万8,000円ということですが、下の部分、手数料も含めて53万8,000円となっております。ちなみに、公用携帯電話1台分は1万8,000円でございます。まだ管理人が1人、飯野町団地集会所に残るものですから、こちらで使用するということで計上しております。

委員（高橋和幸君） 次にいきます。同じく22ページ。4款1項3目環境衛生費に関しての火葬場維持管理事業に関してですけれども、これ2つですか。7から18まで書いてありますけれども、この総額が年間の村でかかる維持費と考えてよろしいのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、22ページの墓地及び火葬場維持管理事業ということであります。まず、作業人夫の賃金であります。こちらは草野にありますかどの前公園墓地の草刈りとかの管理経費でございます。あと、もう1点下のほうは、南相馬市への火葬業務委託経費になっております。実績は平成29年で22人ということになって

おりまして、平成29年の22人というのを、南相馬市と分けて村で7.19%の負担率ということで、140万7,000円になっているということでございます。

委員（高橋和幸君） 済みません、私の聞き方が間違っていました。メモリアルホール飯館の維持管理自体の1年間幾らかかるのかということと、これが稼働してから本日までの、今いきなりは無理かもわかりませんが、運営実績を教えていただきたいと思います。議会でも何度もありますけれども、バイオマス等採算性のとれないものは行政は手を出さないと言っていますけれども、メモリアルホール飯館、採算性がとれているのかどうか伺います。

住民課長（細川 亨君） 葬儀所維持管理事業の部分で、メモリアルホール飯館の維持管理経費ということでございます。ここで指定管理料623万円ということですが、平成30年度は23件の利用だったということでございます。オープン以降は30件の利用でございまして、およそ3分の1が葬儀、3分の2についてはいわゆる法事等の利用になっています。

採算とかそういう部分ではなくて、村としては葬儀場というのは長年の悲願でございまして、やはり村で葬儀を挙げるということですとずっと取り組んできた経過がありますので、そういう経過でこのようなメモリアルホール飯館の建設になったということを聞いております。私からは以上であります。

委員（高橋和幸君） この件についてはわかりました。これ以上の追及はいたしません。

続きまして、19ページ、2款1項10目防犯カメラシステム賃借料17台とありますけれども、多分私も以前の一般質問でお話ししたと思うんですけども、総務文教で駐在さんからお話を伺って画像が悪いということで、何とかできないかということをお願いも申し上げていたと思うんですけども、そのまま17台、当時のままになっているのか。例えば新しい画像のいいものに更新する場合、どのくらいかかるのかもそうですし、この予算に計上できないものか。それともこの予算内でできるのかどうかをお聞きます。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、諸費の防犯対策事業の村内防犯カメラシステムの賃借料17台の分だと思います。当初、13台設置しまして、その後4台設置したという経過でございます。4台はかなり性能がいい状況でありまして、大分画像もいいと。前の導入しました13台は遠目からのレンズでございまして、なかなか判読難しい日があると。これは雨の日とかそういう部分では、なかなかライトの反射等で難しいと。

ただ、つけかえとなりますと基礎からやる部分等もありますので、この経費以外の部分で大分お金がかかってくると。1台幾らというあれは出ませんが、これは柱、いわゆる支柱を立てないと、その画像が鮮明に映る高さまでできないということでもありますので、ほかの13基も全て支柱が必要になってきます。その中で設置していきますから1台当たりの金額となりますと、支柱の設置費からになってしまいますものですから、高額な防犯カメラの設置になってしまうということでございますので、この状況で再度31年度もやっていきたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

委員（高橋和幸君） 行政が答える高額というのが100万円単位なのか、1,000万円単位なのかはわかりませんが、先ほども申し上げたとおり、子供のそういう事件がありまし

たし、また高齢者の本村でありますから、駐在さんにもお話を聞いても、車も特定できない、ナンバーも特定できないというお話でしたので、これはぜひとも、今回の計上はもし無理だとしても今後変えていくことを、住民課長から答弁いただいておりますけれども、村長にもお考えいただけるようお願い申し上げます。

続きまして、先ほど2名の方が聞いた、15ページ、2款1項6目企画費に関しての地域おこし協力隊活動業務についてですけれども、2名の方の質問と同じ項目なんですけれども、先ほどの答弁自体は理解しましたが、私もテレビとか拝見していて田村市とか石川町とか、東京から女性の方だったり来て、田村市、石川町に魅力を覚えて移り住んで、そこでものをつくったりとか、いろんなそういう商工に携わって協力してやっているのを見ています。先ほどの動画の配信とか記録、これは当たり前活動隊ですから、やる内容だとは思うんですけれども、もっと具体的なこれ以外の活動状況とか、就業形態についてわかれば、毎日やるのか何時から何時までとかお聞きしたいんですけれども。

総務課長（高橋正文君） 先ほど、情報発信、飯舘村の魅力を村外に発信すると業務の内容をお答えしましたが、それに加えてはほぼ本庁内にいていただけるものと思っておりますので、現在職員が行っている等のお手伝いなんかもしえていただけるのかなという考えをしております。勤務形態は常勤でございます。せっかく来ていただいたので、将来的にはできれば飯舘村に移住等も考えていただければ、一番いいのかなと考えております。

委員（高橋和幸君） 今の答弁でわかりました。これまで何点か質問しましたけれども、これらに関する予算に関しては高いのもあるんですけれども、私は別にやり方によってはもっと出してもいいかなと思うくらいでして、最後に1つだけ納得できない点がござい

ます。

ほかの議員の方とダブりますけれども、14ページ、2款1項6目深谷復興拠点整備事業。深谷地区多目的交流広場設置ブロンズ製ベンチと聞いたんですけれども、ものとか内容は先ほどの答弁でわかりましたが、追加で村長みずからもご答弁されておりますけれども、村にはお金がないと先ほど答弁されましたが、ブロンズ像、村のお金じゃないから3,000万円使っているのか。議会がそれで納得するのか。村民が納得するのかといったら、それは別問題だと思います、私は。

先ほど、渡邊 計委員からも議会の空調の設備に関しても出ました。子供、若者の集客のためにもこれをつくるということでしたけれども、同じ総務文教として佐藤一郎委員長と学校に視察に行きまして、やはり一郎委員の申したとおり防風ネットが、幼小中学校長より申し出がありました。

私が考えるに、防風ネット、議会の空調設備、多目的ベンチといったら、この中で一番どれが必要ないかなと考えると、ベンチが一番必要ないんですよ。3,000万円、ほかに使える道は幾らでもあるんじゃないかと思うんですけれども、村長のご見解をもう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 必要なものは、しっかりとつくっていかなくやならないということですから、防風ネット、先ほどは砂が飛ぶということなんです、それとまた別にあそこは非常に風が強いですから、防風ネット的なものも必要なかどうか先生方に状況なりを

聞くということになるだろうと思います。

ただ、我々がやはり必要なものは、村でしっかりとやっていかなければなりませんけれども、なかなか普通できないことも住民のためにやらなきゃならないんですから、今回いわゆるふるさと納税でここに使いたいと思いますので、出していただけませんかということで、言っているわけですから、そこを防風ネットに使いましたや健康づくりだけに使いましたということになると、その趣旨と非常に違う形で使うことになるということになると思います。

ですから、今回の道の駅の裏のところは最後のことでありますから、多分これが終われば、ふるさと納税がもし続くとすれば、今度はそういう形でなくもっとこういうのに使いますということ。御存じのように、多くの方たちが自分が出したものが何に使われているかというのが非常に、いわゆる皆さん方が期待するところであります。そのために、先ほどようこそ補助金、ぜひ来て、見てください、皆さん方の善意がこういう形でできましたよというのが先ほどの拠点整備の中にも、いわゆる花であったり子供の広場であったりということになるということでもあります。もちろん、子供の広場は金額が金額ですから当然国の復興予算を使いながら、なかなかそれできないところをふるさと納税のところで作らせていただく。村の税金ではそれはやってはいけないことだと思っていますので、そんなところで皆さん方のふるさと納税に対する善意が、このような形になりましたよという話だと思います。

実はもうちょっとしゃべらせてください。最初、3つの花と子供の広場とブロンズ像。ほとんどブロンズ像は最初4%、5%でした。100%のうちの、それに使うのはいかなるものか、人によっては何でブロンズ像が必要なのかというのもあったんですが、近ごろ30%、先月は40%それにも使っていいよという人たちが出てきているということです。つまり、少なくとも飯舘村の状況など村から情報発信していますから、それも復興のためには必要だなというのが4%、5%、20%、30%、39.何%だと思いますが、そういう形ではありますが、それを防風ネットや何かに使いましたという形は、やはり大変納めていただいた方の意に沿わないということになるのではないかと思いますし、いつまでもブロンズ像をつくっていくつもりはございません。

何せ、できるだけ今度の広場を皆さん方に喜ばれるようにつくりたいという思いでの、今回の予算ですからぜひご理解いただければと思います。

委員（高橋和幸君） ふるさと納税から集めたと、こういう目的で使う、目的があって皆さんから集めることができたというご返答でしたけれども、それがいつどこで誰が誰と、村長だけがしゃべったのか。議会の了承も得ないで、今までさんざんブロンズのことを騒がれて、今回もブロンズ像来ましたが、今の答弁の中で、使っていいよという人も30%、40%出てきているというお話がありましたけれども、大分昔の話になりますけれども、佐藤八郎委員の答弁に関して、あなたの村民と私の村民は違うというご答弁をいただいたというお話を聞きましたけれども、使っていいという人が村長の周りの方で何人いたのか、何人いるのかはわかりませんが、この問題を質問した私のほかの委員とか、そういう私たちの周りの知り合いとか周りは、またかと、またブロンズにか

と、3,000万円かと、そんなに使ってどうするんだという声がほとんどなんです。

なので、どちらの数が多いからどちらに決めようということにもいきませんが、この件に関しては私もいろいろ資料を読んだら、予算は可決と修正と否決しかないようですので、一部修正もあるみたいなんですけれども、これに関しては私は幾ら答弁されても。私も小学校、以前に開校式に行きまして村長とお話しした際に、私も芸術が好きですから、ブロンズとか絵画を見ていいなと思ったのは事実であります。ただ、村民の声を聞くのも議員としての仕事ですから、そういう声が多々あればやはり行政ないし村長にその声を届けるべきだと思っておりますので、お話をさせていただいております。

なので、これは全ての権限は村長ですから、村長がどうしても変えないというのであれば変えられないのかもわかりませんが、私からはできればこの点に関してはご修正いただけるように強くご提言申し上げます。以上であります。

委員長（相良 弘君） そのほかご意見ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 帰還ということで国から言われ、やや1年、そういう中での今の状況ですけれども、今度は帰還ではなくて自分の持っている農地、飯館村にある土地活用についてどうしていくか。戻った方も戻らない方も、地目変更も踏まえて村民は土地をどうしていくということで、かなり心配の声がありますけれども、基本的には実態に基づいた変更をしようとするのか。その変更する際、村民に寄り添った対応をどう農業委員会なり村当局がされるのか伺っております。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 前の一般質問だったと思いますが、答弁させていただきました。農地については、転用という部分でありますと、農業委員会で4条なり5条の申請をしていただいて、決定するということになります。最終的には、県が決定してということになりますが、農地以外の部分、山林、宅地、そういったものをなかなか管理ができないので、雑種地等にできないかという相談を受けたことがございます。法務局なりでも、土地の登記の部分につきましては現況主義がありまして、現況がそうならないと登記ができないという現状のようであります。ですので、使わないから宅地を雑種地なり、ほかの用途の地目にとというのは、現状ではなかなか難しいのかなと理解しているところであります。

農業委員会としましては、農地についてはなかなか維持管理ができないという農地の所有者につきましては、中間管理事業を使いながら担い手に農地を集約して、農地の保全管理をしていくということで進めたいと考えております。ただ、なかなか全農地をそのようにできるかという困難な部分がございますので、守るべき農地とそうでない山に返すほうがいいのかという部分は、地域で話し合いをしながらそういったことを進められればなと考えているところであります。以上であります。

委員（佐藤健太君） 私から、資料ナンバー6、14ページ、先ほど高橋和幸委員からもありました深谷地区の多目的交流広場の設置のベンチに関して、もう少し私からも聞いてみたいと思います。追加資料で、ベンチの備品の積算内容が出ていますけれども、写真はないのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ブロンズ像の件でございますが、写真、現物はございません。もち

ろんこの予算を可決いただいてから発注するわけですので、現物の写真についてはございません。似たようなイメージの写真等はあると思います。

委員（佐藤健太君） もしあれば提出いただきたいです。

追加で、寸法がこのように決まっていて1脚1,000万円というこのベンチですけれども、1脚1,000万円のベンチ自体の評価というか、これは妥当なものでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 手元に写真ございましたので、イメージ的にはこんな感じ。ベンチといいましても、ほぼ創作した芸術的なブロンズ像ということで、通常のベンチの形はしていないようなイメージになっております。

委員長（相良 弘君） 総務課長、できれば皆さんにコピーしてお配りいただきたいんですけども。

委員（佐藤健太君） この金額になるわけですが、入札という形をとるんですか。

総務課長（高橋正文君） 指名委員会にかけて、入札あるいは見積もり合わせということのかけたいと思います。

委員（佐藤健太君） 今までの例でいくと随意契約という形で入札が多かったものですから、高額の随意契約の場合は備品等の購入とか、そういう形に関しては検討委員会を立ち上げるべきだと監査からのご指摘をしたことがあったんですけども、その辺しっかり気をつけていただければと思います。

総務課長（高橋正文君） あくまで指名委員会にかけてその決定で入札を適正に執行してまいりたいと思います。

委員長（相良 弘君） いいのかな。

総務課長（高橋正文君） ただいま、私が申しましたが指名委員会の決定にはなると思いますが、見積もり合わせ等で執行になるかと思えます。

委員長（相良 弘君） それでいいですか。そのほかありませんか。

住民課長（細川 亨君） 先ほど、佐藤八郎委員の質問に答弁しておりませんでしたので、いわゆる現況課税の宅地の部分でございます。今、解体終わりました、大体50%の部分で現地を調査しております。その結果、現況課税を基本としまして、宅地から雑種地という課税に変わっていくものもある。そして長年これから建物をつくる予定がないと思われる場所については、雑種地課税ということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 委員長に途中で切られたから、どういうふうに対応したらいいかわからないんだけど、いずれにしろ今答弁あったので。その辺、きちんと村民が理解できなくて困っているんです。ですから、現況を自分として家族に相談してこうしたい、ああしたいというものがあれば、こういう手続が必要、こういう手続すれば村民の言うような現況なので課税になりますとか、農業委員会もそうですけれども、どうしても今後田んぼに畑に使う見込みがなければ、松の木とか何か木の種持ってきてまいておけば、それは生えてくればそれは山なんだとすれば地目変更なりなんなり必要だとか、いろいろ県が特別にそういう形で措置的なものを、特例として認めていないから、現況の中で変えるほかない。そのために村民は非常にどうしたらいいんだろうと、3条4条の話もありましたけれども、いずれにしろ村民に見えるようそのことで不安やストレスを持たな

いようすべきだと私は思っています。

村長（菅野典雄君） いわゆる私らはある程度、何ていうんですか、専門のことを情報として入れたり、法令を読んだりしていますが、住民はなかなかそれがわからないとこういうことでありましようから、それをできるだけその不安を取り除くために、いろいろな形でお知らせするべきではないかということではないかと思っていますので、広報が村としては出している一番の情報かなという気がします。意外と広報も読んでもらえないというところもあるんですが、そういう意味でそんな中でこれから農地をどうするという場合には、こういう方法がある、こういう方法がある、それぞれの復興対策の農政では集まりには言っているわけでありすけれども、なおやはり皆さん方にわかりやすいような形でお知らせする段取りをしていければと思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 昇口舗装、大分やられて終了したということでありすけれども、今後やっと家族とか相続の関係で、何とか話し合えるようになった、結論出せるようになった、そういう村民がいた場合には、今までの事業終了した。締め切った。ですから終わりですよと村はなっていくのかどうか。

建設課長（高橋祐一君） 事業の期間というものがありますので、そういうものを踏まえて何度も受け付け追加をしてきたところでありす。そういう中で新たな受け付けというのはなかなか難しいのかなと考えております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、相談まとまったり相続うまくまとまらなくて遅くなった人は、同じ村民でも同じ事業の補助は受けられないし、そういう対応策は村では何もやる気はないということですか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど申し上げたとおり、やはり事業の期間というものがありますので、そういう意味で期間を設けて国に申請をして実施をしているものでありますので、それについてはまた別な考え方を持って対応しないとできないのかなと思っております。今のところについては、まだその対応ができないという状況になっております。

建設課長（高橋祐一君） 昇口舗装の条件としましては、避難されていた方が帰村するといったときにそこに住むというのが1つの条件でありましたので、そういうところを踏まえて、今回事業を完了しているというところでありす。

基本的には今言った形で避難されている方が戻るということで、相続等には該当しないという考え方で進んできました。

委員（佐藤八郎君） 大変締め切り期間あることで聞いて申しわけないんですが、被災家屋解体工事も提案理由で村長が94%完了したと。そこには国庫財源が100億円も入ってということでありましたけれども、やはり私自身もそうでしたけれども、何名の方がなかなか申請する権利さえも整わない村民がいるわけです。条件が整わない村民が。その方々への今後の対応というか支援はどう考えているのか。今、課長が答弁したのと同じ答弁なのか。それとも村として独自に考えるのか。

それに含めて、もうそういうものに構ってられないからということで、そのままのうちに残って空き家となるわけです。今村がやっている空き家対策で活用できる空き家なくて、廃墟化する空き家が出るわけですね。それへの対応についてはどうやられよう

としているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 昇口にしろ何にしろ、皆さん方に少しでもやはり避難の大変さの何ていうんですか、見返りというか、これほど苦勞しているわけだからということでやってきて、少しでも皆さん方ということで全て解体にしろ昇口にしろ、その他にしろ何回かやっているわけでありまして。しかも、1年、1年半の間で何回もどうですかという話をしているわけですから、そのときに場合によっては相談なりなんなりがあつて、こういうので今ちょっと待ってくださいというのであれば、またこれも考えようがあるかもしれないかもしれませんけれども、3回も4回もやった中でこういうことが後でありましたから、何とかしてくださいという話は、なかなかそれはそう簡単ではないし、我々がやはり国との話であります。それを村の自主財源でやるということになると、それはもう簡単な話ではございませんので、皆さん方がそれでもやれという話になるのか。よくぜひ考えていただければと思っています。

先ほど、できるだけ自己責任も考えながら、やはり我々求めるものは求めてやってもらうものはやってもらうという考え方に立たないと、ずるずるという話では多分公平、公正ということがなかなか保てないということではないかなと。たった1回やったのであれば考えなければなりませんけれども、何回も募集を皆さん方からの要望に応じて、国との交渉の中でやってきているわけでありまして、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、昇口にしろ解体にしろ条件が今までやられた方々、村民と条件がそろってそれを実施する経費がかかる、経費を東電に請求する、そういうことの支援は村でやるお考えありますか。

村長（菅野典雄君） 東電が賠償でやってくれるということであれば、それは要望も出しますけれども、国の事業でありますから、東電が1軒2軒3軒から上がってきたから、東電の賠償でやりますという話にはならない。解体にしろ昇口舗装にしろ何にしろ、自分の持っていращやる上限枠でやっていただくということはずっと言ってきておりますので、そちらでお願いできればと思っています。

委員（佐藤八郎君） 請求権発生しない人は、解体も何もできないでずっと来ているんですね。その数はどのくらいあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のご質問は発生、請求が発生していないという意味合いからしますと、未請求の件数という部分かなと思っていますが、詳細調べておりませんが時間をいただきたいと思います。以上です。

建設課長（高橋祐一君） 孝雄議員の一般質問の回答でもお答えしましたが、行政区にそういう建物がどのくらいあるのかという調査をしております。その中で57件があつて、半分ぐらいは環境省の指定家屋で対応できるという形になりまして、その二十何件が相続関係、あとは持ち主不明ということで残っているという調査結果があります。

委員（佐藤八郎君） 私は、整理して考えると最終的には事故を起こした加害者の国か、東電に請求するしかないと思うんです、ちゃんとやるのには。そうした場合、村も同じ村民としての扱いをしてくれない、国事業だから国事業だからとなりますから、そうすると、国にやはり不服審査なり請求なりするということに、村民はならざるを得ないと思うん

ですけれども、そのときの支援は村では何か考えられますか。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、相手あつての話でございますので、国はそれぞれこちらから何件とかあるいは幾らと申し込んだものは、一つ一つ点検してわかりましたということなのですが、後になってこれもあれもという話を、ああそうですかと聞くような形にはならないということでもあります。

今、皆さん方の要望ということになると、東電の賠償の中ででき得る可能性があるだろうと思いますので、そちらでやっていただく。そしてそれをぜひお願いしますという話は東電に村からも言えますけれども、それぞれの上限枠の中でできるということであればぜひやってくださいという形を、東電に言いますけれども、それが無いということになるとなかなかそう簡単ではないのではないかなと思っています。

委員（佐藤八郎君） 確認ですけれども、村長が言う東電に言える部分は言うということなので、3つの誓い、5つの約束は守るということ、守らせるという要望はするということですね。

村長（菅野典雄君） 今、昇口舗装の話が出ましたので、あるいは解体の話も出ましたので、それはそれぞれ個人が今回の大変な思いの見返りという言い方かどうかわかりませんが、賠償ということで上限枠というのがありますので、それはぜひ使ってこれもこれもやっていただけませんかという話は、東電にはこれからも今までも言ってきましたけれども、これからも言えるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 上限枠でやれる人は、こういう問題になってこないんですね。それはそれでいいですけれども、別な質問に。いわゆる村長の答弁は、自己責任で上限枠内でやってくれと。それを申請してもどうしてもやらないような場合があれば、東電に村長が言ってやるということまでいいということですね。わかりました。

質問を変えますけれども、全村見守り隊、村内の防犯対策に大きな貢献されて、社会的な犯罪になるような事件が起きないできました。これも本年限りという予算になっておりますので、それにかわる防犯対策をどうするのか、来年度の中で協議とか調査なり必要だと思うんですけれども、その辺はどのような考えでいらっしゃるのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 村内見守り隊ということで、当初は360人でやってきたわけなんです、年々少なくしてやってきておりますが、現在事件、窃盗事件等が大分減ってきたと。これ、一概に見守り隊がどうのこうのではなくて、帰村している住民がふえておることから犯罪も減っている。警ら、大分力も入れていただきまして、皆さん村内歩くとわかるんですが、パトカー二、三台、土日どこを歩いても行き会うという状況でもあります。また、防犯指導隊もしっかり活動していただきまして、パトロールを強化しているということから、平成31年度は防犯指導隊とともに今後の防犯のあり方をいろいろ検討しながら、平成32年度の当初予算あたりにどんな防犯の仕方があるか検討していきたいと思っています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、消防団の話が出ましたけれども、各部落の消防団員がかなり退会というか退部というんですか、わかりませんけれども、退団というんですか、されている方がいて、人数がかなり大変だという、団員そのものがそういうお話があるので、

そことの関係、あとはパトカー巡回、これいつまで今のままで続くのかわかりませんが、今は夜中の部分はパトカーが全部巡回されていると思うんですが、そういう点では協議されるということなので、やはり若い層なり地域の自治会、自治のコミュニティがある程度復活して再生されていけば、それなりの震災前程度にいかなくてもそれに近いものが生まれる可能性はある。だけど、今の時点でそういう可能性はない中で、やめることだけ言ったら幸い事件、窃盗減っているってありますけれども、だからパトカーとの関連、警察、駐在所も減るのかふえるのかわかりませんが、その辺の状況で協議する内容というのと、体制というのはどういうものでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 防犯指導隊は、現在21名ということでやっております。どのような活動かといいますと、1カ月に1度のパトロールにはなっているんですが、もう少し回数ふやしながら、地元は地元のパトロール隊にはやっていくということがこれから大事なのかなと。あとは帰村された住民の皆さんそれぞれに自分でやはり自分の部分、しっかり防犯体制をとっていくということも大事でしょうから、防犯診断等をしっかり防犯指導隊中心にやっていければと、そのような形で村の防犯体制をしっかりとつくっていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） それでは、村内での調剤薬局の早期再開ということでもありますけれども、前の業者との交渉をしているのでしょうか。ここ数年、私含め議員の方に業者からの話があって、紹介した経過もあるんですが、村としての調剤薬局の考え方と選定条件というのはどう示されて、今まで再開にならないできたのかと、早期再開に向けてどんな条件なりどういう役割、責任果たしてもらおうとしているのか伺います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 調剤薬局の部分につきましては、30年度に県の指導といいますか、協力を得ながら再開に向けた協議会ということで立ち上げて、その中で改めて以前あったアイン薬局さんは撤退ということもありましたので、それ以外の部分でぜひできれば同じような状況で調剤薬局を再開できないかということで、るる検討した結果、公募をかけようということになり、昨年9月ぐらいだったかと思いますが、公募をかけながら募集に当たったわけなんですが、実際は1件も応募はなかった中で、やはり経営的にどうなんだろうということが多かったようであります。

村としては、できれば1週間、通常月曜日から金曜日までそれぞれあけていただきたいという部分と、調剤のみではなくて薬店としての働きあるいは介護用品の販売等。あわせて、先ほどもお話ししましたように村の保健事業、栄養管理等含めて薬の管理、なかなかうまくできない部分もあるので、そういう指導もしていただきたいという流れで考えておりました。

ただ、今ほど言いましたように経営的にまず難しいという部分があり、さらに内容的に毎日開設はさらに難しいのでということで、31年度に向けてはできればクリニックの開設日に合わせて調剤薬局、それ以外は薬店としての責務といいますか、管理をしていただきながら営業をしていただけないかという部分と、できるだけ村の方に来ていただけるように、村としてクリニックのように指定管理はできないものかということで、今県と相談しながら内容を詰めているところであります。以上です。

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） まだ質疑があるようですので、明後日も委員会を継続いたします。

本日の委員会はこれで終了し、散会いたします。（「委員長」の声あり）

委員（渡邊 計君） 14日になるかと思いますがけれども、修正案出しますので、よろしくお願いします。

委員長（相良 弘君） なお、明後日14日も午前10時からこの場にて委員会を再開します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時28分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月12日

予算審査特別委員会委員長

相 良 弘

平成31年3月14日

平成31年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）



平成31年3月14日、飯舘村役場議場において午前11時05分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 高 橋 和 幸 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

佐 藤 一 郎 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 孝 雄 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総務課長 高 橋 正 文

復興対策課長 中 川 喜 昭

会計管理者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

農業委員会
事務局 長 石 井 秀 徳

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

建 設 課 長 高 橋 祐 一

健康福祉課長 齋 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会 長 菅 野 啓 一

選挙管理委員会
書記 長 高 橋 正 文

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但 野 正 行 書 記 高 橋 由 香 書 記 原 田 朋

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前11時05分）

委員長（相良 弘君） 一昨日12日に引き続き総括質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

先日、どこで終わったのかよくわからない点もあるんですけども、もう一度、全村見守り隊の防犯対策、今年限りの部分があるので、その後に向けての防犯対策について、本年中にどのような体制の中でどんな協議をされて方向づけを出していくのか伺っておきます。

住民課長（細川 亨君） おはようございます。

見守り隊が縮小するという事で、今後の防犯体制をどうしていくのかという質問でございます。先日もお話ししたように、防犯指導隊という組織がもう立ち上がっておりますので、防犯指導隊とともに、今後の防犯のやり方、防犯診断も含め検討していきたいという1年にしたいなと、そのように考えております。

委員（佐藤八郎君） それは、いつごろ、来年度に向けてのこういう体制でこんな形での見守りに変わってきますよという村民周知がされるのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） もう既に3月22日に第1回の会合があります。その後、総会を5月までには開催して、その中でしっかりどのように村の防犯体制を充実させていくかというふうな協議をしていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 調剤薬局早期再開ということでおとといお聞きしたんですけども、村での条件、最低限こういうものというものは何があって、先日の答弁だと村の保健事業も一緒になって指導願いたいみたいな話がありましたけれども、あとは、経営的な支援は、例えばその業者に対してね、何か考えたり、何せ早期再開にするために具体的な対策というのはどうされるのか伺っておきます。

健康福祉課長（齊藤修一君） この件につきましては、本年度といいますか、昨年中に大分公募に際して問い合わせ等々がありましたが、村といたしましては、週5日の薬局、薬店としての開設をお願いしたい。その中で、特に調剤のほう、薬剤師につきましては、クリニックの開始といいますか、あいている日に合わせて週2日は確保していただきたい。そのほかの時間については、村の保健活動とあわせて、剤薬といいますかそういった指導をあわせて行っていただきたいということでありましたが、実際的には皆さんそういった収支の関係等々で応募がなかったということから、31年度の予算でもお願いしております村からの支援といいますか、経営の部分についてある程度必要ではないかということで、どれぐらいという数字がなかったものですから、基本的には、薬剤師、管理薬

剤師が必要だということで、その方の報酬といいますか賃金、そういった部分を計算、プラス施設の管理費ということで予算的には600万円という数字でお願いしています。それが妥当なのかどうかという部分についてこれから検討していくということと、今言いましたように調剤薬局には管理薬剤師が常駐という部分もありまして、なかなかその辺の部分がこれから県と調整しないと難しい部分もあるのかなということもあります。

あとは、かかりつけ薬局、訪問調剤ですか、あとはネット調剤等々が、今、去年の後半ぐらいからいろんな形で法整備あるいはそういったことが出始めていますので、その辺もあわせて今後調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 条件いろいろ、支援、聞きましたけれども、現在の流れの中では、決まるまで今の流れでいくということなので、今の流れは村民に対してどういう薬局に対しての便利さを図っているんでしょう。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在のところ、村内での調剤はないものですから、クリニック（秀公会）を通しまして川俣町の調剤薬局のほうからクリニックに届けていただいていると。ただ、クリニックが週2日午前中のみということもありますので、薬局さんの厚意で、時間に間に合わない場合は自宅まで配達といいますか届けていただいているということですが、今後対象者がふえるとその部分も難しいということから、その対策を今後とも進めてまいりたいということで考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 前に資料をいただきましたので質問をいたしますけれども、基幹産業が農業であるということで、生きがい農業、なりわい農業ということでスタートして、それも本年度で終了というお話であります。これまでの実績と所得実態、やられてのね。やる気のある農業者に対して数年にわたり補助、助成というふうにしていますけれども、施設関係、機械関係、るるこれは補助申請、助成した中で公的財産というふうになっていくのか、私的財産との関係ではどういうふうに私どもは考えたらいいか。村民の皆さんが「いやあ、助成出て補助受けた人は1人で2億以上の施設もらったようだ」という話になっていますけれども、その辺、公的財産なのか私的財産なのか。その財産そのものは今後、6年とか10年とか30年とかわかりませんが、その物によって違いましようけれども。

あと、この助成に対しての日報報告、成果報告等もずっとあったと思いますけれども、本年度の取り組みと予算との関係でどのように、過去のことも含めてどうなっていくのか説明をお願いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 質問内容が何点かありましたので、もし抜けておりましたらあとよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、今までの営農再開に向けての補助関係の実態ということでありますが、生きがい農業については29年度から、29年度、30年度と2カ年やってきておりまして、29年度については160件の申請、あと30年度については133件であります。両年合わせまして1億2,300万円ほどの補助金、補助率50%で上限が50万円ということですが、補助で出

した実績が1億2,300万円でございます。

あと、県の4分の3事業ですね。被災地域12市町村の4分の3事業であります。県のほうからは4分の3ということで75%の補助が出てきております。村としましては、そこに上乗せ補助ということで、5%の補助を上乗せしているという状況であります。それで、28年度から事業が実施されておまして、28年度には9件、29年には44件、30年度には27件の申請を受けて、そこから審査して3年間で74件の実績になっているということでもあります。それで、3カ年の県の75%の補助が6億7,000万円ということで、そこに村のほうから5%ということで、4,470万円程度という形で5%補助を出しているという状況でございます。

28年度なり29年度から営農再開というか施設整備をしたということで、多分にして作付関係とか出荷等については翌年度からという形になるのかなと思っておりますので、28年度の方については29年から出荷されたのかなと思っておりますが、所得のほうまで若干調査していなかったということでは、今後その辺についても調査をしていきたいというふうに思っております。

あと、国のほうの交付金事業を受けたその財産の部分であります。何度かお話しさせていただいておりますが、国のほうの交付金事業については村が事業主体でありますので、施設関係、あと機械関係は全て村の所有のものという形で財産の管理をするということでございます。

それで、まず、その事業が始まる前にそれぞれの農家の方々の希望を聞いて事業を組み立てておまして、その中でハウスなり機械なりの要望等を聞いて、そこで実施に当たっては契約書的なものを交わしながら維持管理をするという形で契約をしているところでございます。一応、財産的には耐用年数が過ぎれば無償譲渡という契約もしておりますので、建物については、パイプ式とかそういうものについては30年とかそういう形になるかと思えますし、機械は8年とか9年の耐用年数ですね。これは年ごとに変わっておりますので、今お話ししたのが合っているかどうかは別としましても、そういう耐用年数で、過ぎれば無償譲渡という形で考えているところであります。

あとは、お貸しをしているということで日報等々の取り組みということではありますが、今まで村外でやられている方については、年に1回か2回はその状況調査ということで担当職員が行っております。あと、村内については、常日ごろ農家の方々とは協議をしておりますので、その状況について確認をしているということでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 作物をつくれれば生きがいにはつながるというふうな部分はあるでしょうけれども、なりわいでは、やっぱり収入が上がらないとなりわいにはならないのかなと思っております。そういう意味では、所得調査はしていないということですが、国の交付金をいただいている、大型の何億もの助成を受けているものに対しても同じ考えなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 国の交付金なり県の4分の3事業ですね、この計画については農家の方それぞれが計画をしていただいております。その計画内容について、村のほう

としては本人の意欲とか生産性とか、あと作物がつくって売れるのかどうか、その辺の市場的な部分まで聞き取りをし、村のほうでも販路の調査もするということをしております。ですので、なりわいの部分については、市場調査なりそういうものを鑑みながらヒアリング等をやっているという状況であります。所得のほうまできっちり調べたわけではありませんが、そういう内容で村のほうも農家の方々と打ち合わせなり協議をしておりますので、実際に出荷した際にどうだったかとか、そういう部分まできちんと聞き取りまでしているという状況でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 必ずしも30代、40代の方でないように見かけていますので、そういう意味では、短期間の労働のかけ方、短期間の収入の得方。耐用年数云々で個人所有になるという説明でしたけれども、せっかくすばらしい施設なり交付金をいただいた施設がずっと、耐用年数だけでもてばいいというものじゃなくて、譲渡になった後どういうふうに生かされるのかというのが事業目的からして重要だというふうに思うんですけれども、そうでないと国家予算の何か投げ捨ててみたいになってしまいますので、そういう点では、村も市場の聞き取りや販路拡大も支援しているということなのですが、それぞれの経営的ななりわい支援の中で、話し合いでそれぞれの目標値というか、生産量をこのぐらい上げて、このぐらいの収益でなりわいをするんだという計画は事前に上がっているんだろうと思いますけれども、事業採択前にね。それに沿ってやられている実態はどのような成果なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今委員おただしのとおり、ただいつときの考えで進められては困るという部分は村も承知をしているところでございます。ですので、本人がいろんな計画をする中で、営農計画、5年間なりをとりあえず立てていただくという形で、そこでどういう収支を求めていくのかという部分まで事前審査、国のほうなり県のほうにもそういうものを提出しないと進められないという部分もありますので、その辺をきっちりさせていただいているところでございます。お話の中にありました目標値とか、そういう部分もあります。

あと、国のほうは、たった5年間ではなくて、例えばその施設を更新する時期をいつごろ考えているんだと。その更新をするときの費用はどこで生み出していくんだということで、建物によっては20年30年の収支を求められている部分もございます。そういう意味では、農家の方々とはそこら辺についても事前に話をして、それらに基づいて、国の場合は国、県という2つのヒアリングがありますが、そこでお話をさせていただいているということでございます。国の交付金については村の財産になるということで、その農家の方が途中で投げ出すということはこれは一番困るわけですので、その辺契約の中でも、そういうことがあった際に保証人的なものもつけさせていただいたり、あとは、年齢的な部分については後継者の話まできちんとさせていただいているという部分もございます。そんな形で、何しろ財産管理的な部分がありますので、慎重にですね、農家の方々の支援をさせていただいているというところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 収支審査して、それに対しての結果はまだまだ出ないという流れなんですか、答えがないので。

あと、どうしても更新なり今後の継続していくための資金。収支審査の提出したものは1件1件私ども見ていないので、心配だけしていてもしょうがないという部分はあるんですけども、せっかくやる気があって、すごい補助をいただいてスタートしたはいいいが、例えば、夫婦で始まったら、奥さんが病気になれば新たな労働力を雇わない限り同じことはやれないというふうに多々あると思うんですよ。本来なりわいの保障をいただいて始めてもそういう結果が生まれたり、どうしても放射性物質が土壌に残ったままあるので、放射性物質の関連の生産物が、花なら大丈夫だという話もありますけれども、花好きな人が本当に、放射性物質がNDだ、NDだと言われても、NDの基準そのものを震災事故前よりアップされているNDなので、もともとのNDではない部分があるんですよ。そういう心配もされていて、なかなか伸び悩みするんじゃないかという心配もしているんですけども、そういう点では、生きがい、なりわいでスタートしたはいいいが、どうにもなくなるといふ。例えば、譲渡する前までもてばいいんですけども、もたない場合なり、あと牛の経験ないのに牛を始めるとかいう例もあるのかどうかわかりませんが、いずれにしろ、せっかくの予算つけたものが目的に沿って成果を上げることができないと、やった本人もですけども、私ども村民全体にもやっぱり不安やストレスや、考えの持ち方、あり方が問われていくというふうに思うので、もう一度見通しのあるような部分で答えいただければ。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの部分、いろんな心配があるかというふうに思っております。国の交付金事業なども被災地域でやってきておりまして、28年ころから村内のほうでの事業的に再開に向けて進めてきております。それで、進める中で感じているところでございますが、29年3月31日に避難指示解除になるということを見据えて、農家の方々はそこから営農再開ができるということを踏まえて準備をしている方々もございます。それはなぜそのような考えをしていただいたかといいますと、やはり村外でそれぞれの実績をつくられてきているという部分で、やはりそれらを評価して村内でもやってみようかという部分かなというふうに思っております。

例えば米を考えれば、もう避難している間は米なんかつくったって売れない、そういう発想がありまして、全然米が、農家が私もふえないのかなというふうに思っていました。ただ、米づくりについては24年から試験栽培を始めて、それ以降、村として、あと県として国として実証試験などもやってきております。その結果、先ほどありましたNDという部分でありますけれども、それらを評価していただいて、29年度は多分8戸だったかと思います。30年度は20戸だったかと思います。来年は28戸かな。面積も、当初8ヘクタールが来年度は48ヘクタールまでふえるという形になっております。心配される一方、やはりそういう姿を見て、では村に戻ってそういうものをやってみようという方々がふえているということで、ある程度評価されているのかなと思います。

委員からもいろいろ、つくった方が倒れたらどうするんだとか市場の評価が悪くなって伸び悩みするんじゃないかとか、あとは経験ない者がやってどうなんだというふうな心

配がされておりますが、やはり村としてもそこがこれからの対応の重要性かなというふうに思っております。ですから、例えば県の事業を申請して建物を建てている途中に亡くなった方がおります。じゃあそこをどうするんだということで、県のほうと協議、あと家族の方々と協議しましたら、そこの子供さんがお父さんの遺志を受け継ぎたいということで今取り組もうとしている部分もあります。その方が来たときに、その地区の方々がその方を、女性の方ですが、受け入れて応援しようというふうにまとまってきているところもあります。ですので、何らかの形で村としては地域なりその家族の方々と進めていければというふうに思っております。牛経験ない、農業経験ない人が来てどうなんだという部分についても、やはりそれは本人の意思を確認しながらやってみたいものをどうなんだとすることで、新規就農という形で受け入れもしてみたいというふうに思っております。

あと、放射性物質の部分であります。これはやはり心配される、花ですとある程度。測定はしてありませんが、食べ物、あとは牛関係ですね、これらについても心配されます。ですので、これらについては県が入って飼養実証という形で、その畜舎、パドック、周りのもの、草、牧草、全て県が入って調査をして状況を見て、では飼養できますよねという形で1年かけてやっております。ですので、いろんな心配されますが、そういう形で村としても農家の方々を支援してまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 花、野菜、ハウスの中だと何センチまで土壌を取りかえたのかわかりませんが、花もどの程度の土壌を交換してやっているのかわかりませんが、村内のいろんな種目によって、線量値、土壌ベクレルね、既にいろんな方が村に入って調査されてデータもいっぱい出ているんですね。こういうものがネットで流れたり、する人はするので、それが影響してくるんですね。

今課長の言う答弁は答弁として、県がきちんと対応されているということなので。先ほどの国会の安倍さんの答弁では、東南アジアで日本の生産物を買う動きが広がっているという国会でのラジオでの話もありましたけれども、いずれにしろせっかくやる気になって頑張っているのに、そういうものでね。一部では私みたいなことを言うから風評被害になるんだなんていう逆な人もいますけれども、私は、事実、実態は言わなくちゃならないと思ってね。最後にだまして売ったら農家ってうれしくないんですよ。農家って生産して喜んで食べてもらえるからうれしいんですよ、職業として。お金になればいいというもんじゃないんですよ。ですから、実態、真実はきちんと。

だから基本的には、環境省と経産省で赤ちゃんの食べるものを違う基準を何倍もにして上げているなんていう国ですから、その基準をどうするかですよ、村として。県としてもそうですけれども。だから、そういう点まできちんとして理解していただいて、消費拡大、そして収入につながるという流れが必要だと思うんです。だからそういう流れについてはどういう方向に、村にはアドバイザーなる者も何人か置いていらっしゃるの

復興対策課長（中川喜昭君） 生産をして、やはり売るときに売れないということになれば農家の方々が泣いてしまうというのは、私どもが今回の営農再開に向けて、そんなことだけはできないというのが、自分たち、担当も含めてですね、そういった思いでやってきました。風評被害という言葉があって、それらがどうなんだという不安もありました。実際に、28年、29年からやってきておりますけれども、私は風評被害はないというふうに思っています。というのは、国の基準がどうかは、私は、それは国の決めたことで、すからそれらに準じていかなければなりませんし、その数値的な議論は別な方々にやっていただいていいかと思いますが、やはり決められた基準でそれらをやっぱりクリアするものをつくるというのがまずは農家として消費者に対する思いだと思っています。

ということで、村としては農作物をはかる測定器10台用意させていただきました。これも、本人が数値を見て、ああ安全だというふうに感じ取ってもらえるように集会所に置かせていただいております。そこで安全だというふうにわかっていた中で今度販売したときに売れるということで、そこで生産者としての喜びなのかなというふうに思っております。村としては、そういう農家の方が喜んでもらえる仕組みは必ずつくっていただければだめだなというふうに思っております。

あとは、やはり土壌とかそういう部分があります。先ほども言いましたけれども、土の中にセシウムはあります。これはないなんていうことは言っておりません。ある中でどうやってつくれば販売できるんだ。そういうことをやはり生産者の方々と一緒になって勉強するとか知識を入れるというのが大事なかなというふうに思っております。できたものを、いろんな加工品でも今うちのほうの担当、係でやっております。実は春日部のほうに直売所に私も行ってまいりました。そのときに、つくったものに対して誰も不安視するような方は一人もおりません。「どんなふうにしてつくったの」と、「前回来たとき買ったみそうまかったけれども、きょう持ってきたの」と。持っていかなかったものですから、かなりがっかりされました。ですので、やはり売るものも、ただ流通に任せるのではなくて、生産者の顔が見えるとか声が聞こえるとか、そういうものも必要なんだなというふうに感じたところであります。

そういうものを踏まえて、今後、やはり農家の方が喜ぶようなやり方、あとは生産者に胸を張って売れるものをつくれるような考え方をしていきながら実践してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしいお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 私も直売所にかかわってずっときましたし、みそづくりもかかわってきしたので、今の課長の思いはしっかりわかるんですけれども、思いは全く共通するものがあるのですね、やる気のある人がなりわいできるようなことに結びつけられればというふうに思います。

質問を変えますけれども、飯舘楽園から振興公社への移行事業ということで、振興公社そのものの運営資金は独自なものが今あるのかどうか。村から借入して運営しているという流れにまたなるようなんですけれども、公社としての実態、体制、財政実態というのはどういうふうに考えればいいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今回の議案の中にも指定管理者の変更ということでお願いをしており

ます。振興公社の現状であります。震災前は肥育を専門にやっておりましたが、それができないということで、平成24年から二枚橋、須萱の実証をスタートした除染のほうの業務を現在もやっております。24年から29年度までの公社の除染の実績であります、面積が2,400ヘクタールほど実証しております。請負額にしますと106億円ぐらいの事業費を請け負ってやっております。ほとんどがゼネコンからの下請であります。そこにかかわった作業員の人数は約9万人、延べ人数であります。9万人の方が雇用につながったと、こういうことであります。

現在は、今年は仮々置き場あるいは仮置き場の管理、あるいは地力回復工事の残った分の工事、あるいは村からの委託の事業などなどを今実施をしております。経営的には、今の28年、29年、30年、この3カ年はもうかるような除染事業ではなくて、2,000万円程度の繰り越しの経営収支でありました。トータル的に見れば、現在の収支状況、累計しますと4億円ぐらいの、除染事業に伴う部分であります。剰余金ということですが、そのうち村の農業全般に対する支援、パークゴルフ場も含めてですが、2億円ほど今回村のほうに入れるようになりますので、残が約2億円程度残ると、こんな状況であります。

それで、きこりの運営であります。ご案内のように現在は国からの補助で全てやっております。約5,400～5,500万かかっていますが、これは来年も継続される見込みになっておまして、その部分については、公社に移っても宿泊体験館きこりの経営に関する部分は国のほうからの補填がされるということで、31年度についても、村の持ち出しはほとんどなくて、公社の持ち出しもなくて経営的はやっていけるのかなと。これがいつまで続くのかということになりますと、これが不透明でありまして、国のほうとしては、後期の32年かな、そこまでは支援をしていただけるのかなというふうに思いますが、その後の経営の状況については、いつまでも多分国のほうからの支援はでないと、こんなふうに思っています。

震災前も宿泊体験館きこりについては、村からの指定管理ということで2,000万円ほど毎年いただいております。さらに、1人、当時は公社の職員でありましたが、その人件費も村のほうで補填をしながら宿泊体験館きこりを経営をしておりましたので、今後国の補助がなくなったときに、全然村からの指定管理がゼロということではやっていけませんので、ある程度の指定管理の指定料、予算化は必要なのかなというふうに思いますが、今のところ食事提供もできていない状況なので、来年度以降ですね、32年度どの時期に食事の提供も含めて以前のような宿泊体験きこりの営業ができるようになるのかということで、今年1年かけて、コンサルも入れて、どのような経営計画を立てれば村からの一定の指定管理料はいただいた中でも経営ができるのかできないのか、その辺の検討をしてみたいと、こんなふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、平成32年までは、きこり運営、経営は今のままで存続可能ということで、それ以降についてはこの2年間の中で見通しを立てていくということになりますか。

副村長（門馬伸市君） 32年までの確約ということではありません。ご案内のように国の予算

は毎年単年度主義でありますので、国会の承認をいただかないとこれは前には進まない話であります。今のところ国のほうの考え方として、復興・創生の32年度までの期間がありますので、全ての補助事業がその年度にある程度終期を設けながらやっているというのが国の方針でありますので、私ここで答弁したことが確約ということでありませんので、ご理解を願いたいと思います。2年間かけてきちっと経営できるような環境に持っていくと、こういうことであります。

委員（佐藤八郎君） 生涯学習というか生涯関係で5人以上の自主グループの資料をいただきましたので、実態と今後の取り組み。このグループ、これからふえるんでしょうけれども、そういった場合の報告とか申請とかというものはどのようにされているのか。その場合のグループに指定になった団体なりグループは、会議資料とか使用料とか、時間とか使える曜日の設定とかはどのようになるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） それでは、資料の71ページ、一番最後のページになります。

まず、毎年5月ごろに一趣味の、資料の一番下になりますけれども、お知らせ版等で団体募集を図っております。こういうのを見て、直接来る方が多いんですけども、こういう講座をやりたいとかということでご相談に来られるということで、日程等、先生等の関係なんかもありますので、その辺のことは、会場の調整とかはやらせていただいて、日にちを決定して実施をしているということでございます。申請書については、先生のほうにお金を払った後にその領収書をつけていただいて申請をしていただいて、そのお金を代表者の方にお支払いをするという形で実施しております。

去年の実績については上の表でありまして、全部で講座的には6回。ただ、寄せ植えの教室2回分については緑化協会のほうからお金が出るということで、こちらのほうはうちのほうからは払っていないと。一趣味のほうは真ん中の表でした。一応2団体がやっております。トールペイントの会というところが7月から9月にかけて3回ですね。あと商工会の女性部が健康教室ということで、これはスポーツ公園のほうの会議室を、そこは床が木ですので、そこでヨガみたいなことをやったということで3回やっております。そんなところで、なるべく申請してきた方のご要望に沿えるように相談もしながらやらせていただいております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 資料の上の部分は生涯学習の事業としてやったということなので、講師料だけ払ったという話なんですよ、これね。下の部分は必ず開催は3回必要なのかな、一趣味事業の部分では。あとは、この方々はどんな曜日にでも開催できたのか。会場使用料、私何回か払って使っているんですけども、5,000円助成で会場使用料を払って講師料を払うと、講師料は大変少なくなるんでしょうけれども、どういうふうな考え方をすればいいのか。5名以上なのでいろんな考え方ができると思うんですね。趣味的なサークルなんだろうから。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず使用料に関しては、村民の場合は、これは村民を対象でやっておりますので、当然無料でお金は取っておりません。あと、やる日時については、団体のほうが講師のほうと日程を調整して、この日とこの日でやりたいということで持

ってきますので、それに応じて会場を確保するということでやっております。ただ、既に会場が埋まっている場合なんかもありますので、その辺のところはいろいろ調整をして、会場をちょっとほかの団体に移動してもらうとか、そういうのも含めて調整をさせていただいてやっているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 生涯学習課に申し込んで、認められた団体は無料なんですか。それとも、こういうグループをつくって規約をつくってとか、そういう会的なものをきちんと立ち上げないと無料にならないのか。私も飯館村民の仲間です。使ったとき取られましたけれども、登録していないからね。だと思ふんですけれども。

生涯学習課長（藤井一彦君） 基本的には、以前は文化協会のほうに登録をするというのを条件でやっているという団体が多いんですけれども、今回は、村の方たちでこういった教室をやりたいということで、なおかつ5人以上でもっとふやしてやりたいというような団体については、無料でやっていただいております。

回数についても、1年目に限っては3回、あと2年間ですね、続けて、1回ずつはお金を5,000円補助しているというようなことであります。それ以降は自立をして自分たちで活動して行ってほしいというような流れでやっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） おととい、大分委員から話題になりました触れ合う彫刻。ふるさと納税の申し込み方法の中で何に使うか示しているの、示したものに指定あればそのことをやるんだという村長の、私、前の彫刻のときも質問したら、納税する人の希望に沿ってやるんだというお話でしたけれども、それであれば、その人が、彫刻をこういうものを建てたい、ですから村の公的場所を用意していただきたい、そして自分が建てたという名前を入れて、そういうふうにしてもらえばいいんじゃないかというお話もしたことがあるんですけれども、どうもこの基金の数字を何かね、利用した、彫刻値段が決まってくるような、設置値段が、業者が、作者が決まってくるような流れで、既にこの間こういうものなんだというカラープリントをいただきましたけれども、どうも不透明じゃないですか。予算審議もされないうちにこういうものができるんだというものが決まっている。それは、ふるさと納税した方の希望だからそうするんだというだけでは、何となく、どうなんだろうという部分が生まれるんですけれども、これは納税担当の総務課から答弁願います。村長の思い入れだけでやってもらって困る事業なので。

総務課長（高橋正文君） 彫刻ということでございますが、まず導入する彫刻というのは、きのう申し上げましたが、この予算が通った以降、物品の購入伺をして買うということで、現時点で決まっているものではございません。

寄附の要望ということで、彫刻であるとか子供たちの施設であるとか花を中心とした産業ということでご希望を書いていただくというふうになっております。何々バスを買ってくれというようなものは条件つき寄附というものでございまして、村ではそういうものは、基本、条件つき寄附は受けないということにしております。このふるさと納税については、要望を3つの中から選んでいただくということでございまして、条件つき寄

附とは違ふと。使い道はこの方々の要望には限定されないという内容でございます。

委員（佐藤八郎君） プリントして渡したものは誰でもつくれる彫刻なのか。条件付きのふるさと納税は受け付けないとすれば、今までやってきた話もちよっとおかしくなるんですけども、ふるさと納税ってそもそもね、村はこういう3つの大きな項目があるけれども、ふるさとを応援したい人の気持ちなんですよ。

今、ふるさとの飯舘村民、最初、予算委員会の冒頭私言いましたけれども、生活実態が、彫刻に触れ合って生活したいような生活ではないんですよ、実際。私の知り合いで病院でもう宣告されている村民もいれば、1週間に何回も病院に通わなくちゃならない人もいれば、いろんな大変な人が多いんですよ。あそこに出かけていって彫刻に触れ合う、さわる、見る。こういうときというか、村民の暮らしや生活はそうっていないんじゃないかと私は非常に矛盾を感じるんですけども。だから、ふるさと納税そのものをね、皆さんの思い、触れ合う彫刻もすばらしいということになるのかどうかわかりませんが、私はちよっとずれているんじゃないかと思うんですけども、この使い道そのものももっと村民に寄り添った、村民の声を吸い上げた中で使うべきではないんでしょうかね。何か、ねえ、何か建物、彫刻、花を中心とした産業復興って、ねえ。野山に花、自然界の花が咲いていますけれども、ちよっと。だから、今度の彫刻については私は全く理解できない一人なんですけれども。私いろんな人に出て、きのうも村の人20人に出て聞きましたけれども、家族の皆さんの声も聞きましたけれども、全くそんな思いはないんですね。それなのに何で彫刻ばかり建つんだろう、何だろうと。それも3,000万円のという話なんですけれども、そのふるさと納税そのものの考え方をもう一度きちっと伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 先ほどちよっと私の説明がうまくなかったんですけども、もう1回説明しますが、条件付き寄附は基本受けないというのはそのとおりであります。ただ、このふるさと納税はこういう3つの希望にチェックをいただいていますので、前に村長も言いましたが、これらに使っていただくのが納税者の意思がより反映されるということで、このようなものに使っていききたいということでもあります。

ただ、この3項目だけに使うということではなくて、八郎委員おっしゃったとおり、村民の福祉向上のため、村民の生活のため、いろいろなものにですね、これは陽はまた昇る基金に積んでいるわけですけども、さまざまな村民の生活のためにも使うということでご理解をお願いします。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午後 0時04分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

委員（佐藤八郎君） 村長に最後に、彫刻の最後ですけどね、40%ぐらいの支持を得ているので今度の彫刻云々ってありますけど、日本の著名な彫刻家16名ほど知りましたけれども、

先日配ったものは誰の彫刻なのか。あのものを建てるということはいつ決められたのか、あのものを建たい希望なのか。村長とその方はどういう関係なのか。伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 震災以前あるいは震災中もわかりませんでした。ただ、ひょんなことからあの方が、いわゆる家族、きずな、親子、夫婦、そういうものをモチーフにして、特にさわれるもの、ただ見るだけではなくて、さわっていいよというそういうのを趣旨としてつくっておられるということがわかりましたので、震災に遭って、我々は全く家族にしろ、いろいろきずなも大切だっていうことも、家族はばらばらになったり、そういう意味でそういうものが、この震災を機会にもう一度何か考えていただけたら、あるいは考えていただかなくとも、これからのやはり大きな村の考え方にしていっていいんじゃないかということでもあります。ということで、上から6番目の重岡建治さんの作でございます。その他の方はわかりませんけれども、それぞれ特徴があるだろうと思いますが、この重岡さんは、今申したような趣旨でつくられているということでもありますので、見ていただければ、親子、夫婦あるいはきずな、そんなのが数多くあるということでございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 重岡さんののは、3,000万円の彫刻しかないのか、村民にとって3,000万円という彫刻が、村長としては、触れる彫刻としてそれしかないんだっていう思いは、どんなものなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、例えば道の駅にあるのもですが、かなり大型のものであります。そういう意味でブロンズ像でありますから、やっぱり多額のお金がかかる。まして、大きければ大きいほど土台とか輸送代とか、そういうのも見込んだ経費になっているとこういうことでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

委員（佐藤一郎君） 私のほうからは、私の地元の大倉のことについて、ちょっと質問させていただきます。

毎年村のほうから予算をいただきながら、はやま湖花火大会をさせていただいております。区長初め部落の皆さんも、楽しみと生きがいを持ってこの花火大会にいろいろと臨んでおります。

そこで、大倉の簡易水道のことについてなんですが、全協並びに区長さんのほうに、将来は簡易水道廃止の方向でというようなことが示されましたが、そして、その中で、井戸掘り、各戸一軒一軒、井戸掘りなどを考えていると。それで試験掘りをということの申し入れがありましたが、それについて今年度の予算のほうに入っているのかどうかを伺います。

建設課長（高橋祐一君） 大倉の営農飲雑用水大倉浄水場の水道の関係かと思いますが、今年、先ほどあったように井戸関係ですね。井戸の試験掘の費用を計上しております。これから地元のほうの調整をしながら、井戸がいいのか、どういう体系がいいのか、その廃止の件についても検討するのは31年度に、今後検討していくというふうな内容になっております。

委員（佐藤一郎君） 続きまして、追加資料として、31年度終期の事業ということで、4ページになりますが、大倉の患者バス送迎運行事業報償費ということ、謝礼ということになっております。それで、31年でこれが完全に廃止されるのか。そして、先ほども質問しましたが、ダム建設に当たり、まず、真野ダム対策同盟会が立ち上がりまして、その中で村と約束事をしまして、この簡易水道、そして、大倉の送迎バス、そして体育館、これ約束事の一つとして建てていただいて、また送迎バスの運行していただいております。これについて、まず、真野ダムの固定資産税として9,000万近くのお金が村に入っているということもあり、この送迎バスを本当に廃止するのか、そういうことも踏まえてお考えを伺いたいと思います。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、大倉患者送迎バスの運行謝礼事業に関してであります。今、佐藤委員が言われたとおり、真野ダム関連の事業としまして、平成に入ってからずっと続けてきた事業でございます。平成29年3月31日の避難指示解除をもって、いち早くこの大倉患者送迎バスも運行を再開しました。そして、私も実績と様子を見てきまして、平成29年度、平成30年度と見てきた結果、年間の延べ利用者数が8人ということでございまして、平成31年度は予算計上にはなりましたが、費用対効果という部分で、なかなか継続が難しいなというふうな話し合いになりまして、平成31年度を終期にしようということで、決定してきたという次第であります。

総務課長（高橋正文君） 今ほど住民課長から説明があったとおりであります。この送迎を一切やめるということではございません。このバスよりも効果的なタクシーに振りかえるとか、タクシー券を配付するとか、村のほうでこれから考えていくということでございます。

委員（佐藤一郎君） 今、総務課長のほうからそれにかわるものをもう考えているということで、次期32年度になりますが、その際にはできるだけ配慮をいただきたいと思います。

続きまして、スポーツ公園利用の報告書が全員協議会のほうに報告がありました。その内容と、来年度の利用計画というか、そういうものがあれば伺いたいと思います。

生涯学習課長（藤井一彦君） ただいまの件は、全協でお配りをいたしました、いいたてスポーツ公園の利活用に関する報告書のことだと思うんですけども、これは去年の1月からだったと思うんですが、10回ほど会議を開きまして、スポーツ公園のオープニング、それから利活用について、ご検討をいただいたものの報告書でございます。

その主な利活用の施策としましては、合宿誘致の推進、イベントによる利活用の促進、施設の周知、スポーツ教室の実施による利用者の拡大、それから、さまざまなツール、機会を捉えた情報発信をしていくという4つの柱から成っております。今年度の事業につきましては、1つはスポーツイベントを、今の計画ですと8月のお盆明けぐらいに、元プロサッカー選手を呼んでサッカーのイベントを開催をしたいなということを1つ考えております。また、スポーツ教室も、ボルダリングの施設なんかもありますので、あとテニス教室であったり、サッカー教室であったり、それから、うちの施設ではないんですけども、学校のプールをお借りしてプール開放をやったりとか、そういった施設を利用してやることで、初めての方にも使っていただいて、そういう方に利用者になっ

ていただこうということで事業を考えているところでございます。

また、こういったイベントとかスポーツ教室の際には、マスコミなどを活用した情報の拡散ということで、利活用を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） わかりました。

続きまして、復興対策課、農政のほうに農協のほうから前の営農センター長の川井さんが今度出向になるということですが、これについての村の予算などはあるのかどうか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しありましたように、農協の人事異動によりまして、3月1日から、前の営農センター長が農政第一係に配置いただきました。これは、一応派遣という形での部分でありますので、費用等については農協さんの部分になります。

予算委員会の初日、復興対策課としての重点事業の中に、ライスセンターとラック式倉庫の建設が重点事業だという話をしましたが、これも国のほうの交付金事業を受けて建設する予定でありますので、より充実したものをつくっていききたいということと、あと、米を生産する方もふえているということで、それらの強化もしていききたいということで、今回、農協のほうから村のほうへ派遣をいただいたという経過でございます。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） 出向されるということによって、農政としての期待なんかをお伺いできればと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 当面、今回入ってきていただいた方については、そういう思いで今回派遣をいただいたところでありますが、二、三年前から、農協との打ち合わせの中で、やはりこれからの営農に向けた部分として何が必要なのかなということは、農協のほうともいろいろ協議をしまいいりました。村のほうでもいろんな事業がある。あとは農家の声も農協のほうで聞いていると。そうであれば、どこか1カ所でそういう協議ができるようなワンストップ化的なものはどうなんだろうかという協議もしてきたところでございます。

今回は、交付金事業という部分の対応ということでありますが、先ほども言いましたが、米づくり農家の方々のご意見の話とか、あとは村としての支援がどうなのかという部分でも、やはり農協と村が一体となって、これから農政を進めるのも必要かという部分でありまして、二、三年前に話が出ていたワンストップ化の部分も、役場の庁舎の中ではございますが、そういう部分の一つの施策、試行的な部分もできるのかなという期待を持っているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） 今答弁いただいたように、大変期待しているということで受けとめていいかなと思っております。また、仕事のできる前のセンター長でありますので、ぜひともよろしくお願いします。

続きまして、私は何度か土地利用の一般質問をしまいいりました。そういう中で村の答

弁といたしましては、「個人の」とか、「地域の」とかという話を聞いて、まとめるとか、人・農地プランのことですが、そういうようなことでまとめる。そしてまた、村としてライスセンター、今ほども課長から答弁がありました、ライスセンターの計画している各事業を進めるに当たり、また計画的にどのような基盤整備をして農業生産を目指し、利益を上げようとしているのか、お考えを伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、土地利用のお話をいただきました。委員お話しのように、今まで一般質問等もいろいろ受けまして、答弁をさせてきていただいたところでございます。

震災になりまして、それぞれの農地、除染という一つの事業が終わる中で、その除染後の農地をどう活用していくかということで、実際にもう6年もつくってない状況の中で、それぞれの農家の方々の状況も変わってきていると。6年ですから、当時60歳の方がもう66になっているとか、65の人が70になっているというようなこと。あとは、震災前からも担い手不足という部分もいわれてきておりまして、その対応策もいろいろやってきたと。一方では、そういう中で農用地の活用、どうしても山合いのほうは手がつけられない状況になっているとか、そういう耕作放棄地の問題も震災前からあったということでもあります。そういう中で、震災になって輪をかけたのが現実かなというふうに思っているところであります。「個人」「地域」という言葉で答弁させてもらってますが、やはりそれぞれの農地をどのように活用していくかという部分が、やっぱり個人個人でまずは考えてもらうというのが必要なのかなと。そこでもし地域の方に農地を貸してみたいという方がいれば、地域でそれを担う方々がいるのかどうかという話も、これまたしてもらわないと困るかなということで、多分にして基盤整備とか水路等のほうを直す際にも、国の交付金を受けるにも、そういう計画がないと難しいよと言われてまして、農政サイドとしては、それぞれの自分が持っている土地をどんなふうにもここ5年の間、活用するかという計画づくりをしていただいたというところが、まずは始まりかなというふうに思っております。

そういう中で進んでいるところがどんどんありますが、半分近くが、まだ住んでいない状況ではあるところではあります、ただ、進んでいるところについては、その地域の話し合い、営農再開を進めるための農業復興組合が動いているところについては、その辺の貸し借りがうまく地域の中で話し合っているということがありまして、将来的に村としては農地中間管理事業というものを進めるべきではないかという部分もあったものですから、そこに向けて、人・農地プランなりをつくりながら、農地の中間管理事業に進められればというようなことで、現在まで進めてきたところでございます。長泥を除く19行政区が全てそうなっているか、除染が早く終わったところはそうなっているかという部分では、まだまだ温度差があるところではあります、やはり地域の方々にそういう農地の活用を理解してもらって、最終的にはそういう農地の中間管理事業的なものに取り組まればというふうに思っているところであります。

そういう中から基盤整備事業等々の国の事業が取り入れられるという利点もございますので、今後そういう形で進めていければというふうに思っております。

委員（佐藤一郎君） まず、計画の作成、各地区の作成に当たってですが、私もある程度の内容を知っていますから、我が地区のことなんですが、区長のほうに催促というか、会議を持たなくては、一番最後、基盤整備でも何でも最後になってしまうよということを述べたわけです。そういう中で、8行政区ぐらいいまだ残っているということで、催促なり、区長に対して、周知なりをもう少し徹底していただければなと思うところですが、それを伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 農政の担当のほうとしましては、やはり村が一つの方向に向いているということで、長泥を除く19行政区がその方向に行ってもらえればと思っております。ただ、先ほども申したように、それぞれの地域での話し合いが進まずにおくれているところもございます。ですから、そういうところについては、農政のほうにお声がけしていただければ、いろいろ相談なり、今、村内の状況がどうなっているかとか、将来的にはこのような事業が組めますよとか、そういう話で、現実も含めて、将来的な話まで含めて、説明会等々をやっているところでございます。

それで、進んでないところについては、やはり各地区で進んでいるそのやり方みたいなものがありますので、そういうものも示していきながら、余り、例えば土地を貸してもいいよと、じゃあ借りる人、誰がいるの、担う人、誰がいるのっていう話になっちゃうと、多分、担う人が今度構えてしまうのかなという部分もあったりしますので、やはりその辺は地域地域の中での話し合いになりますから、とりあえず自分がその持っている土地を、どの程度、人に貸してもいいよというものが、どのくらいあるのかとかを調べてみるとか、それを地区で今度話してもらおうとか、いろんな手法があるかと思しますので、ぜひとも地区の集会があれば、そういう話も役場のほうでしてくれるよという情報を流していただければ、あと担当なりでその辺についてはきちんとやらせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で終わります。

委員（高橋孝雄君） 私から2点ほどお尋ねをいたします。

No.6の49ページですが、河川の土砂などの上げ方ですが、実は、飯樋前田の上集会所の河川に、斎藤運輸工業で土とり場あるんですね。あそこから流れた土砂が川いっぱいになって、もし雨、台風なんか来た場合には、その川が氾濫して農地に流れ込む、そういう状況にあるもので、急いであそこを手当てしてもらわないと思ったんですが、よろしくお願いします。

建設課長（高橋祐一君） 河川の土砂関係のお話かと思いますが、ちょうど追加資料としまして42ページのほうに、河川の土砂上げの昨年度の実績というところで挙げさせてもらっています。

今言いました前田川については、29年度に実施をしております、普通河川の部分については、土砂はない状況になっています。

ただ、2級河川のほうですね。その辺については、今、県のほうに要望しながら、来年度は新田川を中心というふうな話がありますが、2級河川のほうは県のほうで進めてもらうというふうな形になっています。

普通河川のほうについては、村のほうで29年度から実施しまして、31年度に全ての河川の土砂上げを終了したいというふうに思っています。

委員（高橋孝雄君） その2級河川だろうが何だろうが、実際的にあそこの農地に雨降ったら流れ込むのは確実なんです。ですから、応急手当か何かしてもらわないと、本当に除染したせっかくの農地がだめになるというような周辺の人たちからの話あったもので、申し上げます。

建設課長（高橋祐一君） 今言いましたように、こちらの都合で申しわけないんですが、管理区分が違うということがありまして、普通河川については村のほうですぐに対応したいと。あと、県のほうには、普通河川のほうの土砂上げ、そういう部分をもっと要望していきたいというふうに思っています。

委員（高橋孝雄君） そういうことになると、自分ででも寄せておくしかないかな。実際に本当にあそこ、県のほうの担当であっても、要するにあそこの辺の受益者にとっては、やはり自分の農地であって、せっかく除染したやつがまた汚染されるという可能性が出てきたもので、私、頼まれてこれ今質問をしているわけなんですけど。斎藤運送のほうにでも申し入れしてやってもらうようにしますか。

建設課長（高橋祐一君） もう一度現場のほうを再度確認しまして、そのような調整をしたいと思います。

委員（高橋孝雄君） その件についてはよろしく願いいたします。

続いてもう1点。No.6の77ページのスポーツ公園の件でございますが、実際、あのスポーツ公園は、もう人工芝で立派になって、サッカーも何もできます。実はその下の野球場についてでございます。外野の芝生がでこぼこのために、飛んだ球がどこに行くかわからないというのが野球をやっている人たちの話なもので、せめて何とかローラーかけるとか何かして、もうちょっと球が暴れないようなそういう方法を何とかしてほしいんですが、いかがですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今のスポーツ公園の野球場の外野の芝生の件なんですけれども、あそこは今野芝になっておりまして、ただ、去年、天気が悪かったりしたこともあって、芝の生育が一樣にいなかったというようなところもありますので、あと1年間は直すというようなことになっておりますので、この春になりましたら、改めて建設業者のほうをお願いをして、整備をして、なるべくそういったでこぼこがないように、水もしっかりやって、それから、ローラーなんかもかけまして、なるべくそういうプレーしている方にご迷惑かけないように努力してまいりたいというふうに思っております。

委員（高橋孝雄君） ぜひともよろしくお願いします。以上です。

委員（渡邊 計君） まず、ちょっと確認なんです。12ページ、13ページにまたがってありますが、12ページの2款1項6目の12節、ここには復興までい寄附金という名目が入っていて、13ページ一番上にはふるさと納税収納手数料ですか、利用料ということなんです。これは同じお金ですね。であるならば、これどっちかに統一しないと、何となくわかりにくいんでないのかなと。また、何らかの意味があつてこういうふうに分けてあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ふるさと納税関係の役務費ですね、手数料。復興までい寄附金事務手数料、あと、ふるさと納税代行サービス利用料とありまして、こちらの1,500万円のほうは、主に旅行代理店に、配送とかに払う1,500万円。30万円のほうは、インターネットを利用してしますので、そちらに払う手数料ということで、それぞれこの名称がその業者さんの業務名ということで、ここに記載をさせていただいております。

委員（渡邊 計君） じゃあ、向こうの取引のほうの会社の都合ということですね。できれば一緒のほうがね、予算書見ても同じものだなと思うんですけど、こうなると違うのかなという勘違いが生まれますので、できるだけ統一していただきたいと思うわけですが、ページ45ページ、福島再生加速化交付金によって、今回、大師堂に12戸の住宅をつくるというわけなんですけど、この造成工事と住宅建設、12戸で2億8,300万円ということは、1戸に対して2,000万円以上かかっていると、消費税分引いても。ちょっと高過ぎるんじゃないかなと。これはこういう契約だったんだから仕方ないんですが、今後ですね、こういう建物って、ハウスメーカーを使ったほうが安く上がるんじゃないかなと。私、今回、私の求めた近くに建て売りがあったんですが、土地62から65坪ぐらいで総2階の建物、1,980万円と2,180万円なんです。それで総2階が建つのに、今回、仮設を一度解体して持ってきてつくるにしては、かなり高いものになるんじゃないかなと。今回で住宅はある程度、建設、それからリフォーム、終わってるわけですが、ほとんどこの先はないかと思うんですが、やっぱりこういうところ今後改めていって、少しでも安く上がるような、そして、住む人が便利なような形でハウスメーカーなどとの契約なども考えたほうがいいのかなと思うんですが、今の家は高気密・高断熱ということで、大分住んでいても光熱費かからないとかになっているわけですが、その辺は、村長、今後どうなんでしょうね。

村長（菅野典雄君） 確かにハウスメーカーでやると、場合によっては安くなるということもあろうと思って、そんな話も、今回に限らずしたことはございます。やはり村はできるだけ補助事業や何かを使うとなると、ある程度のプラスアルファのお金がかかってくると、こういうことであります。今回は、実はスタートしたのは、なかなか仮設などに入っている方が、自分の行く先がまだ定まらないし、これからどうしたらいいかわからないという方が結構いるんじゃないかという中から、それとてハウスメーカーに頼むというのもあったかもしれませんが、ちょうど二本松の仮設が、もし使っていただけるならという県のほうのお話がありましたので、それでは、せっかくなつくつたものを再利用しましょうと。その結果は大変、ご指摘のように高くもなっているということですが、多分できてみれば、以前の仮設のような形ではなくて、かなり立派な形になるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

今後、できるだけ経費を下げた考え方をしていかなければなりませんから、今後もし建てるようなことがあれば、場合によってはハウスメーカーでそれぞれ競争していただいて、安く上げるというのもありではないかなと、このようには思っていますが、今回は仮設住宅の再利用ということで、県のほうにお願いをし、また、県の実情をわかったところであります。

委員（渡邊 計君） 私も今回のことを責めているわけじゃなくて、今後、この村そのものが、人口が減ってきて、交付税とかもいろいろ減ってくる中で、やっぱりそういうところを変えていく必要があるのかなと思ったので質問しました。

あとは69ページになります。中段、13の委託料、これは民間業者運行委託ということになって、資料もいただいているんですが、これは黄色で染まっている部分がタクシーということで、それであとは青いものの中で、恐らく村のスクールバスだけじゃなくて、委託しているバスもあるかと思うんですが、その辺の内訳と、あとこのタクシー、小型とワゴン車、それぞれどんな状況でというか、1日幾らぐらいで動いているのか。それで、タクシーが年間大体どのくらいかかっているのか。お願いします。

教育課長（村山宏行君） スクールバスの民間業者の運行委託についてのご質問ということでございますが、先ほどありましたように資料、追加資料で挙げさせていただいたもの、そちらの57ページからが運行計画でございます。黄色い部分が民間に委託している部分で、まず、登校の部分と、それから下校の部分というふうに分けております。

どのくらいになったかということなんですが、1運行当たりということで契約をしております。小型乗用車ですと1運行当たり1万4,000円、それからワゴン車でありますと2万1,000円、小型バスになりますとキロ制になっております。1キロ当たり100円、時間制の運行、1時間当たり3,740円ということで、こちらの実績に応じて運行の経費をお支払いするという形の契約になってございます。全体としては、今回要求をしています、3,339万4,000円ということでございますが、これは昨年の実績に若干の変更を見込んでの部分でこの金額というふうになってございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 小型タクシーが1万4,000円、ワゴンが2万1,000円と。これ小型タクシーだけ、ワゴンだけ、1年間幾らかかりますか。

教育課長（村山宏行君） 事務局としての予算要求上でございますが、参考であります。まず、登校時の小型タクシーで1,080万円ほど見込んでおります。次いで登校時、ジャンボタクシーにつきましては540万円ほど。続いて下校時、小型タクシーにつきましては600万円。同じく下校時にジャンボタクシーで450万円。それからマイクロバスで650万円ほどというような、そんな積算をしております。

委員（渡邊 計君） これは国からの補助で動いていると思うんですけども、このタクシーの補助、いつごろまで続く見込みで、もしこれが切れた場合、このタクシー運行をどうされるのか、継続されるのか、その辺をお聞きします。

教育課長（村山宏行君） ご承知のように、村の学校に通っていただいているお子様方、今年の場合には22名、そのほか90名ほどが、今このバスを利用して村外から通っていらっしゃるということになります。いつまでかということなんですが、基本的には国の予算に頼っている部分がございますので、単年度ということがありますから、まず今年度については、それから来年度、32年度までについては復興期間ということがありますので、こちらについては何とか要望していきたいなというふうには思っております。

その後であります。こちらについては、まだ全く未定でございます。村としましては、

いきなり子供たちの通学の状況が変わるというふうにはなりませんので、なるべくソフトランディングできるように、いわゆるいきなりその全額ゼロになってしまうようなことがないように、今から国に対しては要望しているというような状況でございます。

委員（渡邊 計君） いつまでもタクシーに頼るよりは、やっぱりワゴン車なり小型車を買って対応したほうが、いずれ国から金が来なくなったときのことを考えると、今からその準備に入っていたほうがいいのかと。

ただ、このタクシー通学に関しましては、やっぱり村民からは、そこまでやって学校通わせてどうなんだろうと。子供たちが、もう小さいころから、タクシー、どこに行くにもタクシー使えるもんだと、そういう感覚の子供が育っちゃうんじゃないかと、そういう心配の声も聞こえてますので、できるだけタクシーじゃなく、ワゴン、村のほうで買って、そういうスクールバス的な運行をしていただいたほうが、子供のためにもいいのかなと思いましたので、お尋ねしました。

それと、その下ですけれども、草野・飯樋・白石小学校水道料、集落排水料金、その他の修繕料とか、ガス代、電気代、燃料費、もろもろありますけれども、今、この学校3校は、どこかに貸し出しをされているんでしょうか。そこをお聞かせください。

教育課長（村山宏行君） 現在の旧草野・飯樋・白石小学校の利用状況であります。草野小学校につきましては、まず見守り隊の事務所、それから、振興公社の事務所ということでお貸ししております。白石小学校については、グラウンドのみを太陽光の、風力ですか、そちらのほうにお貸しをしていると。飯樋小学校については、今お貸しはしてないんですが、ただ、飯樋小学校の場合は、冬期間、温水で暖をとるような形のシステムが入っておりますので、あそこについては定期的に水を循環させる、そういったことをしないと施設の設備自体が壊れてしまうということがありますので、若干電気料等はかかるというような仕組みになってございます。

委員（渡邊 計君） 草野小学校の場合は貸し出ししているということで、無償貸し出しなのかどうか分かりませんが、この電気料ですか。4月が12万9,757円。それに対して、ほとんど使っていない学校の料金が8万9,000円、8万3,000円と。かなり高く感じているわけですが、実際、電気そんなに使っていないですよ。特に今の白石の太陽光なんて言われると、電気料っていうことで上がってきているわけですが、なぜこんなにかかっているのかなとちょっと不思議なんです。明細はどうなっていますか。

教育課長（村山宏行君） おただしのように、使用していないんですが、そもそも施設が大きいんですよ。ですから、もとになっている基本料金が非常に高いということがございます。ですから、使用量はほとんどないんですが、こういった形で発生しているということでございます。

委員（渡邊 計君） あとは資料に盛られているものでお話ししていきたいと思いますが、資料の14ページ、河川等の各種放射線元素の測定結果ですが、この測定日というのは、天気はどんな天気のときがなかったんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 採水日が今年の7月24日、6月15日であります。天気は、ちょっと詳細はわかりませんが、水質の状態は、くめば透明ではなかったという状況でございます。

す。

委員（渡邊 計君） きれいな水には放射性物質は入っていないというのは、これはもう前から言われていることで、こういうものをはかるときは逆に、雨で濁った土がまざったような濁水でないと、本来は絶対出てこないはずなんです。問題は、濁水になったときにどのくらい出るか、そこが一番のポイントかなと思うんですが、今後もある程度きれいな水をあげるのか、濁水をあげていく方向なのか、そこをお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） この河川等の検査であります、これは河川水、沼の検査、ともにこの日に行いまして、その日に放射能検査を行っている。もし、どうしても濁り水でやれというふうな話になりますと、別途予算を組み替えてやらないとできないということでございますので、当初予算では、通常時の河川、沼水の放射能検査をやるということでございます。

委員（渡邊 計君） これ、きれいな水のときは、幾らやっても一緒なんですよ。検査代を川に投げているようなもんです。汚れたときにどれだけ入るか、そこが問題なんですよ。環境省も言っているんですよ。きれいな水には入ってませんと。であるなら、汚れたときどのくらい入っているんだと。そこを調べるのが本当の調査かなと。これからのことなんで、予算、少々でも組み替えて、補正予算でも少し上げてもらって、ぜひそういう汚れた状態の水で検査していただければ、はっきりというか、どのくらい入っているかというのが出てくると思うんですけれども、このきれいなままでは、いつまでたっても同じかなと思うんですが。

次、資料22、健康福祉課のほうの健康診断の見込みですけれども、30年度と31年度の見込みで、31年度の見込み数が30年度より減っているということは、やはりこれ、仮設とかそういうものがなくなった影響の検査の場所と仮設的な集団が集まっている場所がなくなってくるということで、こういう下方修正しているんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの見込み数につきましては、基本的には村としては例年30%とかそういったものを望んでいるんですが、近年、どうしても結果的にそういった数字まで伸びないということで、実績値に近い数字でということで予算化をしておるところであります。

委員（渡邊 計君） 数字が伸びないっていうのは、どこに原因があると考えていらっしゃいますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 実際、避難以降、避難先の居住地近辺に医療機関とか検査機関、そういったことが多々ありますので、そちらで検査等を受けているケースが多いということで、集団総合健診まで出向かないというケースが多々見られるかなというふうに思っております。

委員（渡邊 計君） 病院なんかで受けても、健康診断に関しては無料ですよ。はい、わかりました。

次、39ページのため池とか河川の土砂上げなんですけれども、これ去年あたりまでは、上げて村で保管しなきゃいけないということで、なかなか進まないということだったんですが、その状況は今も変わらないんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今のは河川のほうの土砂の関係でよろしいでしょうか。河川に關しましては、ある程度線量をはかりまして、国の基準で言えば8,000ベクレル以下ということですが、線量的には低いというところで、現在のところは各行政区のほうにお願いをして、その土捨て場等で、処理している部分があります。また、余り高いところに関しましては、袋詰めをして運んでいるというふうなところもあります。その現場現場によって対応しているというふうな状況であります。

委員（渡邊 計君） これ、上げた土、早く片づけばもっといろんな場所のしゅんせつ進むのかなと思うわけで、私たちも2月、国と東電のほうに要望に行ったときに、国は8,000ベクレルという基準を持っていますが、我々飯館村民にとっては、あくまで汚染物質なんだということで、そういうものを国の責任で早急に片づけていただかないと、いつまでも川のしゅんせつが終わらないと、大雨降ったときに氾濫を起こす可能性があるので、そういうことを議会としても要望してきてますので、行政のほうも一緒に要望して、できるだけ早く河川をきれいにしていただかないと、この天候不順、異常気象というんですか、そういうのが最近多いものですから、いつ川とかが氾濫するかわからないので、その辺は行政のほうからも環境省、国のほうに強く言って、できるだけ河川のしゅんせつなどをしていただきたいと。これは大きい河川を抱えている地域の村民は皆そういうことで、いつになったらやってくれるんだということをよく言われますので、その辺よろしく対応をお願いしたいと思います。

6番のほうの54ページ、農政一般に係る経費の一番上で村外営農地等への訪問ということがありますがけれども、これはどんな場所とか、目的とか、そういう計画はどんなふうに立てるんでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 54ページの農政一般に係る経費ということですが、ここに掲げてある旅費等、自動車借り上げというのが、先ほど佐藤八郎委員からお質しありました、村外での復興交付金を使った営農再開をしているところの状況で、年1回なり2回、そちらを見に行ってくるということと、あと農家の方と状況を確認してくるということでの旅費関係でございます。

以上であります。

委員（渡邊 計君） その前のページの放射線モニタリング関係、放射線の関係ですけれども、先ほど佐藤八郎委員の質問に対して、職員が自分の目で見てすぐわかるように非破壊検査機を入れたんだということですが、それが一番手っ取り早いというか、みんなもわかりやすい。しかしながらその反面、線量マップを31年度で終わると。言ってることと逆行してるんじゃないですかということなんですけれども、自然環境、この放射線セシウム137、これがもとの事故前の環境に戻るには、恐らく200年ぐらいかかるだろうと言われている中で、日本で初めての原子力災害がこの福島で起きたわけで、長年のデータをどういうふうに集約しておくかと。これが後世にいろんなことで資料を残して、後世でまた何らか事故あったときの参考になるんじゃないかなと、私は思うんでありますけれども、チェルノブイリが事故から二十数年、投げておかれたと。あるいはソビエト連邦のために全て封鎖されて、入れなかった。でも、ソビエトが崩壊して、その途端

に科学者がみんなこぞって入って、そこからのデータしかない。だから、震災から20年ぐらいのデータはないと。でも、これは、こういうマップとかそういうものをつくるには、恐らく国からのお金でしょう。であるならば、やっぱりこの放射線の被害に遭った自治体としては、この200年先までどういう経路をたどっていくのか、そういうことでの資料を残す必要はあるのではないかと私は思うんですが、いかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） おとといも同じお話をさせていただいておりますが、確かに委員おっしゃるとおり、空間線量ですね、環境にある線量のデータを保管するといえますか、データを残していくというようなことも大切だというふうに思っております。であります、セシウム134が2年ちょっとで半減期を迎えて、残るはセシウム137の半減期は30年間あるということで、多分にしていろんなデータを見ても、その減衰率は横ばい状態がずっと続いていくという状況でございます。そういう状況でモニタリング調査を、走行なり、歩行なりでやっていくと、多分にして年1回程度やってもそれほど、色合いであれば、詳細的には出てこなくなってくるのかなというふうに思っております。

私のこれからの対応という部分では、前回も申し上げているとおり、一人一人がどれだけ体に放射線量を受けているかを調べて、その数値を見ながら、どう生活をしていくかという部分の調査のほう、測定のほう、より効果的なのかなというふうに思っているところでございます。31年度については、このような形でモニタリングはしていきますが、一方では、そのような形の一人一人の個人管理の中での放射線量を受けた量の管理をしていくのを、今後考えていくべきではないかということでございます。

委員（渡邊 計君） 今後、森林税、そういうものが、今福島はもう始まっていますが、そういうものの活用で森林組合が線量の低い山に今後入って、木を間伐すると。森林組合長、元議員さんで、いろいろお話もするんですが、やっぱり間伐してそのまま置けば循環するだけだと。そして、今で言うと去年、四国や九州の豪雨災害を見ますと、山から流れた木が水路やそういうものを塞いで、それでああいう大被害が起きていると。そうになると、やっぱり切った木は引っ張り出さなきゃいけないと。そうした場合に、そういう木をただチップ化して燃やすのかということもありますけれども、その間伐に入った山とか、そういうところも何方所か調べて、ああいうマップに落とすと、この山はこの辺まで低くなってるのかなと。ただ、まだ尾根のほうとかっていうのは高いわけで、できれば山には必ず山道というのがあるので、そういうところも調べて、この山のこの辺は高いんだと、この山のこの辺は低いんだと、そういうことが一目でわかるようにしまして、ここからはキノコに関連したことになるんですけども、キノコは今のところ100年とか150年と言われてはいますけれども、塩漬けにしたキノコは下がるんですね。確かに下がってるんです。実際そうなんです。これなぜ下がるのかというと、やっぱりセシウムは金属、それで塩もナトリウム。要は塩に漬けて塩出しをするときに、何らかやっぱり絡むのかなと、そこまでは見えるわけでもないんで、色もついてないんで、ただそういうことで実際何件かやって、そういうのが下がっているわけですけども、今、課長、笑いましたけど、こういうことに関しては、村民に任すんじゃなくて、そういう結果が一つでも二つでも出れば、逆に村のほうでも実証して、本当なのかどうか。もし本

当であれば、そうやってやったのが50ベクレル以下に下がってるという結果も出てるんであれば、お年寄りとか、私もキノコ食べたいですよ。昔はよくとってたもんだから。だから、そういう結果を村がきちっと把握して、それで本当に正しく怖がると。そういうものに結びつけていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、そういうことに関してはどうでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、キノコの塩漬け云々ありましたが、今お話しあったように、やっぱり金属系のものでありますので、なかなか一気に100ベクレル以下に下げるとか、そういうのは厳しいのかなと思います。ただ、待っていても何十年かかるかわからないという人もあれば、何らかの対策をしてはどうなのかというご提案であります。私どもも31年の事業で、シイタケですね、前は原木、村のほうでつくってあって、それらを出して、ある程度林業の業としてやってきたという経過もございます。ですので、そういうものの試験的な栽培をやってはどうかということで、今回計上させてもらっておりますが、ただ、今、山菜として出てくるキノコを、いろんな試験して何とか食べる方向、これ、村民の方も、煮つけをしたりとか、沸騰させて、あと凍らせてとかいろんなやった方々いらっしゃるようです。その結果も全ていただいておりますが、なかなか食べる値までは下がってないというのが実態でありますので、何しろやっぱり調査をしながら、そういうものを見ていただくしかないところではありますが、村としてはこの業としてやるとすれば試験的なものをやりながら進めていければなというふうに思っております。なかなか自然のものを下げるとするのは厳しいかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 私、実際、その塩漬けしたキノコ、はかる前、はかった後、データ見せてもらったんですが、私もびっくり。最初は私もそんなんじゃ下がらないだろうと、そんなんでも下がるんだったら簡単だと思っていたんですが、この塩の力ってすごいらしんですね。ですから、本当に放射性物質、簡単に落とすんであれば、海に持って行ってしばらく漬けておくと。塩水と波の力によって、すぐ取れると。そういう実際にやってる科学者もいるわけですけども、実際にそのキノコ、私も下がったのを見てびっくりしてるんです。ですから、そういう結果が出てるので、そういうものをきっちりやっていくべきかなと思って、今お話ししました。

次ですね、きのう、消防車のこともちょっと伺ったのですが、消防車にはドラレコはついているんでしょうかね。役場の公用車はみんなついているんですか。その辺お願いします。

総務課長（高橋正文君） ちょっと積載車は確認させていただきますが、その他の公用車には全車、ドライブレコーダーが搭載されております。

委員（渡邊 計君） 消防車って意外と、ニュース見てるとたまに事故起こしてるんですよ。やっぱり急いでるもんだから、交差点とかそういうところでぶつかったりしてるものです。消防団、村とかかわりのあるものですから、そんな高い値段のものでありませんし、15台ほどですか、車は。ですので、もし、ついてなければ、今後つけていただけ

るような、消防の装備をちゃんとしていただけるような方向に行っていただければありがたいなと思うわけですが。

総務課長（高橋正文君） 今確認しましたところ、積載車には搭載してないということです、ちょっと予算のほうを確認して検討させていただきます。

委員（渡邊 計君） あと、先ほどのブロンズ像なんですけれども、後から追加資料いただきまして、一番下ですか、これまでのトータルとか出ているわけなんですけれども、この寄附がどのくらい集まったかというのじゃなくて、私が知りたいのは、この重岡ブロンズに、木彫もありますけど、これまでこのブロンズと木彫にどのくらいの金額を使っているか、お聞きします。

総務課長（高橋正文君） ちょっと木彫とブロンズ、一緒に契約になっているのもありますので、ブロンズだけでなくて合計の金額になりますが、端数切って申し上げますと、交流センターに320万円、道の駅に2,990万円、学校関係に1,860万円、合わせて、約5,180万円ほどでございます。

委員（渡邊 計君） これは、1人の彫刻家ですよ。重岡さんだけですよね。

それで、これまでブロンズ像、ずっと重岡さんだったんですが、これ、入札か何かでやってるんでしょうか、それとも、入札ではなくやってるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 指名委員会で指名をして、見積もり合わせて執行しております。

委員（渡邊 計君） 入札ではないのね。

総務課長（高橋正文君） 入札、指名競争入札ではなくて、見積もり合わせてやっております。

委員（渡邊 計君） そうなると、随意契約ということに当たってくるんじゃないんでしょうか。ということは、随意契約ということになりますと、これ地方自治法で、あれは、物件、財産あるいは工事または製造ということ、いろいろ分けてありますが、何に当たりますか。

副村長（門馬伸市君） 何に当たるかということなんです、実は、物品の購入は、こういう芸術品的なものは、競争しようがないですよ。こういうものってということで指定してやるわけですから、普通のどこでもつくれるようなものであれば、同じブロンズでも、どこでも競争してできるようなものと、その作品しかないというものがありますから、それは随意契約でなくて、指名競争には適しないということで、あれはブロンズに限らず、そこではかつくってないというものもあります。品物によっては。そういうのも今までも、そこしかつくってないものは、そこしか契約できないというのも、それも随契約の理由になります。ですので、今回のブロンズあるいは木彫なんかも、芸術品なんですよ。ですから、そういうのは指名競争に適しないという区分けの中で、見積入札というんですかね、その1者が予定価格に達していれば落札になると、こういう条件なので、その用途によって、指名競争すべきものと随契、そこの業者しかやってないとか、芸術品の作品なんかは随意契約というので、そこしか契約できないようなものはありますので、その辺は監査のほうの中でもいろいろあります。随契していいものとだめなものと。もっと指名競争入札に付すべきもの、物品によってですよ。今回のでなくて。そういうのも指摘はいただいております、随時できるだけ随意契約は少なくするようにと

ということで、村のほうとしても検討はしております。でも、今回の部分は、芸術品ということなので、これが作品ですので、どこででもできるというものではないので、ご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） 日本にいっぱい芸術家はいますし、美術家もいると。高橋委員からちょっと著名な彫刻家ということで16名ほど出していただいたんですが、飾るにしても、普通はミニチュア、そういうものをつくって、それで審査していくと。それでミニチュアでどれがいい、じゃあこれの大きいものをつくってくださいと。そういうふうにして持っていくのが本当ではないかと。そして、同じ人のばかり置いたんでは、結局、同じ流れにしかならないと。芸術家はそれぞれみんな違ってますので。建築関係携わっていると、ちょっと大きいものになると、ミニチュアをつくって、それなんかを見て決定するわけですよね。今回のオリンピックのやつなんかも、みんな全てミニチュアとかそういうものをつくって、それでみんなで審査をして、じゃあこれがいいだろうということをやっているわけで、芸術品だからできないじゃないんですよ。例えば、芸術家にこういうものをつくっていただきたいと。ミニチュアをつくっていただけませんか。それでその上でどれがいいと決めて、あるいはこういうものをつくって、このくらいの予算でやりますけれども、じゃあミニチュアつくって、どのくらいでできますか、入札参加しますか。そういうことをやるべきことが、一般の個人と違って、行政のやり方ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） 今回のは、ずっと最初から統一されたテーマでつくってます。きずなとかね、親子とかって、村長先ほどお答えしてますが、その一連の震災後の置かれている立場を、一つのテーマで、学校、交流センター、道の駅、今回の遊び場ということで、その一連のテーマでつくっている作品なものですから、そのテーマをまたまるっきり変えて、そういうのもあるかもしれませんが、村としてはある程度一貫性のあるテーマでその作品を展示するというんですかね、設置するというんですかね、その辺のところは重要だと思います。関係のないところをぽんぽんと建てるというのも、それも一つの方法かもしれませんが、私は、どちらといえばそういうテーマをつくって、そのテーマに沿って作品をつくっていただくということは、私は大切だなというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） 総務課長、先ほどのこの大体5,180万円というのは、工事費も入っているということですか。

総務課長（高橋正文君） これは設置費、運搬費込みの値段であります。

委員（渡邊 計君） 先ほど村長は、おとといですけれども、ふるさと納税は税金じゃないと、寄附なんだと。確かにそのとおりです。寄附ですけれども、使うに当たっては、税金と同じ、予算を上げて使わなきゃいけないことになっています。

それで、先ほど村長は、3つ出していると。確かに飯舘村のホームページ、3つ出ています。彫刻ということも書いてあります。しかし、このホームページに掲載されたのがいつだかわかりますか。

総務課長（高橋正文君） 平成27年の12月でございます。

委員（渡邊 計君） 私これ手元にあります。けさとったんです。ホームページで。2017年（H29）2月15日ですよね。この日が掲載した日だと書いてあるんです。それで道の駅オープンが、この年の8月ですよ。ということは、ここに書いてある道の駅の建設整備を計画立てて、そこにシンボルとして建てたいと。確かに建ってますよ、もう。なおさら必要なのかと。もし必要であれば、そういうことを書いて集めるべきではないかと。もうそのときの、この2017年2月15日のものというのは、この8月にもうブロンズ像建ってるんですよ。この辺どうなっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） ちょっと今確認させていただきますが、ホームページ、27年の12月には、カタログといいますか、紙ベースのやつには27年の12月からそういう3つ選ぶものが載っていると。今、ホームページのリニューアル等もございましたので、ホームページに掲載したのがいつか、ちょっと確認させていただきます。

委員（渡邊 計君） それで、村長は3つから選ぶようにということになっているんですが、このホームページ見て、ふるさと納税見てたら、ほかにも3つほどのつかっていたので、これ探すと全国どこでも探せるんですよ。その中でのってたのを見ると、岩手の陸前高田市、ここは9項目挙げているんですよ。9項目挙げている中で、一番上に挙がっているのが子供支援、2番目が高齢者・障害者支援、3番目が農水産業・商工業の振興、4番目が移住定住推進と。これ当村にも本当に関係のあるような内容です。そして、北海道のほう、北海道のほうも7項目挙がっていて、一番上には子育ての支援をすると。あとは、周産期医療、地域医療、そういうものをきっちりやると。根室のほうは、町が継続的に発展していく上で特に市民からの要望が高い施策の安定的な展開を図るため寄附金を活用しますと、そういうふうに書いてあるんですよ。これが本当の使い方ではないでしょうか。それであともう一つは、長野の白馬村、そこでも9つぐらい挙がっていると。

だから、やっぱり数を挙げて、そしてそれを使っていくには、大事な予算ですので、いただいた金ですので、プロジェクトチームをつくった上でこういう項目を決め、使うところにもプロジェクトチームで、じゃあどこにどうやって使おうと、そういうことをやっていくのが一番よろしいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 寄附金の使途についてでございますが、先ほど佐藤八郎委員のときも申し上げましたが、決して寄附金をこの3つの分野にだけ充当するというものではございません。今委員がおっしゃったように子供の支援であったり、高齢者の支援であったり、農林業に使うとか、移住定住に使うということで、陽はまた昇る基金に積み立てておりますので、飯舘村においても、そのようなさまざまな事業に活用させていただくということでございます。

委員（渡邊 計君） でも、ホームページには3点しかのつかってないじゃないですか。寄附する人はこれを見て寄附するわけじゃない。それで3点どれかにチェック入れてくださいと、希望があればと。ですから、この3点、希望ありと希望なしと、恐らく4つに分かれていると思うんですけれども、総務課長の言ってることは当たり前で、でも、そのことは、ここに一言も書いてないんです。村のホームページには。でしたら、きっちり

と7項目、8項目、ほかの自治体みたいに挙げてやるべきじゃないかと私は思うんですが、もう一度、いかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃることもわかりますので、ホームページの構成についても検討させていただきたいと思います。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は2時45分とします。

（午後2時32分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後2時45分）

委員長（相良 弘君） 質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 答弁出てくると、また追加したくなるものがいっぱいあるので、延々と続くのかなと思っていますけれども、道の駅の裏の公園の、これ、副村長からテーマに沿って今までもやってきたので、そのテーマの流れ、変えないんだって、これ延々と。

最初、公民館から始まって、そのときどれだけの村民の声なり、どれだけの公募なり、スタートがどういう流れでやったのか、私自身もよく覚えていないんですけれども、そんなときではないという思いがいっぱい強かったのですね。それをあえてテーマに沿っているから延々とやるみたいな話ですけれども、そういうことは飯館村民の暮らしの中で、誰がそんな思いになって暮らしていると思っているんですか。テーマに沿って、ブロンズ像、彫刻を飾るなんて、そういう暮らしなんですか、飯館の村民の暮らしは。

村長（菅野典雄君） 永遠に続けるつもりは全くありません。少なくとも、先ほどもお話しさせていただきましたように、まさに想定外の全村避難で家族がばらばらになった。そして、一方で、きずなが大切だよと、こう言われてきたわけでありますから、何かそういうことが気持ちとして皆さん方にちょっとでもあるいは何人でも感じていただければと、こういうことでありますし、これからいろいろ移住定住、交流も出てくるだろうとは思いますが、そのときにこの災害に遭って我々が大変な思いをしているところを、こういう形でこれからやはりやっていかなければならないと、そんな思いということでありまして、もうご存じのように、今回、大型の事業としては、道の駅の裏の子供の公園と、こういうことでありますので、多分、これがブロンズ像とか木彫のは最後になるだろうと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 先ほども村長から震災後、さわれる彫刻ということを知り、この重岡さんという方の思いを知り、いやあ、これだなと。村長思うのは勝手なんですけれども、それが、さも村民の暮らしやすい、かつ被災している村民にとって、何かそういう大事なもののなんだって、どこでね、庁内会議で議論したのか、誰と議論されてこのテーマを挙げてね、そして、このテーマに沿って延々と、これ、今年で終わるようなんですけれども、そういう流れになったんでしょうかね。

村長（菅野典雄君） まさに全村避難でこれだけ村民の皆さん方が大変な思いをしているわけでありますから、それとそのブロンズがどうつながるかという、まさに考え方によっ

ては全くつながらないということも考えられるかもしれません。

で、そのブロンズ像だけで対応しようと言っているつもりは全くありません。少なくともほかの自治体と負けず劣らず、あらゆることをやっぱりやってきましたし、また、住民の立場に立っていろいろなことをやってきたところでもありますから、そういう中で、少しでもやはり飯舘村が次の世代に思う気持ちを伝えていくということで大切ではないかと。それも何度も言って、また失礼に、あるいはお怒りを受けるかもしれませんがけれども、我々の貴重な村民から上がってきた、国からもらうお金ということでは、やはりそれはやるべきではないと、このように思っています。それはもう一貫して、これまでもいろいろな話をしましたけれども、その都度その都度、それは違うなということでやってきたんですが、今回、ふるさと納税ということが平成27年7月、そこまでは絶対に村ではできないと思っていたんですが、幸いに事務をやってくれる業者がいますよということだったので、それでは幾らかできるかということで。今回、ふるさと納税はもうできないと思っていたのが、その我々の忙しい中で代行する事務ができるということで、平成27年12月にスタートさせていただいたということでもあります。

ですから、一つのいわゆる村民の生活とブロンズ像とどうつながるんだということになると、全くそれはつながらないかもしれませんが、その他の村民の生活のことは精いっぱいやってきたつもりでありますし、これから将来にわたって、いずれ10年20年が過ぎたときに、ああ、飯舘村、こういうこともやってきたんだなというのがつながっていけばいいのではないかとということで、皆さん方の全国のふるさと納税という善意の中でやらせていただくということで募集をさせていただいたところが、皆さん方から上がってきたと、こういうことでもありますので、何とぞご理解をいただければというふうに思いますし、もうあと村の中でそう建設事業もありませんし、場所としてはもうブロンズ像とか木彫が入る余地は全くないとは思いますが、今回が、子供たちが来たときに親子で座れるようなそんなベンチがあれば、きっと皆さんに喜ばれるのではないかという思いでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 子供、家族そろって座れるベンチはもっと立派なベンチ、専門家も種類もいっぱいありますので、今、村長言われるのは、もう一定の彫刻家にずっと延々と今年まで寄り添って彫刻をあちこちに置くということのようですので、私はね、予算委員会が始まった最初に言いましたけれども、村民の暮らしがどれだけ大変で、どれだけ命かけて早死にし、認知症になり、そういう村民の生活、一人一人の村民の人生の再生にどれだけお金使うかが大事じゃないかって思っているのであえて言っているんですけどね。テーマに沿っているから3年続けてやっていると、これで最後だとかって、そんなね、ほかから来る子供やほかから来る人の遊び場を用意するぐらい余裕ないというふうに、村民の暮らしを見て私は思うんです。そういう意味で言っています。その件は終わります。

で、ラオスの話に入ります。ラオスへの対応ね。飯舘村が福島県最下位の個人所得の村でありながら、延々とこれもね、何をテーマにしているかわかりませんが、誰に

頼まれているのかわかりませんが、そもそもは、今、道の駅の取締役の佐川さんが持ってきた話だというふうに、歴史的になっていますから、そのつながりで延々とこれも、何で今、被災受けて全国からいろいろな支援を受けている飯舘村が、何でラオスのオリンピック選手だか水泳の選手だかわかりませんが、それをわざわざこっから名乗り出てね、誘致して、幾らかの助成金あるからっていう流れですが、これも村長がやりたいだけの話じゃないんですか。役場庁内会議や区長会や、どこの団体の中でそんな話が、ぜひラオスをまたやったほうがいいなんていう話、誰かから出されたり要望されているんですか。伺います。

村長（菅野典雄君） 前に話したような記憶がございますが、今から何年前ですかね。いわゆる村の子供たちに、世界には大変な子供たちもいるんだということを知っていただくということで、それは全くこちらのほうから学校を建てる財源の一部を出させていただいたというつながりがあって、その後もつながりがあったので、今回ホストタウンに手を挙げてみてはということですが、ぜひいろいろなお話を教育長なり教育委員会のほうに聞いていただければ、今年、卒業する卒業生など、まさにすばらしい、このラオスの関係で物すごい実績を残して、あるいはいろいろな経験を、あるいは生きる力をつけてきたということでもあります。ですから、ある1点だけではなくて、やはり、もっと多面的な総合的な中で考えていただければと思います。

私が言うよりは教育長なり教育課長のほうから、その成果をぜひ話していただくようにご質問していただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 私、成果は特に聞いていません。なぜかという、何かやれば、誰だって体験して、それなりのものはあるんですよ。よっぽど悪いことでもない限りは。ですから、そのことはいいんですけれども、じゃあ、この7年間、8年間の中で、飯舘村の子供たちはどれほど大変な思いをし、どれほどの涙を流し、どれほどの苦勞をしてきたかということをラオスの子供にでもわかってもらうつもりですか。

村長（菅野典雄君） ぜひ学校行事にも参加していただければ、これを機会に、これの経験で非常にいい小学校生活、中学校生活をしましたという子供たちの切実な声をぜひ聞いていただければというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 学校行事にきちんと100%来ないのが悪いようなお話ですけれども、私、村の学校に来てない子供のところとか、子供たちの親の意見をいっぱい聞いていますのでね。なかなか村長が私に言おうとしていること、伝わらないんですけれども、いずれにしろ、今、そんなラオスの選ばれし水泳にたけた方ですか、その方を飯舘村という原子力発電所で事故に遭った地域、全国から、世界から、今支援をさらに受けている地域が、そちらのために何をするかと言ったら、予算をかけて何かやるみたいですが、具体的に何をやるんですか。それで、その予算財源はどういうふうになって、村民のための公費はどのぐらい使われるんですか、これで。

総務課長（高橋正文君） ラオスの水泳選手団が来たときの予算でございますが、この予算は予算編成時に最大限かかる場合の予算ということで1,500万円ほど当初予算には計上させていただいております。

内容については、選手団の宿泊関係、あと食事ですね。あとは交通費等々でございます。あと添乗員さんのコーディネーター費などで1,500万円ではありますが、これは半額、特別交付税措置される予定であります。

ただ、この1,500万円ですが、これからラオスとの協定を結ぶんですが、精査させていただきまして、経費については最大限圧縮して、この事業を実施していきたいと考えておるところであります。

委員（佐藤八郎君） 子供は出てこないじゃないですか。

総務課長（高橋正文君） 練習場所が学校のプールを使用するということで、同じプールを使って子供たちとの交流とか、その他のさまざまな飯館の子供たちと選手団の交流ということ企画してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 村が準備した幼稚園、こども園、小中学校に来ない八十数%の子供の体験は、ここでの事業ではどういうふうになるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 村内の学校に通っていない子供たちも、どのように参加する方法があるかわかりませんが、その関係についても今後検討させていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 草野大師堂に住宅を建てる、先ほど他の委員からもありましたけれども、仮設住宅の移設工事にしては余りにも大きいのではないかな。今の現地のあそこは多分、分譲住宅かなんか建てようとして買い取って整地されて、造成工事までやられた。それをそのまま生かしながら、新しい住宅も建つような予算じゃないんですか、これ。なぜこんなに移設した仮設住宅が、これは業者の仕事づくりなんですか。必要以上に造成をやる必要がなぜあるのかと、どんな内容の住宅地にしようとしているのか。

建設課長（高橋祐一君） 平成31年度予算の中には、造成工事2億2,500万円、住宅建設工事2億8,300万円というような金額を計上させてもらっています。

造成工事につきましては、以前、分譲住宅というふうな形で造成をしたというふうになっておりますが、震災のちょうど前の年でありまして、造成工事がまだ半端で、盛り土だけで終わっているというふうな状況であります。

で、実際には、現況がため池とか谷地でありました。そういう部分の土壌改良、そういうものについてはまだ終わっていなかったということで、今回のこの事業の中でそれらの土壌改良、または擁壁工、あと一部地すべりをしている部分の改良をするということで、造成工事については金額的には高くなっている状況であります。

あと、建物につきましては、今、県の基準の単価で全て積算しているような状況であります。今後発注する中でも、材料の選定、そういう部分でいろいろ金額を縮小しながら建設したいというふうに思っております。

村長（菅野典雄君） 担当課長のとおりなんですけど、ちょっと補足させていただきます。

草野小学校を建設するときに、今、分譲にしたところは、まさに埋めたところであります。場合によっては水が流れているというところで、そこまではわからないので、あそこを分譲地にしたところですが、いざちょっとボーリングをしてみたら、かなり大変だということで、その当時、分譲するためにはそれぞれの建物にいわゆる補強なりにお金を出さなきゃならないというところがあったわけです。

ところが、今回、その災害公営住宅をつくるということになれば補助事業でできるということで、この機会にその基盤といいますか、地盤を下のほうからしっかりやることで、分譲でもいけたんですが、分譲では自前のお金でやらなければなりませんので、災害公営住宅を持ってくることによって、国からの多額の補助事業できちんとできると、そのほうが村の財源が少なくて済むのではないかという形であそこにさせていただいたところです。

ですから、やはり分譲地が全く村としてはありませんので、これからやはりどこか考えていかなきゃなんないなということで、まだ確定でもありませんけれども、どこか飯桶のほうの村営グラウンドかなんかあの辺にでも考えるしかないなと。やはり、いずれ分譲は必要になってくるだろうと、こんなふうには考えていますが、それはまだこれからのことです。

つまり、今回、村のお金を余り出さないで、あそこを整備して活用していくためには、そのほうがいいのではないかということに考えさせていただいたと、これはみんなでいろいろな検討をしたところでの話だったわけであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 震災前に造成工事、予算あって、完成した年でなかったの、予算的に。次年度送りの造成工事の予算って出ていましたか。まあ、いずれにしろ今の流れの土地のままでは使えないので、仮設住宅を移設するために直すということであれば、どのように直るんですか、あそこ。

建設課長（高橋祐一君） 今、積算のほうは大体的に上がってきているところではありますが、造成工事は造成工事でブロック補強、それなりの土壌改良、あと地すべりの補強という形で考えております。

あと、住宅の配置関係についても、間もなく成果品として上がってくるかというふうに思いますが、あそこに一応12戸の配置をしまして、中に宅内の道路を設置し、あと駐車場等の整備というところで、ある程度の配置をしますと、面積が埋まってしまうというふうな状況になっております。

委員（佐藤八郎君） 簡単にいえば全部やり直しですか。

それで、1戸当たりはどのぐらいになるんですか。

建設課長（高橋祐一君） 震災前の造成工事につきましては、簡単な暗渠の排水と、あと盛り土工事が主流でありましたので、そういった排水、实际的に建物を建てたときの地力という部分を考慮していなかったものですから、仕上がりとしてはまだ仕上がってなかったというふうな状態で、今回、それを整備していくという考えになっております。

委員（佐藤八郎君） あとで教えてもらえばいい。

次、野焼きの件、これはお知らせ版で出したのは早いんですけども、その後の消防団とか関係者に聞いたら、何の話もなかったという話ですけども、菅野村長のやり方、新聞、テレビが早くて、後から聞こえてくるというのは当たり前の7年なので、消防団との事前協議なり、この決めたこと、消防団員の立ち会いでの責任と役割と、消防団員に対する費用弁償というものはどのようにお決めになって実施していくということなの

か、伺っております。

復興対策課長（中川喜昭君） 野焼きの進め方ではありますが、前の一般質問の答弁もさせていただきましたが、野焼きの方針を決めさせていただいて、あと詳細を詰めさせていただいてきました。その中で、野焼きの実施に当たっての注意点ということを3月27日の農業3組織の説明会でお話をさせていただいたと。2月27日です、大変失礼しました。2月27日の農業団体との協議の中で説明をさせていただいたところであります。

それで、消防団との関係でございますが、広域消防のほうには、この野焼きについては協議をさせていただいております。あと各地区の消防団員の部分については、区長さんのほうから、野焼きをやるに当たって消防団のほうのご協力をいただきたいということで、方針の中で決めさせていただいておりますので、それぞれの行政区のほうで、野焼きについて住民の合意の中でやるようになれば、地元の消防団との協議をお願いしたいという流れでありましたので、村から直接消防団のほうに協議した部分はございません。ただ、広域のほうとは協議をさせていただいているという状況であります。

それで、2月27日の協議の中で、やはり、各地区の防火体制ということで消防団のご協力をお願いしたいという話をしましたところ、消防団もいない状況もあるということで、なかなか難しい状況にあるという話もいただきました。

ただ、村としましては、防火体制をきちんととっていただくことが野焼きの一つの条件になっているということでもありますので、例えば、消防団のOBの方とか、そういう方々のご協力をいただいて、地域の中で話していただければという話をしております。

あとは消防団員の方に出ていただいたり、地元の方に出ていただいたときには、一応、多面的交付金事業、農地・水の中で日当として扱えるという県との協議の中で確認をしておりますので、その際にも、農業組織のほうの話の中では、農地・水から日当等出してもらっても結構ですと。農地・水については、各地区の構成員に消防団員も入っておりますので。ですから、各地区の役員には必ず消防団の隊長というんですか、そういう方々が必ず入っておりますので、その中で支払い等もしていただいても結構ですと。

あとは、消火する機具関係ですね。例えば、背負って水をシュッシュッと出すやつがあるんですが、それらを各地区にあれば使ってもらっても結構ですし、あとは動噴的な農機具的なものも、それは農業用として使うという部分の便宜を図りながら使ってもらってもいいのかなという話もさせていただいているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 広域というのは、消防分署に話したという話だと思うし、団員には区長から話している。OBの協力も得る。私ども議会で国に行ったときに、農水省の実験ではまだできないと、昨年の成果。今年、復興庁に行ったら、いや、どうなっているんだという話で、よくわからない答弁でしたけれども、結果的には今、課長言ったような流れでやるという。

で、ジェット云々とか消火、浪江の山火事のとときにあれを使って消防団とか協力者が大分体を悪くした。吸い込んだりしてね。そういう事例もたくさん聞いていますけれども、いずれにしろ、今の中だと、地域の消防団員、これ、常備消防が必ず対応してやるのか、

団員が出たときに農地・水での日当を払うから来てくれというところでやるのか。放射能被ばく問題については村のお知らせに書いてあるようなことのみで、その後の作業に当たった後の体の検査とかというものはどういうふうにやられるのか。国でも喜んで野焼き推進しているわけではないように、私は復興庁との交渉で聞いてきたんですけども、その辺では。

震災前、総務課ではわかるかもしれませんが、普通の村民は、これなら燃えるというのは、みんな土手とかいろんなところに火をつけて、あとお墓まいりのときはあちこちのお墓で火事になったり、野焼きで火事になったりと、起きてきた村なんですけれども、今それほど人数がいまいませんから、そうやたらには火をつけないかもしれませんが、そういうことも考えると、非常に除染しない土に残っている放射性物質が拡散されるのではないかとという危惧を抱いているんです。必ず広がると、空気中に。とめようがないと。幸い、見えない、においしないからいいということにはならないのではないかと思いますけれども、健康管理していらっしゃる村民の健康福祉課のほうではどういうふうに考えますか、この空気と一緒に流れる放射能対策については。

復興対策課長（中川喜昭君） 健康面で健康福祉課長への質問であります、その前段の質問内容ですね。何もしなくて野焼きをしてもらおうという考えは全然考えておりません。それなりの対策をしないと野焼きはできませんというふうに話をしております。2月27日に各区長さん等が代表でおりましたが、「面倒くさい」「難しい」というふうに簡単に言われました。村としては、簡単に野焼きをできるような状況では今はないというのは認識しておりますし、昔のように大胆にやっていただくという計画は全然しておりません。やはり、状況を見ながらやっていただいて、あと山火事になるような野焼きはしないでほしいということを強く申しております。ですので、まずはその空間線量がどうなんだと。

例えば、野焼きについての国の実証試験の結果についても、全員協議会のほうで出させていただいておりますが、確かに、今、放射性物質があるものを燃やすことによって煙とかそれで拡散するのではないかとという予想は私もしております。ですから、その状況がどうなっているのかという部分は心配してきたところであります。そういう心配する一方、住民からは、何しろ、今の景観上、あとはこれから営農をやるために野焼きが必要なんだと。これは解除に向けての懇談会でかなり強く言われまして、当時の原子力災害対策本部長からも、国は何やってんだというふうに内部でももめたこともあったときもあります。何しろ、村としてはそういう情報が欲しいという部分があったところではありますが、現実的にあの当時本部長が困った事態もあったこともありました。ですので、そういう意味では、住民のほうの声がかなり強かった。区長会でも何度も言われました。そういう状況の中でどのようにしてやったらいいかという部分を協議してきた結果、今回の話になったということでもあります。

何しろ、心配される部分もありますので、服装から、マスク、ヤッケとか手袋、長袖とか長靴とか、あとはモニタリングポストの調査とか、あとはダストのサンプリング調査とかもやっていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私は自分の土地、部落で復興組合の方に聞かれたときに、草ぼうぼうにしてもらって困るみたいな話あったんですけども、私は作業をすることで放射能被ばくするほうがその人に対して大変失礼だと思って、「しなくていいんです」って言ったら、「いや、八郎さんの田んぼ、畑は刈り取りやすいからぜひやらせてもらわねえと金になんねえ」という話なので、「それでは協力すっか」と言って、今やってもらっていますけれども、確かに、トラクターも外のほこりが来ないぐらいに、冷房もついたトラクターもあってね。冷蔵庫もついてジュースも入ってる、ビールも入ってるみたいな話がありますけれども、いずれにしろ、震災前のようなことにはいかないというのが現状なんです。そういう意味からすれば、平らなところ、だから、鉄骨だけにしてリフォームしたって、家の中で0.5もある。飯舘村の状況です、今ね。草野地区の中ですよ。草野、そんなに高い地域じゃないですよ。蕨平から来て、小宮来て、関沢通って、深谷の真ん中抜いて、古今明行ってあっち行ったんですからね。佐須のほうも低いし、村長ら低いほうだから、教育長のほうも低いしね。低いけれども、それはでも何回も通っているわけです、飯舘だってね。1回だけじゃないんです。だから、そういうことを実態として見るならば、やっぱり、目に見えないから、においしないからじゃなくてね、その辺、健康福祉課のほうでどういう対応をされていくのか。

健康福祉課長（齊藤修一君） ご指名でございますので、私のほうから若干、健康は害しないのかということではありますが、基本的には全くないというふうには考えておりませんが、今ほど言われましたように、野焼きによる燃焼によって、そういった放射性物質は肺の中にほとんど残るということを聞いておりますし、そういったことで、飛散したものは体内にといいますか、呼吸で体に入るという部分はほとんどないものと、全くないとは考えておりませんが、ほとんど影響がないものというふうに考えております。

さらに、そういった野焼き関係の部分につきましては、先ほど復興対策課長のほうからもありましたが、さきのそういった農業関連の団体の会議ですか、その中でそういった経緯等々心配する部分についても説明されていると。

さらに、この後、各行政区で行われます総会の席でも、そういった部分について説明してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長、我々は、原発から35キロ、50キロ離れた飯舘が、これは爆発の圧力だけで飛んできたとは思ってないのね。気象のいろいろな関係でちょうど来たわけです。だからね、肺に残るなんてよ、コンクリでも置いてね、そこに草を持ってきて、燃やして灰にするならね、それは今課長言ったことになるけれども、そうでない限りは、必ず散るんです。飛ぶんです。飛散するんです。だから、私らも避難地域になったわけです。

だからね、そういう点をきちんとされて対応しないと被ばく進みますよ。そうすると大変ですよ。直接ね、長崎や広島みたいに刺さったり、熱風で焼けたりはしないけれども、いずれ細胞が破壊されるんですから、だんだんやられますからね。そういう点では大事

だというふうに思うんです。保健福祉課の保護の活動が。

せっかくですので、違う話になりますけれども、今、課長からもあったように、この予算、どうも危険で住めない村として避難した、で、8年目を迎えているにしましては、危険な物質への対応としての予算がね、何が具体的にあるのかなとずっと見ているんですけれども、あんまりないんですね。で、放射能測定とかいろいろ、少しはあるんですけれども。

だって、皆さんもわかっているように、全面積の約15%なんだよ、除染やったの。残りはそのままだよ。先ほど、森林問題もありましたけれども、杉の木には芯までも入って、今も温存しているんですよ。存在しているんです、村内にね。それは、誰が何を言ったって事実なんです。村長が好きな山下さん言っても、私が好きな学者が言っても、それは同じことなんです。だから、そういう意味では、やっぱりこの実態、真実を、加害者の国、東電にきちっとわからせるという運動というか、そういう行動というものも大事だし、それに伴ったいろいろな事業での放射能に対しての予算要求も大事だというふうに思うんです。

そういう意味で、余り見えないんですけれども、総務課長、これ、全体予算の中でどれだけあるんでしょうか。放射能が大変なので、それに対応した予算というのは。これは何%ですか、全体予算の。

総務課長（高橋正文君） No.5のA3を見ていただけるとありますが、まず、放射能関係の予算の集計はしておりません。で、復興予算額については約72%で103億円ほどあるということで、まず、①の生命（いのち）をまもるというところで内部被ばく検査、放射線相談支援業務等の予算が上がっております。あと、後ろの④の原子力災害をのりこえるというところにも、若干、放射能関係の食品、物質測定、村内のモニタリング、63、64あたりですか。あとは、重点事業にも2つ、3つ、事業が放射能関係で載っていると思います。総額は、申しわけありませんが、集計はしておりません。

委員（佐藤八郎君） 大半は健診とか食料の検査とかの部分で、あたかも飯舘村の残り85%に放射性物質が置かれたままなのに、それへの対応はないんですね。だから、風が吹けば、雨が降れば、除染したところにまた来るわけですね。とめていませんからね。そういう環境なんですね。

そのホットスポットの部分もこの間、環境省の職員の方から、「高いところはどこですか」って聞かれましたけれども、「村全体、何百カ所もあります」って言ったら、黙ってしまったけれどもね。

だから、言ったら全部再除染していただけるのかどうかわかりませんが、いかがでしょうか、その辺では。

復興対策課長（中川喜昭君） 何度もお話ししておりますが、フォローアップ除染については、やはり気になる場所があれば、ぜひ言っていただいて、調査をしながら、場合によっては除染をしますという部分で、今、環境省とは話をしております。そういう意味では、多分、八郎委員が国のほうでいっぱいあるという話になったものですから、環境省の職員が、箇所が限定されるのであれば話を聞こうかなということで多分お話をしたのかな

と思っております。

情動的なものを全て村が把握しているという部分ではございませんので、やはり、一番は住民の方からの声があったり、あとはそれを聞いたいろいろな方からの声で、村がそれらを見ながら国に対応を願っているという部分がありますので、一方的に「場所、いっぱいあんだ」ではなくて、どこが高いとか、そういう情報をいただければなというふうに思っております。

それで、例えば、森林のほうの除染をやっていないのは、これは状況はわかっているところではありますが、空間線量率、多分、八郎委員もいろいろ調べていらっしゃると思いますが、そういうところ、1カ所1カ所の部分が全てその方に24時間放射線を浴びているという状況ではなくて、いろいろな場所に暮らす中で低かったり高かったりしているかと思うんですね。そういう実態をやはり見ていったほうが、その方の外部被ばくという一つの数値が出てくるのかなと思うんです。

例えば、蕨平が上がってきて、佐須まで行けば、先ほど言った形だと思います。しかし、実際にどのくらい受けているかというのは多分わからないかと思うんですね。やっぱり、個人積算線量計というものを持てば、ある程度、その数値が出てくるということでありますので、空間線量のモニタリングポストの数字だけが全て受けているわけではなくて、低いところ、高いところがあると。その人その人の生活の中でどれだけ受けているかという部分、今、環境省の事業として、村のほうでやっていただいている事業もございします。いろいろなところに行って読み取りをしながら、その人その人の行動のパターンを聞きながら、相談に乗ったり、指導したりしている状況もありますので、ぜひともそういうものを使って、自分たち村民がどれだけ受けているのかなという部分も知っていたければなというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 中川課長の言うとおりの、体に幾ら浴びるかというのをつかむのが最も基本的に大事です。なぜなら、土地、土の中のものには調べないんですからね、村はね。だから、それは大事ですよ。下からもどれだけ。だからって、靴の底に鉛板を入れて、最初、私、2年ぐらいそうしていましたよ。鉛の板を靴型に切って、底に履いて、いろいろなところを調査していましたよ。2年後からやめましたけれどもね。重いんですよ、かなりね。

だから、そういうこともしながらね、慎重にやってきましたけれども、いずれにしろ、このフォローアップの基準値が国するって。じゃあ、私の家、例えばね、東角が6.5あるからってやるとね、前にやったとおりね、このぐらい一生懸命掘ってね、そこをやるとね、はい、やりましたと。そしてまた雨降ったりすると、また何カ月かすると、また同じぐらいの数値が出る。この繰り返しなんです。なぜ繰り返しになっかわかる。わかるでしょう。屋根の全面積にあって、それが集中してくるわけですからね。そんなのわかってんですよ、環境省で十分。やっても、わかっても、このまま乗り切ろうという流れなんですよ。

家の中の0.58は安心安全な暮らしになんないですよ。0.23ですからね、最悪、国が言っ

ているやつでも。外に出るのは8時間で、逆の人だったらね、もっとずっと低いんですよ。だから、私は0.19が正しいのかなと思っていますけれども、普通に考えてね。それよりも、0.54なんて部屋の中である家がいっぱいあるわけですよ。

だから、環境省はどこまで、村長が除染で年間5ミリシーベルトまでの基準に下げるんだと。これ、除染の下げる率はわかりましたけれども、生活する基準は5ミリシーベルトではないんですよ。村長もそうは言っていませんから。いずれ1ミリシーベルト未満だって、国の法律に基づいてね。だから、そこに近づけるために、環境省がどれだけフォローアップ、フォローアップって、全省的にやってくれるのか、私はわかりませんが、今度、直接話してみたいもんだと思っていますけれども、いずれにしろ、そういう意味では、村全体での除染、放射能測定業務は続けられるんだよね。今年もね。その内容と内訳、その測定値は、どういうふうに村民生活に知らされているのか。お知らせ版で知らせているやつが、この人たちの放射能測定業務の全てなのか、伺っております。

復興対策課長（中川喜昭君） 空間線量、あとは食品の放射能測定ですね。これらについてはお知らせ版等でお知らせしていると、食品の部分については、検体を持ち込んだ方には直接検査結果表という形でお渡しをしているという状況でございます。

以上であります。

健康福祉課長（齊藤修一君） 済みません、先ほどの健康福祉課の事業に対してのご質問にお答えしておりませんでしたので、お答えさせていただきます。

先ほどもありましたように、野焼きによって全くそういったものが飛散しないとは私も思っておりません。ただ、事故当時、事故自体は爆発したというような規模の違うもので飛散したものと考えておりますし、そういったことも含めて、先ほど委員がおっしゃられたように、チェルノブイリから数十年、何のデータもないという中で世界的に初めての事例でもありますので、健康福祉課の担当は、国の機関あるいは県立医大の研究発表とか、さまざまな機会を見つけてはそういったところに出席、参加させてもらって、現在、まだまだなんですけど、勉強している段階ということで、決して予算がないから対応していないということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 空間線量の測定の部分につきましては、国のほうの補助金をいただいて、臨時職員を2名雇いまして、20行政区の農地、宅地、定点で測定させていただいております。

あともう一つは、走行サーベイによりまして、年3回ですか、調査をして報告書を提出しているという状況であります。

あと、食品放射能測定器は10台購入しまして、までい館、いちばん館を初め、各集会所に設置しまして、地区の方々、村民の方々にも測定いただいているということでもあります。これについては、全てお知らせ版等でお知らせをしているという状況でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 放射能測定業務をやっていて、流れ的にどうなんですか。もう除染して終わって、ここ数年はずっと平行値なんですか。変化はある程度あるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 折れ線グラフ等ときどきつくって見ておりますが、やはり、事故当時はかなり高かったんですが、その後、やはり雨風による自然減衰もあって、あと、そこにプラス除染があって下がってきていると。

あと、放射性物質のセシウム134が、半減期が2年ちょっとですので減ってきておりまして、あとセシウム137が30年になっておりますので、今は横ばい状態になっているということで、正直なところ、委託を出していたのも月4回ほどやっておりますが、それが2カ月に1回とか、3カ月に1回というふうに回数を減らしてきている実態もございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 核種31種は、この間、一般質問で言いましたけれども、それぞれ違うわけだな、半減期がね。だから、そういう意味で、今、課長言ったことでしょうかけれども、最近ではテルルの猛毒性が問題視されて、今なっているんですけども、そういう部分も、健康福祉課もそういう部分は、今後きちんと対応することだというふうに答弁しているのでもいいんですけども、やっぱり、何があるかわからないという不気味さね。土の中にね。6カ所はかったら6カ所からストロンチウムが出ましたって言ったら、その当時、国からね、次の日に十何人がどどと議会に来て、「本当に微量ですから問題ないんです」って言って帰りましたけれども、そして、この間も言いましたように、私の家の雨どいに除染の後が残っている土があったので、イギリスに持って行って調べたら、そこにもストロンチウムが入っていたと。6カ所には入ってないですよ、その場所は。だから、100カ所はかったら100カ所から出るかもしれないですよ。そういう現状があるわけですよ。だから、そのことはやっぱり現状だというふうに理解して問題に当たらないと、せっかく安心安全にストレスや自然環境大事で戻った村民が、私ら戻らない人よりも多くの被ばくをするという生活になってしまうというふうに、私、危惧しております。

違う質問に入りますけれども、太陽光からの収入の実態と場所と容量、使い道。最初、つくるときの説明と、だんだん使い道が変更されているのかどうかわかりませんが、その辺、きちんとお示してください。

総務課長（高橋正文君） 資料の要求がございましたので、追加資料の2ページに太陽光の事業収入ということで載せております。

これは、現年度分でございます。

一番上が、これは大火山の配当金ということで3,440万円。あと続いて下が、これは深谷のままでの復興株式会社の配当金ということで229万2,500円。あと3番目がいいたて深谷地区ソーラー合同会社からの寄附金ということで2,500万円。これも深谷ですね。合わせて、太陽光関係で6,169万2,500円と。

このほか、償却資産等で村税等が入ってくるということでございます。

ざっくりで申し上げますが、大火山については10メガ、深谷については1.6メガぐらいですね。

収入の受け方ということですが、これは一般会計を通して基金のほう、北風と太陽基金のほうに積み立てています。

委員（佐藤八郎君） まいでい館道の駅にける費用対効果、今まで全体で37億8,714万云々と、
で、本年また9億円を公園のほうに。

それで、この村民に還元できるような費用対効果になっていくんでしょうか。あとは、
この公園での時間の過ごし方というか、どういう公園できるかわかりませんが、
高速道路にある公園で、みんなが休むようなものなのか、どういうものを想定してい
っしゃるのか。

総務課長（高橋正文君） 深谷の多目的公園、建物の整備でございますが、まず建物につい
ては木造で予定しております。子供たちが来ておもちゃで遊んだり、何か食べたり、親
でくつろいだりするような。で、外観についても、特徴ある建物を予定しております。
公園についても、いろいろな遊具というか洞窟、探検のできるような。余り高速道路等
のサービスエリア等にはないような公園になるというような考えを持っております。

委員（佐藤八郎君） あれができれば、大体全体的な費用は終わりなのか、下のほうもある
ので、向かいのほうもあるので、全体からすればまだまだなんでしょうけれども、どう
いう流れでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今、私が述べました深谷の多目的交流広場の工事が終わりますと、
深谷拠点についてはハード的にはほぼ終了ということでございます。南側のお花畑の事
業は続きますが、ハード的なものについてはほぼ完了すると考えております。

委員（佐藤八郎君） ため池の調査箇所が27カ所というお話で予算ありますけれども、ため池、
村全体の実態、なぜ調査箇所が27カ所で、残った部分なり今までやった分を含めて全
体的にはどういうふうになっていくのか。調査したものがあれば、調査結果もお知らせ願
いたい。

建設課長（高橋祐一君） ため池の調査ということで、追加資料の40ページ、41ページのほう
に提出した書類がございます。平成30年度にかけては、村全体には70のため池あるん
ですが、15カ所のため池の調査をしております。平成31年度については27カ所、残りの分
については平成32年度というふうな形で考えております。

対策工事としましては、基本的には8,000ベクレルを超えるものについては、このため
池の放射線対策というふうな形での土砂の除却をするというふうな計画でおります。

昨年度の結果等、今年度、今やっているわけなんです、40ページのほうに調査結果と
いうことで、まだ成果品としては上がっていませんが、調査結果を載せております。そ
の中の数字を見ていただきますと、8万7,000ベクレルとか9万6,000ベクレルというふ
うな数字が載っております。これの調査の方法としましては、ある程度、5センチ刻み
で調査をしているところであります。

それで、この高いところ、10万ベクレルの野沢地区のため池ですと8万7,000ベクレル
ありますが、大体これについては10センチから15センチの間に堆積していると。で、52
番の西曾藏というところが6万9,000ベクレルほどあります。これは5センチから10セン
チの間に堆積していると。その下に広平第一という54番のため池がありますが9万6,000
ベクレル。これについてはゼロから5センチというところで、めいめいため池の場所、
地形、流域によって、堆積している層が違うというふうなことで、これらの部分を、平

成30年度に15カ所、平成31年度に27カ所、残りについては平成32年度に調査をして対策工事をやっていくというふうな状況になっております。

委員（佐藤八郎君） 74カ所あるということなんですね、これ。そのうちの今までやった分と今年ので7割方終わるんですか。そういうことじゃないのか。

建設課長（高橋祐一君） 割合的には、今年15カ所、27カ所で、両方合わせると40カ所、50カ所ぐらいということで、74カ所というふうになってはいますが、実際的には4カ所ぐらいが廃止になっているため池ありますので、実質70カ所になっております。そのうちの四十数カ所を平成31年度までに実施して、残りの30カ所弱を平成32年でというふうな予定になっております。

委員（佐藤八郎君） 簡易水道放射線調査測定値、県で週3回というお話があったように聞いたんですけども、説明では、これを踏まえて、どのような調査や測定値を周知されているのか。やっぱり、お知らせ版に流している部分ということでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） これも、追加提出資料43ページ、44ページのほうにございますが、委員おっしゃられたとおり、週3回の水質調査を実施しております。これは今のところ、県のほうで実施してもらっているところであります。

震災当初、摂取制限というふうなことがありましたけれども、それ以降、こういう形で調査をしておりますが、今、検出限界としては1ベクレル未満というところで全て検出なしというふうな状況になっております。お知らせ版等については、別に数字的なものは出ておりますので、安心した水の供給をしているというふうなところでとどまっているところであります。

委員（佐藤八郎君） では、河川・沼の水質検査、これからされるような検査、どうされているのか。

住民課長（細川 亨君） 河川水質検査の件であります。予算の説明のときにもお話ししましたが、平成30年度から、今度、採水箇所を変更するというので、河川については3カ所、ため池については3カ所変更するというので、飯舘村全域から採取できるような、そういうふうな状況にしたいということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ということは、ある河川を、3カ所では全箇所にならないから、交替でやるということ。

住民課長（細川 亨君） 今まで、平成30年度まで行ってきた箇所については、ある程度、経年、ずっと比較してきまして、大体おおよその数値はつかんでおりますので、今度は真野川水系、新田川でも比叡川を追加しまして、ちょっと広範囲に見ていくという点。あと、沼については、今までとは違って、もうちょっと範囲を広げて、いろいろな地域のため池の調査をしていきたいということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、道の駅は聞いたんですけども、もりの駅まごころの、今度修繕するんですか。やるようですけども、あそこの費用のかけ方、今後の利用の仕方というものはどういうふう考えられているのか。あそこは振興公社でというふうになるのかどうか分かりませんが、伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） もりの駅「まごころ」の件でございますが、平成31年度の予算の中では、修繕工事ということで、屋根と壁、あと下の駐車場から上がっていく木の部分の外構の修繕を図っていきたいというふうに思っております。

それで、中については平成32年度ということですが、現在、森林組合さんにお貸ししているという状況で、一応、平成31年度までお貸しするという約束をしておりますので、平成32年度になりましたら改修をしていききたいと思っております。

それで、今後の活用方法についても、前ですと、そばをやっていた食堂があったり、あと特産品等を売っていた売店コーナー、あと東の方には加工室という形になっておりまして、今後、それらの活用をどんなふうにするかを平成31年度に検討していきながら、平成32年度に改修という形で考えているところであります。

改修に当たりましては、復興交付金を活用しているという状況でありまして、その条件としましては、前のグレードと同じものという形であります。いわゆる維持管理ができなくて修繕をしたいという部分で話をしております、じゃあ壊れたところを直してくださいねと。

ですから、例えば普通の電球をLEDにするのも、それは厳しいという話をいただいております。ですので、例えば、トイレも水洗化になっておりますが、洗浄便座になっていないものは前のままでの改修しか認めませんよという状況もあったりしますので、そういうのも含めながら、交付金事業、あとは単独事業を組み合わせながら、平成31年度については内部を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） まごころもそうですけれども、村で持っているそういう公用的な財物とか、その損害賠償はそれぞれの中で出されているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 自治体の公共施設の建物の財物賠償は、東京電力の賠償の対象にはなっておりません。今後の方向、見通しも具体的に示されておりません。

ただ、施設以外の部分ですね。例えば山林なんかは、これは何十年という、植林、間伐、枝打ち、いろいろずっと公費をかけてきていますので、その部分については民間の賠償と同じ、造林してあればヘクタール100万円、造林していない部分はヘクタール10万円だったと思いますが、その指針に基づいて、今、大体申請の段取りになっています。

それから、その他の建物の維持補修、使えなかったことによってというのは、今担当が話をしましたが、そういう再生加速化交付金等で原状復帰ですね。前のおりの、傷んだところは直すということで、原状復帰ということで、今、整備をしてきております。道路なんかも、本来であれば大分傷められて補修箇所が多くなっているんですが、こちらのほうは国のほうの補助で、傷んだところの舗装補修をやっています。ですので、公共施設の財物賠償はほとんど賠償の対象になっていないというのが現状であります。

委員（佐藤八郎君） まごころは経営をしていたので、それはまごころを運営していた会社で賠償は受けたけれども、建物は、副村長言うように賠償の対象になっていない。ただ、この間、どうしてもかび臭いやら、いろいろな諸条件があって、使える状況にないという部分は直せば、賠償で出てくるんですか。違う補助事業なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、先ほど副村長からありました施設への賠償はないということで、ただ、運営をしていた組織、会社なりは、損害賠償を請求して受け取っているようであります。

あと、改修に当たっては、再生加速化交付金という国の補助を受けて改修するという考えであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） きこりが今度、振興公社でやるということで、この間、全員協議会でプレミアム商品券の話があったんですけども、商工会で云々の話ありますけれども、私思うんですけども、飯舘村の復興拠点の道の駅なりきこりという、きこりは集会や風呂に入ったりする拠点、道の駅はみんなが寄り添えるような拠点となっていれば、その2カ所でプレミアム商品券というのを扱うべきだと思うし、までい館道の駅で郵便局とか薬局もあそこでできればね、人の交流があそこに集まるようになるのが拠点でないかと、単純に思うんですけども、そういう部分では、この道の駅なり、きこりにかけていくお金が生きていくためには、やはり、言葉だけの拠点じゃなくて、人が集まるような拠点にしていくという部分では、どういうふうを考えられているか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 全協の中でもお話ししておりますし、今の八郎委員のような意見もいただいております。

具体的に今、実施方法については商工会のほうに委託させていただくということで、ずっと詰めてきておりますので、商工会のほうと詰めさせていただいた結果で進めていければというふうに思っております。

それで、お店の、事業所関係、商店関係が、やはり村内に戻ってきていただければという思いがこの事業に入っておりますので、一番はそこを優先していきたいなということでもあります。

商工会には、までい館なり、きこりも入っておりますので、そこも今回の活用場所になるというふうに思っておりますので、今のご意見等も踏まえながら、商工会と詰めさせていただければと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私、飯舘村に帰村して一番大事なのは命と健康だというふうに思っておりますので、ちょっとその辺で質問をしておきます。

危険な飯舘村に帰村して、先ほどるる何点か説明しましたがけれども、ホットスポットあり、部屋の中でもあり、空気中にもあり、さらに野焼きして、また空気中に散らばすという、こういう環境の中なので、やっぱり健診とか予防、健康対策というのは非常に大事だということで、この予算で、その部分でそれぞれの成果なり目標値を教えてください。

健康福祉課長（齊藤修一君） 予算等々、見込みですね。これは追加資料の22ページのほうからそれぞれ目標人数、目標値等々載せてあります。

大きな目標値といたしましては、例年、全体の30%にぐらいには持っていきたいなというふうに考えておりますが、実数的には十数%の部分もありますので、それが30%に近

づけるように、それぞれ今後、家庭訪問、健康相談等々においてそういった勧奨を進めていきたいなというふうに考えております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は4時20分とします。

（午後4時06分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後4時20分）

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほどありました健診、追加資料の22ページになっておりますが、この健診の目標値につきましては30%、特定健診につきましては60%を見込んでおったところではありますが、一番下にありますように30年度の実診率13.3%ということもありますので、できるだけ30%に近い形での事業を組みたいなと考えておるところであります。以上です。

委員長（相良 弘君） 佐藤八郎委員に申し上げます。委員長に報告のとおり、1問か2問にしてください。

委員（佐藤八郎君） 今、開会前に聞いておいたので、放射線相談員の役割、行動、資料にあるとおりだということなので、これ、村民周知、被ばく防止対策について、きちんとしていただきたいと思います。

村営で設置したこども園、学校の支援、助成の内訳を別紙一覧でいただいておりますけれども、去年田んぼでの空間線量値をきちんと専門家にはかっていたのと教育委員会が示したので若干数値が違うんですけれども、そこでの土壌検査なり、示した数値は1メートル高ですか、50センチ高ですか、1センチ高ですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 資料が2枚出ていると思うんですけれども、65ページのほうが空間線量1メートルの高さになります。次のページ、66ページのほうが1センチ高になります。以上です。

教育課長（村山宏行君） 田んぼの、田植えのときの空間線量について、追加資料の67ページで示しておりましたが、こちら、二枚橋の水田についての放射線については1メートル高で①、②、③のところで計測したというところがございます。

委員（佐藤八郎君） 3地点のところで、1メートル高0.18、50センチだと0.26とかと、子供の高さになると高くなったりするんですけども、この田んぼ自体も駐車場の辺だと472ベクレルあって、田んぼの土は492ベクレルあるということで、8,000ベクレルと比較すれば低いんですけれども、本来、子供たちが入る田んぼなので、そういう部分ではどうなのか。土手のほうになると、農道側の土手になると2,000を超えるベクレル数なんですね。そういう点で、いろんな事業をやるのに当たってもそうですけれども、やっぱり子供、大変被ばくを受けやすい体の子供にとって安心安全な環境をつくるという意味では、やっぱりきちんとした調査、土壌検査も含めてやる必要があると思うんですけれども、どうも何もなかったかのような雰囲気では大変困りますので、50センチ高も1センチ高も1メートル高もとか、きちんと示されたほうが安心安全じゃないでしょうか。

教育課長（村山宏行君） ご指摘の点、子供たちの活動ということがありますので、その点は注意してまいりたいと思います。なお、水面ということも、田植えの体験ということもありますので、水を張って作業するというところで、これよりも線量は上がらないというような認識で作業を進めたところではありますが、なお安全には十分注意して、作業が終わりましたらすぐに手洗い、あるいは足、泥を落とせるような、そういう状況の体制を整えて行っていくということでございます。

委員（渡邊 計君） 3点ほど。先ほど私の質問とか、あと八郎委員の質問に、今後は積算線量計で放射線を管理していくということが復興対策課長からあったんですが、実際、帰村になったところは役場職員も皆さん胸につけていて、それで村民へのPRも大分していたんですが、最近はPRをやっているのかやっていないのか、ちょっと私には聞こえてこないんですが、今後PRとか、村民にそういう積算線量計でいくなれば、そういうPRをどのようにしていくのかと、帰村した村民の所持率は何%になっているのか、お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 個人積算線量計、これは28年から始めたと思っております。当初は村のほう事業主体になって、国のほうからお金をもらってやってきて、29年からは環境省の直轄事業という形で進めてきているところでございます。

30年度の事業報告を受けておりますので、その内容を申し上げますと、今回貸し出しして、実際に持っていただいた方が150人であります。あと職員等が175人、あと学校関係ですね、今年度から再開したということで、学校関係、スクールバス運転手等々含めまして72人、あとは村内勤務者がこの個人積算線量計で対応してもらったのが29人ということで、430人ほど所持していただいたということでございます。

29年4月以降、環境省の担当の方と打ち合わせをしながら、委託した業者でありますけれども、その方と話をして、何しろチラシを配るだけではだめだからということで、例えばよつてくべに行ったり、あとは相談会に行ったり、健診のときに行ってコマーシャルをしたりして150ぐらいになってきているということでもあります。

一応、今年のデータの部分であります、平均的には1年間0.05から0.36シーベルト時間当たりということでもあります。年間にしますと、0.44から6.31マイクロシーベルト年当たり。あと中央値では1.05ミリシーベルトです、年間ですから、ミリシーベルトというような状況になっているところであります。以上であります。

委員（渡邊 計君） この線量計って、使用しても使用しなくても1年に1回の校正をしなきゃいけないという面倒くさいものですが、その辺はどうなっていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） この測定器自体が1年間もつということで、電池交換とあわせて校正をするということなんです、ただ、11カ月、12カ月になると、やっぱりその機種によって線量が下がってくる実態があったものですから、多分電池切れが考えられるんじゃないかということで、国と請負業者のほうと話をして、10カ月単位で器械を交換しながら年間通してという形にしております。器械についても今500程度ですかね、村にございますので、そういうことで交換交換をしながら対応しているという状況であります。以上であります。

委員（渡邊 計君） 線量計、ちょっと電圧を上げるともとに戻るんですけども、すぐに。

それとあと、先ほどから野焼きのことですが、以前、課長から防護対策として防じん眼鏡とか服とかあったんですけども、長靴、そういうのがあったんですけども、セシウムというのは粘膜につくと取れないもので、そういうことで震災後、白内障がふえているということもあるので、目の粘膜につくと取れなくて、それが白内障の原因になるらしいんです。そういうので、素通し眼鏡でも何でもいいですので、一番いいのは防じん眼鏡で、横からも入らないのが一番いいんですけども、そういうことでやっぱり防じん眼鏡あるいは眼鏡の着用をこれに足していただければと。ハズキルーペが壊れなくていいという話もあるんですけども、値段が高いので、そういうことで、それをぜひ足していただきたいなと思っております。

あと、これは私の恥になりそうなので聞きたくはないんですけども、聞かなきゃいけないと、いつきの恥で。というのは、私も5年半ほど議員になりますけれども、この予算委員会の中で、給与費明細書というのが昭和50年から予算書につけなきゃいけないということで法律化されているというか、そういう義務があるわけなんですけど、私も5年半やっている間、この給与費明細書、議会に提出して、議員は職員数の増減の理由とか特別職員数が変動した理由は何か聞けとか、そういうことが書いてあるわけなんですけれども、これ5年間、本当に誰も質問する人がいなかったと。私も勉強不足でわからなかったということで、この給与費明細書に関して少し説明いただければと思います。

総務課長（高橋正文君） 今、給与費明細書の内容ということでご質問がありましたが、皆さん、No.3の予算書の、一般会計でいいますと184ページをごらんいただきたいと思います。これが給与費明細書というものになります。地方自治法で議会への報告、あと住民への周知が義務づけられております。議会への報告については、この予算書、当初予算書に掲載して報告にかえているという内容であります。あと住民への周知については、今回の3月に職員の給与の状況ということで広報誌に掲載しております。それで住民への報告にかえているということでございます。

内容については、ごらんいただきたいと思いますけど、職員の数であるとか手当の内容であるとか、あと前年度との比較等を載せております。あと特会についても、職員がいるところの特会については同じ明細書が添付されているということでございます。

委員（渡邊 計君） 特会のものもあるんですけども、今回この184ページの中でお伺いしたいことが、前年度、その他の特別職491名が本年度557名になると。これの理由はどういう理由でしょう。

総務課長（高橋正文君） これは非常勤の特別職等の数でありますけど、例えば行政区長であったり副区長であったりがここにカウントされるんですけど、昨年度より31年度ふえるというのは、選挙の立会人が今年度選挙が2つあるということで選挙の分がふえたことが主な要因であります。

委員（渡邊 計君） あと特会のほうにも職員がいるのでちょっとあれなんですけれども、185ページの一番上のほうに職員数、前年度97名、本年度104名となっていますが、あと特会のほうを入れると数がふえるんでしょうが、本年度の正式な職員の数は幾らかと、

これは正職と臨時とか、そういうのも入っているんでしょうが、正職が幾らで、臨時と
いうか期限つきとか、そういうのが幾らの人数か教えてください。

総務課長（高橋正文君） ここには正職員と任期つき職員の分が入っております。人件費とし
てカウントしております。185ページの前年度のところを見ていただくと97となっており
ますが、正職員は現在75名、残りが任期つき職員ということであります。

一般会計で申し上げましたが、全体で75名、特会も含めて正職員が75名、あと残りの数
が任期つき職員ということです。

委員（佐藤一郎君） まず、3点ほど質問します。

まず、全員協議会の中で復興計画後の5年後の財政計画が示されました。その中でです
が、財政計画は将来にわたって、計画自体は黒字となっていますが、赤字には絶対にな
らないのかについて伺います。

総務課長（高橋正文君） 先ほど全協で平成37年度分までの中期財政計画を示させていただき
ましたが、37年度を見ると2億9,000万円の黒字の計画を組んでおりますが、まずは計画
については赤字にならないようにやっていく、その財政を堅持していくということで考
えております。

委員（佐藤一郎君） 追加資料を請求したわけですが、30年から31年に送られた事業に
当たって歳入は確実に見込めるのか、伺います。

総務課長（高橋正文君） 追加資料の5ページに30年度で実施を取りやめ、31年度に実施する
とした事業の一覧がありますが、この事業については企業立地支援事業補助金以外は全
て国庫財源を活用した事業になるということであります。

委員（佐藤一郎君） 最後の質問になります。No.6の12ページになりますけれども、その中で
6次総合計画策定に当たって、報償費として1,700万円計上されています。これは復興ア
ドバイザーが1,200万円で、これでこの1,700万円で間に合うのかどうか。170万円でした
か、済みません。

それと復興計画、今まで議会にかけていなかったということで、今回はかけるというこ
とですが、今まで議会にかけていなかったのかについて伺います。2点ですね。

総務課長（高橋正文君） まず、報償費170万円であります。これは策定委員等を予定して
おります。学識経験者等を予定しております。委員については3万円、委員長について
は5万円程度を予定しておりますが、170万円で年間の報償費は賄えるということで計上
させていただいております。

あと、6次総の計画を議会にかけていなかったのか、前回の計画をかけていなかったの
かということですが、議会のほうにかけて可決をいただいております。ただ、今
回議案で出しているのは、議会にかけろべき案件に総合計画が入っていなかったのも
、村の判断で今回上げさせていただいたということになります。

委員（長正利一君） 私は1点だけお願いしたいと思います。

イグネの木を今、随時、行政区ごとに搬出、私の地区も同意をして、その計画に入っ
ておりましたけれども、ちょっと確認は、何か条件のいいところだけを搬出するのか、そ
こら辺ちょっと、搬出する要件ですね。というのは、私の裏山がありまして、伐採して、

とりあえずは機械で積み置きもちよっとできない状況もあった関係で、二、三カ所に置いている。たまたま裏山に植栽している部分があって、やはり搬出は無理であろうというような今流れになっていますけれども、いずれにしても、その3億云々、森林組合で随時運ぶんでしょうが、最終的には人力を使ってまでも運んでいただけるのか。当然、害虫によって腐敗化を待つしかないのか。

あと1点は、その積み置きをしているときに支える木が、そこら辺の杉材とか、そういう木で支えている部分がありますので、傾斜が強い部分でよくよくは災害があるときに困ると。私のうちばかりではないと思いますけれども、全般的に条件のいいところだけを搬出するのか、その辺、お願いします。

復興対策課長（中川喜昭君） イグネ伐採をした部分の伐採支障木処理事業ということで、今年30年度から実施しております。環境省の事業で切ったイグネ材を主に対象にするということで30年度運んでおりますが、やはり材自体が長期的に経過しているところはかなり腐敗しているのもありますので、除染の早いところから一応運び始めているという状況になっております。

今回、交付金事業の活用をさせていただいておりますが、今、委員おただしのよう、ほかが長期化になって2次災害になる場所もあったり、あと帰還促進の支障にもなっているということで交付金事業に上げさせていただいたという経過があります。そういうことで、条件云々というのは考えておりません。イグネとして切ったものについては全て運び出すという計画をしております。

ただ、当初、将来的に運び出すということは全く考えておりませんでした。あくまでもイグネは本人の希望によって環境省のほうから補償費をいただいて切るという、環境省が切ったものについては環境省から補償費をもらったというもので、あくまでも個人のものだという考えで、将来的に運び出すという計画はしていなかったものですから、保管場所がまちまちになっているのは場所場所によって違うところがありますので、そういうことでなかなか難しい場所にも保管したという経過がありますが、今回運ぶに当たっては条件云々はございませんので、あと場所によっては協議させていただくようなところもあるかもしれませんが、運び出すという方針ではあります。以上であります。

委員（長正利一君） 今、課長の答弁で環境省云々という話がありますがけれども、私ら、当初イグネの木を切るときに、よくよくは想定していないと今ご回答でございませけれども、私の記憶では最終的には搬出をするんだというような、ちょっと記憶違いかどうかわかりませけれども、とりあえずは置ける場所をお願いしたいという形で話を聞いたような感じはしますけれども、いずれにしても、そういうふうな流れで災害があると困りますし、基本的にそういう場所があるとすれば、やはり相談を受けたり、戻ってくるような環境づくりをお願いしたいと思います。私は終わりです。

復興対策課長（中川喜昭君） 私も除染に当たってきていますから、環境省の話、あと住民との話もずっとその立場、会議など出ています。イグネについては、あくまでも村民の要望があって、何とか環境省に切ってくれないかということを村のほうからお願いして、多分6カ月間ぐらいかかったかと思います。環境省との話の中では、あくまでも切った

ものについては補償が欲しいと、村のその各戸の家の財産なんだということも当時あったかと思います。そういう意味では、1本当たりの補償費まで決めて契約して、多分金額も払ったかなと思います。その契約書の中に、あくまでもその材は個人のものですよという1項目が多分あったかと思っております。ですから、将来的には、もうそれは個人ものですというような形で契約をしてきたというふうに私は思っております。ただ、今話があるように、長年なりまして、危険な部分もある、あとは帰還の支障にもなるということで、本当にのど元過ぎて村としても忘れたような気持ちで復興庁にお願いしながら進めてきたというところでありますので、ご理解をいただければと思います。

委員（長正利一君） 本当に回答でちょっと二転三転してあれなんです、基本的に我々は、私の場合ですよ、イグネの木を切っていただくという条件については、屋根の除染等についてはもう、これをやることによって屋根が高い線量であっても再除染はしないんだよというような流れで多分、私は話を受けました。ただ、いずれにしても、そこら辺が記憶違いもあろうかと思いますが、条件のいいところは何せ運ぶ、条件の悪いところは運ばないと、いろいろあるでしょうが、何らかのご相談を役場としても受けて、そういうところがあれば対処していただきたい。私のところはどうでもいいですから、そんな声がありますので、よろしくお願いします。

委員（高橋和幸君） 私のほうから2点ほどお聞きいたします。ほかの委員の方が聞いたと思うんですけども、私自身が聞いていなかったのをお聞きします。

資料No.6、12ページ、2款1項6目、復興アドバイザー報償1名分に関してですけれども、これ、差し支えがなければ、この1名というのは誰なのか、お示しいただけるでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 現在、移住定住交流室で勤務していただいている県職員OBの方でございます。男性でございます。

委員（高橋和幸君） 復興アドバイザー、この件に関しましては、私も以前、一般質問で質問させていただいて、村長から1名の方、名前は申し上げませんが、月10万円、年間120万円の報酬を与えるということでのご答弁もいただいていることを私なりに記憶をいたしております。ここに上がっている復興アドバイザー報償というのは、なぜ、これは1名なのか。私の知る限りでも4人ぐらい、村の復興アドバイザーを名乗る方がいるんですけども、現状、実際、現実的に村の復興アドバイザー、村のアドバイザー、これは一体何人いるんでしょうか、実際は。

総務課長（高橋正文君） 平成31年度につきましては、復興アドバイザーで報償をお支払いするのはその県のOBの方1名でございます。

委員（高橋和幸君） 県OBのアドバイザーの方は私も存じ上げております。それと別個に、一般質問で村長が挙げたアドバイザーの方がいます。これでまず2名ですよ。道の駅にかかわる方でもアドバイザーもいるはずですよ。これ、何で1名なんですか。

総務課長（高橋正文君） 次の14ページに移住定住促進アドバイザー120万円、14ページの一番下のほうに。あとは今言った復興アドバイザー報償が1名。あと前年度は田中俊一先生がアドバイザーでしたが、報償は辞退するということで新年度はとっておりません。

委員（高橋和幸君） 今私が述べた道の駅にかかわっている方と言いましたけれども、全員のお名前を教えてください。

総務課長（高橋正文君） 現年度について4名申し上げますと、先ほど言った田中先生ですね。あとは県のOBの渡邊さん。あと建築関係の小垣外さん。これは女性の方。あと30年度ですと、道の駅の森定さんの4名です。佐川先生の場合は村づくりアドバイザーということでございます。

委員（高橋和幸君） では、現状で復興アドバイザーなのか村アドバイザーなのか、何アドバイザーなのかかわからないですけれども、それに関与する方が5名いるということで。ということは今言った復興アドバイザー報償1名、促進アドバイザー1名で、田中さんをご辞退されたということで……。

総務課長（高橋正文君） もう一度申し上げます。30年度については、田中先生が復興アドバイザー、森定さん、小垣外さん、渡邊さん、それに佐川先生で、5名。新年度、31年度については3名。渡邊さんと小垣外さんと佐川先生、3名。

委員（高橋和幸君） これ、31年度予算ですけれども、31年度は3名ということで。でも、これに載っているのは復興アドバイザー1名と促進アドバイザー1名。もう1名分はどこから出ているんですか。

総務課長（高橋正文君） 整理しますと、12ページの真ん中ほどに復興アドバイザー報償1名、120万円、あとその一番下に復興拠点等整備総合調整業務、これが村づくりアドバイザーの佐川さん、次のページの一番下から2段目の移住定住交流促進アドバイザー1名分が小垣外さんということでございます。

田中先生は報酬をご辞退するというので、予算化はしていない。

委員長（相良 弘君） 現在は高橋和幸君の質疑です。

委員（高橋和幸君） 最後にもう1件。職員の方でなくて、村長がまたかとなるかもわかりませんが、同じく資料6の14ページ、ブロンズ像ベンチについてでございますけれども、私がきのう一生懸命いろいろ検索しまして、昭和、明治は別として、現在の著名な彫刻家はどれだけいるだろうと思ひまして調べて、資料提出、持っていると思うんですけれども、16名の方。一体、飯舘村は誰を使っているのかなと思ひまして、ある程度の有名な方であれば1,000万円、2,000万円、3,000万円、ブロンズ銅像はこれは当たり前であろうと思ひまして調べてこれを出したんですけれども、総務課長及び村長のほうから、今現在、飯舘村にかかわっている方は重岡先生ということで、この方々は、例えばファッションとかデザイナーでは今、村にもかかわってもらったコシノヒロコ先生、ジュンコ先生とか、例えばじゃあ日本の有名なバイオリニストは誰かというとな葉加瀬太郎さんと、こうやって知っている人、やっている人ならわからない人がいないというくらいの著名なアーティストなんです。なので、このブロンズ、1,000、1,000、計3,000万円、これ自体上がっているのには、この人のネームバリュー的価値及びその人がつくるもの自体としての価値の金額としては妥当というか、私的には安いかなとも思っています。

ただし、人それぞれ考え方がありますし、全員協議会でも大分もめました、予算とこ

の問題とは私は別であると思っております。これもちよつと、きょう朝6時から起きて一生懸命打ったので、せつくなので読ませていただきますけれども、私の足りない知恵を地方自治法及び議員必携から引き出して文章を打ってきましたので、今回の予算案件に関して、これから採択に向かうと思われましても、私個人の意見、総括を、それは答弁のほうじゃなくて、採択、不採択のときの発言じゃないかと言われるかもしれませんが、あえて言わせていただきます。

本年度の予算の総括に関しては、昨年度よりも簡略化、明確化が図られており、おおむね適正に見積もられ、計上されていると思われまします。また、道の駅ブロンズ像に関しての予算案件に関しては、村民から負託を受けて選ばれた議会議員として慎重審議し、公正かつ公平に配慮及び考慮しても、修正の姿勢をとらざるを得ません。村長の政策の考え方、予算編成の方針に対しては、議会としても十分に理解をしなければいけないところではありますが、予算審議に関しては住民全体の立場に立った公平なものでなくてはなりません。また、審議に当たる議会も住民全体の福祉を念頭に置き、一部の者の利益のための方針であってはなりません。見積もりの甘さ、財政の不安等が考えられる場合には、削減、繰り延べ、修正も必要であり、これが予算審議の第一の使命であります。

この年度の予算がどれほどの構想、効果があるのか、どのような行政サービスがあつて福祉向上に努めるかを住民に約束しなければいけません。予算の原則からいっても、住民のものとして住民のためにつくらなければならない、合理的かつ能率的に民主的に編成し、管理及び執行されるのが原則であることを鑑みて、全体的な視点、視野から、この議案を今年度の予算執行のためと考慮して考えても、これまでの行政執行の不満の声や住民の福祉への貢献度、村民感情を配慮するに、このまま遂行をなすようであれば議会及び委員会及び議員の発言の重さ、必要性を軽視する行為と言わざるを得ないと私は思います。

村民全体の意向を配慮する場合、この議案の重要性は大変重く、予算自体には全くもつて賛成ではあります。が、この議案に関しては、これから村長の答弁をいただきますけれども、村長からの住民の福祉に配慮した提案がなされることを再度上申し上げます。

とはいいつつも、私も文学や芸術が好きでありますから、今まで、きょう一日、村長が述べた答弁の50%以上、私は理解していますし、同じ考えではあります。ですが、皆様いろいろな支援者がいると思われましても、私、若干100名足らずの支援者ですが、この予算案件に関して、予算案件に対しての反対ではなく、この議案に対しての反対に立ったとしても、私の支援者は誰も非難の声は上げません。が、これは私のこのブロンズ像ベンチに関しての考え方ではありますが、この事業をこれからするに当たって、村長が議会及び議員の提案などを切に重んじられて、ともに実行できるように歩み寄れるのかどうかを再度伺います。

委員長（相良 弘君） お知らせします。本日の会議は質疑の都合上、時間を延長します。

村長（菅野典雄君） 我々はこの災害の中の復興の中で、非常にどの案件も大変重要だと思っております、議会にかけさせていただきましたので、ぜひご承認のほどよろしくお願い

い申し上げたいと思います。以上です。

委員（高橋和幸君） ただご承認してくださいではなくて、ともに考える、先ほど佐藤八郎委員からもご指摘がありました。自分の知っている人間だけとか、そういうのばかりというお話もありましたけれども、この事業をするに当たって、重岡先生に頼むかどうかは別として、ほかの議員からこういう先生がいいんじゃないかという声もあるかもしれませんし、そうやってともにこの深谷地区多目的交流広場のベンチに関して、ともに協議をしたり、これから全協を開いて、勝手に先生を選んだり、そういうことをしないでやっていけるのかというのを明確な言葉でいただきたいんですけれども。

村長（菅野典雄君） 議会と我々行政はまさに両輪でありますから、常にそれぞれ意見の交換をしながら、お互いに飯舘村の復興、新しい村づくりを考えていくという、その視点に立っていただき、私らもその思いに全く変わりはありませんので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員（高橋和幸君） 時間が延長されていますから、何分しゃべっても大丈夫だと思いますので。

ブロンズ製ベンチを村の象徴的なシンボルにすると言われましたけれども、全員協議会が予算委員会が始まる前に開かれまして、私はこう申し上げました。村というか、その自治体の本当のシンボルとは、例えばですよ、札幌の時計台とか、ブロンズ像をつくるのであれば50メートル、60メートルの高さのある何か形のあるものとか、石碑にしても銅を使ったにしても、これまでの飯舘の歴史を刻むなりし、名立たる著名な方を並べるとか、それがシンボルだと私は思うんですよ。子供の遊ぶベンチ、つくった初年度はいいですよ。ぴかぴかに光っています。でも、2年3年すればはげ落ちて、子供の遊ぶベンチがなぜ飯舘村のシンボルなんですか。これは、いやそれがシンボルだと言う議員の方もいらっしゃる。が、私はそうは捉えておりません。これは議会議員9名、また役場職員の皆様何十名もいらっしゃいますから、さまざまな考え方があると思います。賛成反対もあると思いますし、職員の方の中にも、いやこれはシンボルとは思っていないと思っていても村長には言えない方もいるのではないかと私は思いますけれども、村のシンボルをこのブロンズ製ベンチにするという、このシンボルの発想、シンボルの観点を教えてください、村長。

村長（菅野典雄君） シンボルは、もっともっと計画書を見ていただければおわかりのように、いっぱいあります。その中の皆さん方に座っていただいたりして喜んでいただけるベンチだということでございます。

委員（高橋和幸君） それは私の答えになっておりませんが。私の質問した返答には値しない返答だと思いますが。

村長（菅野典雄君） 多分、今の質問は、シンボルとはどうなのかという話なんです。今度つくりますこどもひろばのシンボルは、建物であれ、あるいはその他子供たちが遊べるようなものはいっぱい盛り込まれていますので、そちらのほうがシンボルだというふうに思っています。ただ、全てやっぱり全体としていい雰囲気をつくるという中で、そういうのもあっていいのではないかと考えて今回提案させていただいているということで

ございます。

委員（高橋和幸君） 何度も申しわけありません。多分にして、去年の村長であれば、私に対して顔を真っ赤にして怒りながらお話をしていたかと思うんですけれども、私もきょうじゃなくて、これを配られた日にこれを見たときに、私的にはですよ、ほかの方はわかりませんが、私はこういうのが好きなので、こういうのもありかなとも多少は思っております。ただ、やっぱり立場的に、あの金額を見て、道の駅に増資をしたばかりで、また道の駅にブロンズ像かと、そういう住民の声などを考えますと、何の意見も言わず、疑いもせず、はい村長オーケーですよというのは、これは議員としての使命から外れると私は思っておりますので、しつこく質問させていただいております。

私も言いたいことを言いましたし、村長の思いもわかりました。あとは私の思いを採決に反映させたいと思います。

委員長（相良 弘君） そのほかの質疑はないと認めます。

これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第9号平成31年度飯舘村一般会計予算を採決します。

本案に対しては、渡邊 計委員から修正案が提出されていますので、修正案配付の上、提出者に修正理由の説明を求めます。提出者。

委員（渡邊 計君） 議案第9号平成31年度飯舘村一般会計予算に対する修正動議を飯舘村議会会議規則第69条の規定により、別紙の修正案を添えて委員長に提出いたします。

提案の理由を申し上げます。議案第9号平成31年度飯舘村一般会計予算に対する減額修正であります。2款1項6目18節の深谷復興拠点備品3,000万円の活用について納得できない面があるので、修正案を提出いたしました。

我々議員は、住民代表として住民に成りかわり、予算が適正であり、円滑に執行できるかを慎重審議、検討して決議しなければなりません。予算は住民のものとして住民のためにつくられるものであり、村長の人気とりや自己満足のためのものではありません。ふるさと納税は寄附金扱いではありますが、活用に当たっては予算と同様でなければなりません。

一つ、住民の安定した社会生活を保障するために、社会福祉費、児童福祉費、災害扶助費などの民生費、一つ、住民が健康で良好な生活環境のもとで生活できるようにするために、保健衛生費、清掃費などの衛生費、一つ、産業を振興し、住民所得を向上させるための農林水産業費、一つ、商工業振興、観光振興のための商工費、一つ、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費などの土木建築費、一つ、子供たちがよりよく育つための学校費、社会教育費、保健体育費などの教育費、これらのものに有効に活用すべきものと考えております。

以上が提案理由であります。

委員長（相良 弘君） お諮りします。ただいま説明がありましたけれども、委員の皆さんからご意見があれば伺います。

委員（長正利一君） 私は原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

このふるさと納税、相当の皆さんからご支援をいただいて、使い道等々についてインターネットに載せて、飯舘はこの未曾有の大震災、さらには想定外の原因災害でダメージを受けた、それが村長を筆頭にして、もとの飯舘に頑張ろうという同意を得て、全国津々浦々、相当の皆さんから寄附をいただいて頑張ってきた結果なんです。このような形で提案されるというのは、私は賛成です。

村をどのようにこれから導いていくのかという流れは、やはり提案するこの部分については勇気を持って皆さんに理解を得るような村づくりが必要だと。その点では、飯舘村、何をシンボルでこれから生きようとするかとすれば、やはり拠点づくり、一人でも多く飯舘村に戻ってくるという村づくりが必要である。でも、このベンチ、これはこれから賛同を得てつくったとすれば、やはり皆さんで大事に大々的に広めていながら、飯舘村の復興をみんなで私は声を大きくしてやるべきだと思っています。

そんな観点から、いろいろな声がありますが、私は賛成の立場で思っています。

委員長（相良 弘君） そのほか意見ありますか。

委員（長正利一君） 私は村長の提案に賛成でございます。

委員長（相良 弘君） そのほか意見ありますか。

委員（佐藤八郎君） 修正案に対して、私は賛成の立場ですけれども、委員の中でも、このふるさと納税とはいえ、3項目の中で彫刻も入っている。きょうも審議しましたけれども、今までのテーマに沿ったものだから今年も3,000万円の彫刻なんだというお話ですけれども、先日議会で村がまでい館道の駅運営のために多額の村民の公費を支出したばかりのその場所にまた3,000万円もの支出をするということ自体、私としては村民の意志はともそういうものではないなと思っています。

そういう意味では、今までの流れかもしれませんが、村民の暮らしや生活、村民一人一人の人生の再生を目指す村の予算の中で、この間3,500万円もの村民のお金を支出したばかりなのに、またブロンズ像という、今度は椅子になるブロンズ像ですか、そういうものを使うというこの予算、村民の生活や実態からかけ離れたものではないかというふうに、そのお金が村民の暮らしや生活に使えたら、買い物のできない、病院に行けないような人たちがもっとも助かる生活ができる、そういうところが真に村民とともに歩む村づくりではないかと考えております。

その点からしても、今までの流れだから3年続けて彫刻にお金を出すなんていうことは村民の立場からして変える時期でありますし、今回支出することは村民の生活や村民の暮らしに應えるものにはならないというふうに申し上げて、修正案に賛成の立場での発言とします。

委員（高橋孝雄君） 私はこの修正案に反対でございます。やはり平成最後の予算委員会の中で、村民に迷惑をかけるような予算の停滞はすべきじゃないと思います。これ以上のことがあればまたそれなりに反省をしていただくこともありますが、やはり今回はこの予算を速やかに通して、村民の生活をしっかりと守っていくのが道だと思うので、この修正案に反対をいたします。

委員（佐藤健太君） 私は、この修正動議に賛成の立場で話をさせていただきます。

前回、今回と、このブロンズ像、ブロンズベンチに対しての回答をいろいろお聞かせいただきましたけれども、やっぱりまだ納得がいかないところがたくさんありますし、今回、例えばこのベンチを設置するに当たって、どれだけ検討をされたのか、どれだけの人たちと検討してこの結果に至ったのかというところがまだ見えていませんし、本来であればやはりいろんな方たち、村民も含めて、議員も含めて、どうすべきだというところをもう少し議論した上でこの予算というふうになるべきだろうと私は思っていますし、逆に言えば、そうやってやらないと村民の皆さんが復興拠点という場所を愛することがなかなかできないんじゃないかというふうにも捉えます。というのは、やっぱり自分たちがこれを決めて、ここに置いたんだという、そういう誇りを持たせるための予算であれば私は別に3,000万円じゃなくても1億円でも2億円でも投入すべきだとも思いますし、そういう部分ではこの3,000万円は一度ゼロベースに戻して、もう一回しっかり議論をした上で、また新たに予算組みをするという方向が私はいいいんじゃないかというふうに捉えます。以上です。

委員（高橋和幸君） 私の先ほどの質問を聞きまして、多分、反対の立場で言っているんであると察しているのではないかとは思われますが、先ほど申したとおり、気持ち的には反対でありまして、個人的には文学、芸術が好きですので賛成の面が多々あります。が、私、皆様と違って若手2番手、一番最下位のドンケツ議員でございますから、議員必携ないし自分で買った自治法の本を暇があれば毎日読んでたくさん勉強しております。このままであれば、私もこの修正案採択は賛成の立場に回らざるを得ませんけれども、村長にもう一度お尋ね申し上げます。

委員長（相良 弘君） 原案に対する渡邊 計委員から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 起立4名。多数です。よって、渡邊 計委員から提出された修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決定した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正決定した部分を除く部分については、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 起立6名。多数です。よって、修正決定した部分を除く部分は原案のとおり、本案は一部修正して可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成31年度飯舘村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号平成31年度飯舘村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号平成31年度飯舘村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成31年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で平成31年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後5時27分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月14日

予算審査特別委員会委員長

相良 弘